

東広島市社会資本未来プラン

～社会資本の整備に関する基本方針～

令和7（2025）年4月

東 広 島 市

目 次

第 1 章 計画の概要

1	計画の背景と目的	1
2	計画区域	1
3	計画期間	1
4	計画対象	1
5	計画の位置付け	2

第 2 章 社会資本整備の取組方針

1	将来都市像	3
2	社会資本整備の基本方針	4
3	施策体系	6
4	事業展開の在り方	8

第 3 章 分野別の取組方針及び取組施策

1	本市の社会資本整備	10
2	道路	11
2-1	都市計画道路（街路）	11
2-2	幹線市道	29
2-3	生活道路	60
2-4	農道・林道	62
2-5	長寿命化計画（橋梁・トンネル・横断歩道橋）	64
2-6	道路附帯施設	68
3	公園	70
4	土地区画整理	75
5	地区計画	81
6	下水道（污水）	86
7	防災・減災	93
8	主な取組施策の事業箇所	105

参考資料

用語集	120
-----	-----

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

道路・公園・河川・下水道・港湾等の社会資本は、日常生活や経済活動における基盤となる公共施設であり、その整備は生活の質や安全性を向上させるだけでなく、経済的な活動や観光資源としての地域の魅力を向上させる等の効果もあります。

本市の社会資本整備は、第五次東広島市総合計画（以下「総合計画」という。）が目指す姿の実現に向けて、計画的な事業展開の推進に努めてきました。一方で、人口減少・少子高齢化社会の到来、頻発化・激甚化する災害、加速する社会資本の老朽化、デジタル技術の普及・進展及び市民が求める価値観の多様化等、社会資本を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、限られた財源において、時代の変化や新たな課題に対応する持続可能で質の高い社会資本整備を推進することを目的として、社会資本の整備に関する基本的な取組方針等を示す「東広島市社会資本未来プラン（以下「本計画」という。）」を策定することとしました。

なお、本計画では、市民をはじめ多くの方々が本市の社会資本整備について関心や共感を持てるよう、分野ごとの取組等をできるだけ分かりやすく記載しています。

2 計画区域

本計画の対象区域は、東広島市全域とします。

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までとします。

4 計画対象

本計画の対象は、建設部・都市交通部・下水道部・産業部が所管する社会資本整備事業のうち、「道路、公園、土地区画整理、地区計画、下水道、防災・減災に関する事業（日常的な維持管理事業や建築物の建築を主とする事業を除く）」とします。

5 計画の位置付け

本計画は、総合計画が目指す姿の実現に向けて、計画期間内に建設部・都市交通部・下水道部・産業部が取り組む社会資本整備について、取組の方向性等の基本方針及び取組概要を示すものです。

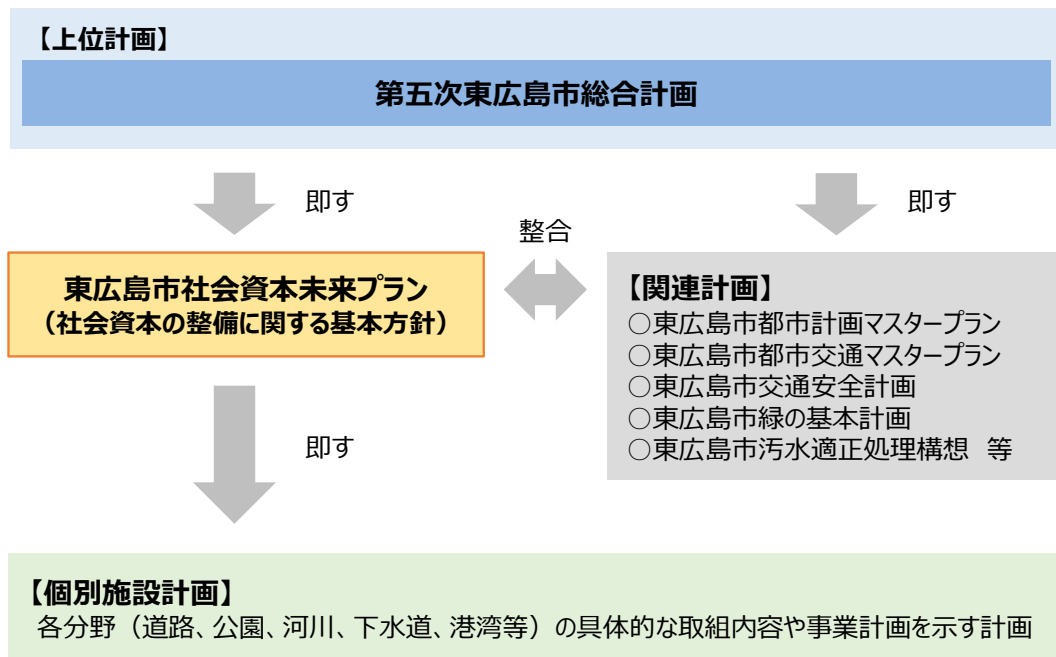


図 計画の位置付け

第2章 社会資本整備の取組方針

1 将来都市像

総合計画では、将来都市像として「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市 ～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」を掲げ、まちづくり大綱において、「【仕事づくり】知的資源と産業力で多様な仕事生まれるまち」、「【暮らしづくり】自然と利便性が共存する魅力的な暮らしのあるまち」、「【人づくり】誰もが夢を持って成長し活躍できるまち」、「【活力づくり】学術研究機能や多様な人材の交流から新たな活力が湧き出すまち」、「【安心づくり】自助・互助・共助・公助によって安心した生活を送れるまち」を定め、持続的に発展できるまちづくりを目指しています。

本計画では、総合計画が目指す姿の実現に向けて、限られた財源の中で最適な資源配分による効果的な社会資本整備を進めていくことで、市民等の安全・安心な暮らしを守るとともに、地域の活力と発展を支えるまちづくりを目指します。

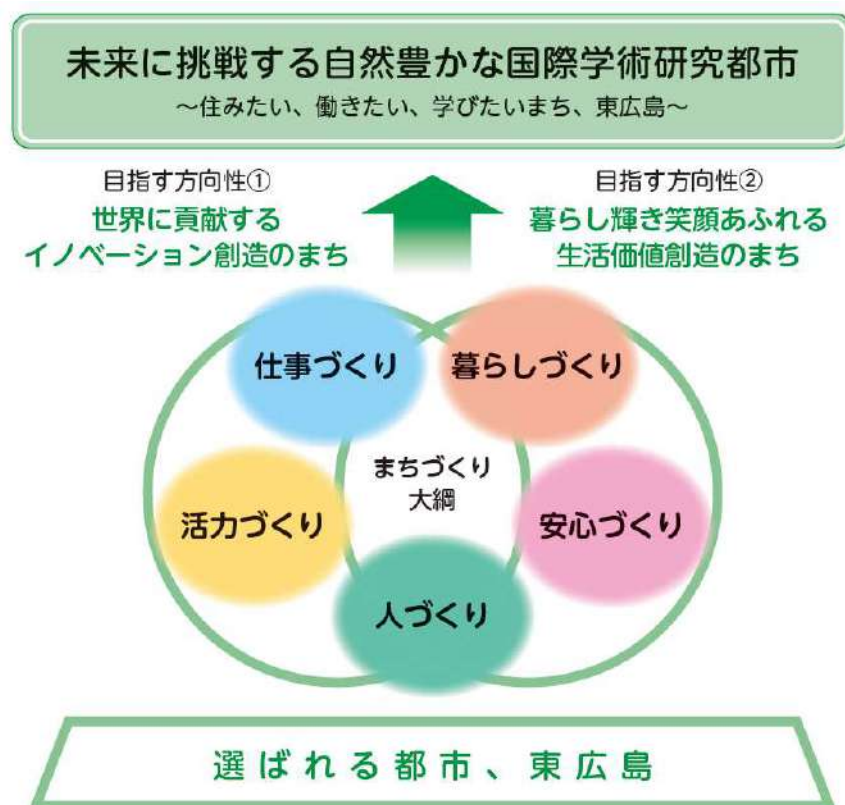


図 将来都市像を実現するイメージ

2 社会資本整備の基本方針

本計画の対象事業は、総合計画に定めるまちづくり大綱の「暮らしづくり」「安心づくり」「仕事づくり」に該当し、次のとおり基本方針及び重視する方向性が定められています。

本計画では、これらの基本方針等を踏まえ、ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる取組を進めます。

1 暮らしづくり ～自然と利便性が共存する魅力的な暮らしのあるまち～

1 基本方針

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の視点に基づき、各地域の生活を支える拠点の形成を図り、生活交通ネットワークの充実や生活に身近な生活道路網を構築するとともに、3R活動の推進による循環型社会の構築や公共用水域の水質保全等に取り組みます。

2 重視する方向性

方向性1 暮らしを支える拠点地区の充実と安全で円滑な生活交通の充実

各地区に必要な機能が適正に配置され、都市を中心として相互に連携し合いながら、地域の生活・賑わい・交流を支える拠点地区の形成を図るとともに、土地利用規制の適切な管理や空き家等の有効活用による**良好な都市環境の整備や住環境の形成**を図ります。また、市民生活の利便性を高めるため、安全で快適な移動を支える**生活交通ネットワークの充実**とともに、**利便性の高い道路交通網や道路環境の整備**を推進します。

方向性2 快適な生活環境の形成と豊かな自然環境の保全

一般廃棄物の減量と資源化推進等により、循環型社会の構築に向けた取組を進めるとともに、**公共用水域の水質保全**に取り組むことで、安全で快適な生活基盤・環境の形成を図ります。また、自然環境の持つ価値や機能への理解や関心を高め、本市の特色である豊かな自然の維持・保全を進めることで、自然環境と調和した快適で潤いのある生活環境の形成を目指します。

2 安心づくり ～自助・互助・共助・公助によって安心した生活を送れるまち～

1 基本方針

近年多発する豪雨・地震災害等を踏まえ、災害に強い地域づくりや行政、関係機関及び地域が連携した防災・減災対策に取り組むとともに、犯罪及び交通事故の未然防止や迅速かつ的確な対応が可能な消防・救急・救助体制の確立を進めることで、安全・安心な市民生活を送れるまちの実現を目指します。

2 重視する方向性

方向性 災害に強い地域づくりと安全・安心な市民生活の実現

職員の防災意識・スキルの向上や適切な災害対応のための防災体制の整備を実施するとともに、地域の自助・共助機能の維持・強化と防災・減災に向けた基盤整備を図ります。また、災害や犯罪等のリスクを軽減し、災害時・救急時には迅速かつ適切に対応する体制が確立され、市民が防災・防犯意識を共有する、安全・安心なまちを目指します。

3 仕事づくり ～知的資源と産業力で多様な仕事が生まれるまち～

1 基本方針

豊かな自然環境のもとで培われた農林水産業や酒造等の伝統産業、半導体や自動車関連の先端産業等が基幹的な産業となり、国内外の人びとと地域の交流を促進するとともに、多様な地域資源と組み合わせることで、魅力ある「仕事」の創出に取り組みます。

2 重視する方向性

方向性 農山漁村の魅力づくりと農林水産業の活性化

農山漁村の良好な生産・生活基盤が維持されるとともに、意欲ある担い手が夢を持って営農し、農林水産業が地域経済を支える十分な所得形成能力を有した産業として確立することを目指し、農林水産業の推進や高収益化に取り組みます。

3 施策体系

本計画では、上記「2 社会資本整備の基本方針」に示す3つの基本方針（暮らしづくり、安心づくり、仕事づくり）に基づき、次のとおり社会資本整備の取組を展開します。

1 暮らしづくり

1 市道、街路の整備・促進

コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の形成や市街地の渋滞解消等を図るため、都市の骨格となる幹線道路整備を推進します。また、安全・安心に利用できる道路空間の形成を図るため、地域の実情に応じた道路整備や通学路等の安全対策を推進するとともに、アセットマネジメントの取組により道路附属物等の適切な維持管理に努めます。

表 主要な取組施策

分野	取組
道路（市道）	都市計画道路（街路）の整備
	幹線市道の整備
	生活道路の整備
	道路附属物等の管理

2 良好な市街地形成の推進

魅力的で快適な都市空間の創出、良好な市街地の形成、各地区の特性に応じた都市機能・居住機能の集積及び公園・緑地の設置を図るため、都市公園等の整備や市街地整備を推進します。

表 主要な取組施策

分野	取組
公園	都市公園等の整備
土地区画整理	土地区画整理事業
地区計画	地区計画事業

3 公共用水域の水質保全

市域の汚水を適正に処理し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備を進めるとともに、ストックマネジメントの取組により下水道施設の適切な維持管理に努めます。

表 主要な取組施策

分野	取組
下水道（污水）	污水管渠の整備
	施設の改築・更新

2 安心づくり

1 防災・減災のための基盤整備

自然災害を未然に防止し、市民の安全・安心な暮らしの確保を図るため、災害リスクや地域の状況等に応じて、様々な自然災害に備えた事前防災及び減災等に資する取組を推進します。

表 主要な取組施策

分野	取組
防災・減災	治水対策
	下水道（雨水）の整備
	河川維持修繕
	急傾斜地崩壊対策
	小規模崩壊地復旧
	港湾・漁港施設の管理

3 仕事づくり

1 地域社会の持続のための農林水産業の推進

営農基盤の保全・整備と農地利用の最適化を図るため、農道・林道の整備を推進するとともに、アセットマネジメントの取組により道路附属物の適切な維持管理に努めます。

表 主要な取組施策

分野	取組
道路（農林道）	農道の整備
	林道の整備
	道路附属物の管理

4 事業展開の在り方

各取組の事業展開に当たっては、次の視点に立って実施します。

1 適切な公共投資

本市では、総合計画が目指す姿の実現に向けた各施策を着実に実施していくため、東広島市中期財政運営方針や東広島市下水道事業経営戦略を定め、堅実な財政運営を続けることとしています。

そのため、社会資本整備に当たっては、当該中期財政運営方針等を遵守するとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業の効果や緊急性、熟度等から優先度を評価する等、最適な予算配分による効果的な公共投資を推進します。

表 投資見込額（令和7年度～12年度）

項目	投資見込額
公共インフラ事業費	約410億円
下水道事業費	約360億円

※投資見込額は、財政状況や社会情勢の変化等により変動する可能性があります。

※公共インフラ事業費及び下水道事業費は、本計画の対象となる社会資本の整備に要する主に測量調査費、設計費、工事費、用地購入・補償費等です。

2 効率的・効果的な事業推進

まちづくりを進めていく上で整備が必要な社会資本は多くありますが、整備に充てられる財源は限られており、全ての取組を同時に実施することは困難です。

そのため、本市では、各分野において「個別施設計画」を策定し、地域の実情や課題等に応じた投資効果の高い取組へ「選択と集中」を進めるとともに、社会経済情勢の変化等に応じて事業執行に関する必要な見直しを適切に行う等、効率的かつ効果的な事業展開を推進します。

3 SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている令和12（2030）年までの国際目標であり、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の目標から構成されるものです。

社会資本整備の各取組の展開に当たっては、SDGsの理念を取り入れて推進し、SDGsが掲げる目標達成に貢献します。



図 SDGs における 17 の目標

第3章 分野別の取組方針及び取組施策

1 本市の社会資本整備

社会資本とは、日常生活や経済活動を支える基盤となる道路・公園・河川・下水道・港湾等の公共施設のことで。

本市では、日常生活や経済活動を支え、誰もが安全・安心に住み続けられるまちづくりのほか、大雨や台風等の自然災害から生命や財産を守る環境づくり等に向けて、次のとおり各部局において様々な社会資本整備の取組を進めています。なお、本市の社会資本整備は、街路事業や下水道事業等の都市の骨格基盤となる都市計画事業を優先的に整備することを基本とし、その他の事業は AHP 法等を参考として効率的かつ効果的な事業推進に努めます。

本章では、分野ごとに「概要や取組方針等」と「主な取組施策（事業中の主要な社会資本整備事業）」を掲載しています。

表 分野別の取組概要

分野	主な取組内容	担当部局
道路	都市計画道路（街路）の整備	都市交通部
	幹線市道の整備	建設部 都市交通部
	生活道路の整備	建設部
	農道・林道の整備	産業部
	長寿命化計画（橋梁・トンネル・横断歩道橋）	建設部・産業部
	道路附帯施設の管理	建設部
公園	都市公園等の整備	都市交通部
土地区画整理	土地区画整理事業	都市交通部
地区計画	地区計画事業	
下水道（污水）	污水管渠の整備	下水道部
	施設の改築・更新	
防災・減災	治水対策事業	建設部・産業部
	下水道（雨水）事業	下水道部
	河川維持修繕事業	建設部
	急傾斜地崩壊対策事業	
	小規模崩壊地復旧事業	産業部
	港湾施設長期保全事業 港湾・漁港の維持管理事業	建設部

2 道路

2-1 都市計画道路（街路）

1 概要

街路事業は、都市計画法第59条の認可を得て実施される都市計画事業であり、都市における円滑な交通の確保及び豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的としています。

本市では、東広島都市計画区域（旧東広島市、黒瀬町）と安芸津都市計画区域内において、都市計画道路が決定されています。

2 都市計画道路の現状

（1）都市計画道路の整備状況

本市の都市計画道路の整備率は、令和6年3月末現在において、東広島都市計画区域内の整備率が約62%、安芸津都市計画区域内の整備率が約44%となっています。

表 都市計画道路の整備状況

都市計画区域名	計画延長（km）					整備済延長（km）	整備率（%）
	合計	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路		
東広島都市計画区域	150.59	27.09	121.13	1.62	0.75	93.80	62.3
安芸津都市計画区域	8.26	-	8.26	-	-	3.67	44.4

（2）事業中の都市計画道路事業

本市では、次のとおり都市計画道路の整備を実施しています。

表 事業中の都市計画道路

町名	都市計画道路名	延長	幅員	完了予定年度	備考
西条町	寺家中央線（1工区）	約0.58km	17m	R7	
	寺家中央線（2工区）	約0.56km	17m	R11	
	西条中央巡回線（寺家工区）	約0.58km	17m	R7	
	吉行泉線（2工区）	約0.46km	14m	R7	
八本松町	八本松駅前1号線	約0.31km	14m	R13以降	八本松駅前土地区画整理関連事業
高屋町	西高屋駅南北線	約0.11km	4m	R7	
	中島線	約0.35km	9.25m	R7	
	中島杵原線	面積：約4,200㎡		R7	西高屋駅北側駅前広場
黒瀬町	丸山杵原線	約0.76km	16m	R7	

3 都市計画道路の取組方針

(1) 目指す姿

- ・道路の機能強化及び人やモノの円滑な移動を促進し、都市全体の発展を目指します。
- ・頻発化・激甚化する自然災害に備え、安全・安心な道路ネットワークや機能の構築を目指します。
- ・誰もが快適かつ円滑に移動できる道路空間の創出を目指します。

(2) 施策の展開方針

- ・山陽自動車道、東広島安芸バイパス・西条バイパス（国道2号）、東広島呉自動車道等の広域幹線道路や主要地方道等へのアクセス機能の向上に資する幹線道路ネットワークを形成します。
- ・コンパクト・プラス・ネットワークによる都市構造の実現に向けて、拠点間連携の強化に資する事業を推進します。
- ・主要プロジェクト（次世代学園都市構想、新産業団地の整備、自動運転・隊列走行 BRT 等）と連携した都市計画道路の設置検討及び整備を推進します。
- ・リダンダンシーの確保、避難経路や支援物資輸送経路の確保等の視点から、災害に強い幹線道路ネットワークを形成します。
- ・公共交通の利用促進に向けて、交通結節点等の公共交通網を支える事業を推進します。
- ・主要な渋滞箇所における交通の円滑化に向けて、バイパス道路の整備や交通容量を拡大する拡幅整備等を推進します。
- ・児童・生徒及び未就学児童等が日常的に利用する通学路等の安全確保に向けて、歩道整備や自転車通行帯の整備等の交通安全対策を推進します。

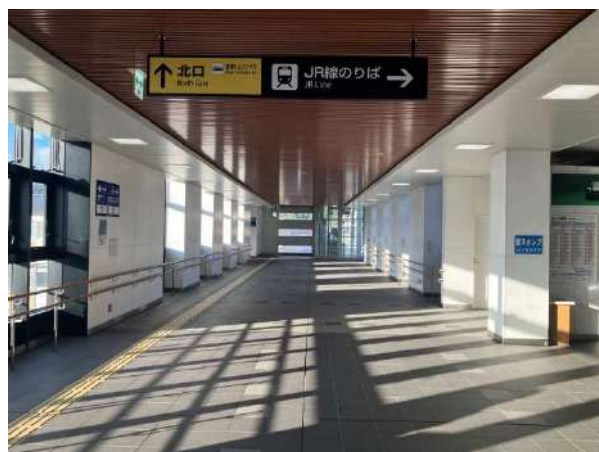


図 都市計画道路の整備事例（左：西条駅南北線（自由通路）、右：西条駅北線）

【主な取組施策】都市計画道路寺家中央線（1工区、2工区）

1 事業の目的

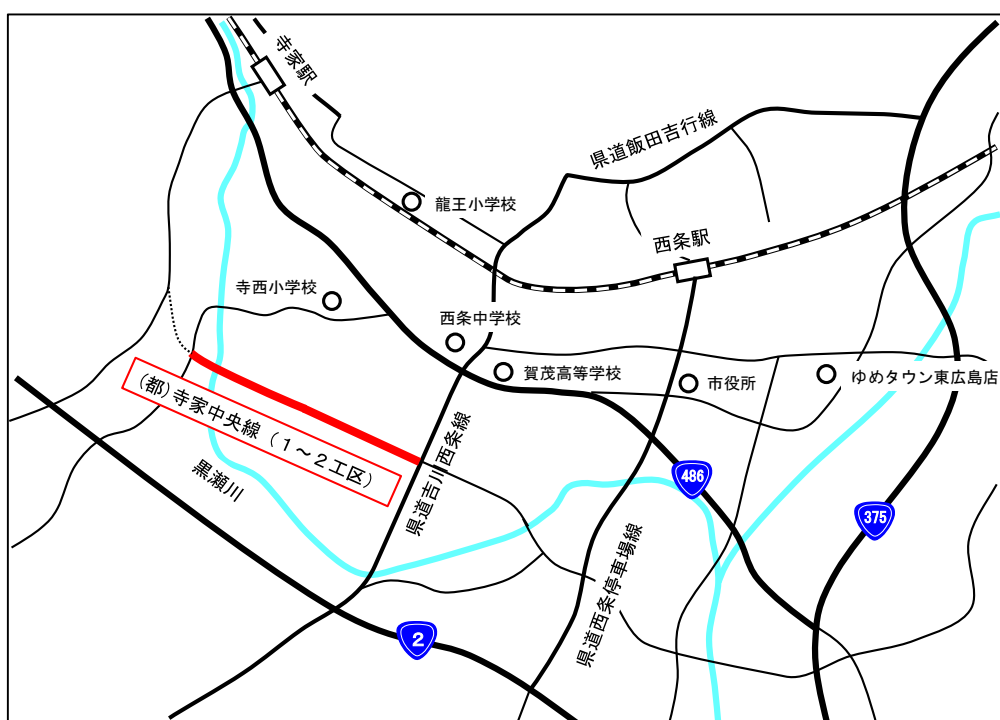
都市計画道路寺家中央線は、県道吉川西条線から国道486号を連絡する都市計画道路です。

本事業は、都市計画道路西条中央巡回線と併せた中心市街地における環状道路の形成により、西条駅や寺家駅周辺地区の幹線道路ネットワークの機能強化を図るとともに、市街地内の交通の分散による渋滞緩和や歩道整備による歩行者の安全性の向上を目的としています。また、西条第二地区地区計画事業と併せて整備を進めることで、沿道土地利用の促進による市街地の活性化等も期待されます。

2 事業の概要

項目	内容
工種	道路新設、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市西条町寺家
延長、幅員	延長：（1工区）約0.58km、（2工区）約0.56km 幅員：17m
道路構成	2車線、両側歩道
道路規格	第4種第2級
事業着手年度	1工区：平成30年度、2工区：令和5年度
完成予定年度	1工区：令和7年度、2工区：令和11年度

3 位置図（広域図）



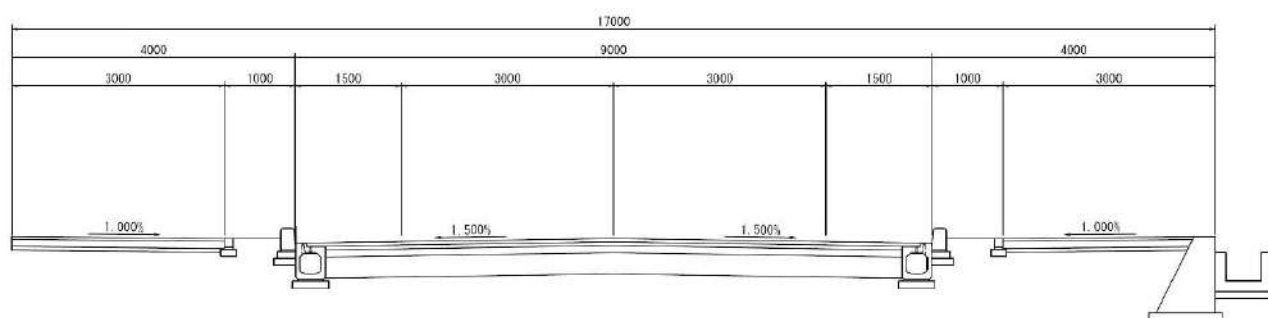
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】都市計画道路西条中央巡回線（寺家工区）

1 事業の目的

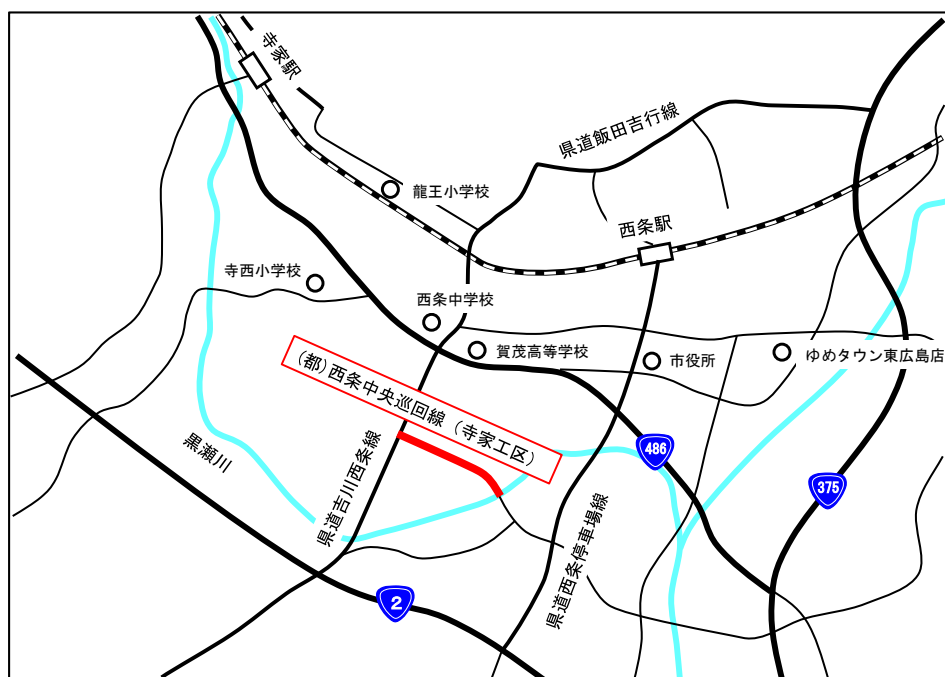
都市計画道路西条中央巡回線は、県道吉川西条線や国道 375 号等の主要な幹線道路とのネットワークを形成する環状道路です。

本事業は、都市計画道路寺家中央線と併せた中心市街地における環状道路の形成により、西条駅や寺家駅周辺地区の幹線道路ネットワークの機能強化を図るとともに、市街地内の交通の分散による渋滞緩和や歩道整備による歩行者の安全性の向上を目的としています。また、西条第二地区地区計画事業と併せて整備を進めることで、沿道土地利用の促進による市街地の活性化等も期待されます。

2 事業の概要

項目	内容
工種	道路新設、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市西条町下見～西条町寺家
延長、幅員	延長：約 0.58 km、幅員：17m
道路構成	2車線、両側歩道
道路規格	第4種第2級
事業着手年度	平成 26 年度
完成予定年度	令和 7 年度

3 位置図（広域図）



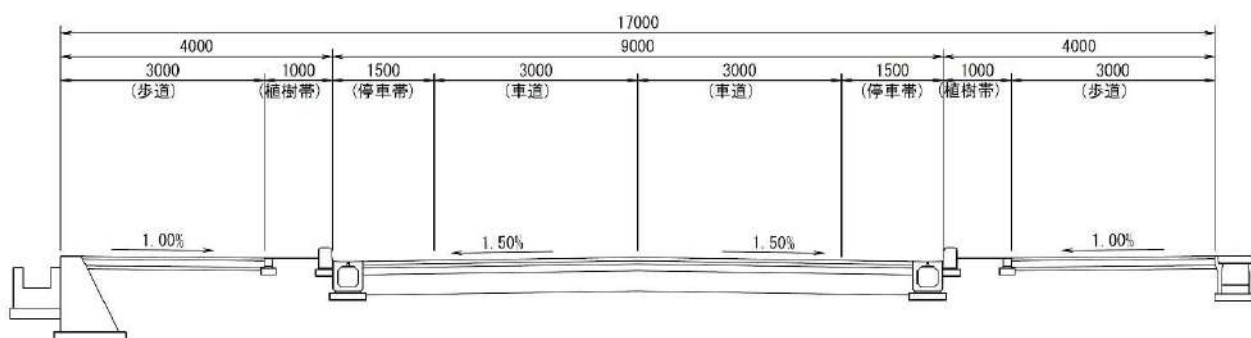
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】都市計画道路吉行泉線（2工区）

1 事業の目的

都市計画道路吉行泉線は、県道飯田吉行線と中央巡回線をはじめ国道486号等と連絡する都市計画道路です。

本事業は、JR山陽本線で分断された南北方向の新たなバイパス道路の形成により、西条駅周辺地区の幹線道路ネットワークの機能強化を図るとともに、中心市街地内の交通の分散による渋滞緩和、酒蔵通り内の交通量の減少・歩行者の交通安全等を目的としています。また、観光資源である史跡安芸国分寺と酒蔵地区における回遊性の創出により、市街地の賑わいの創出も期待されます。

2 事業の概要

項目	内容
工種	道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市西条本町、西条上市町及び西条朝日町
延長、幅員	延長：約0.46km、幅員：14m
道路構成	2車線、両側歩道
道路規格	第4種第2級
事業着手年度	平成27年度
完成予定年度	令和7年度

3 位置図（広域図）



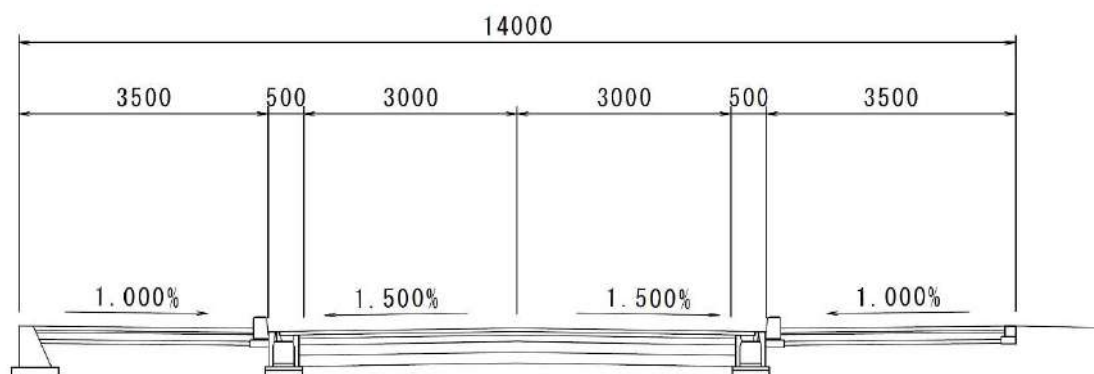
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】都市計画道路八本松駅前1号線

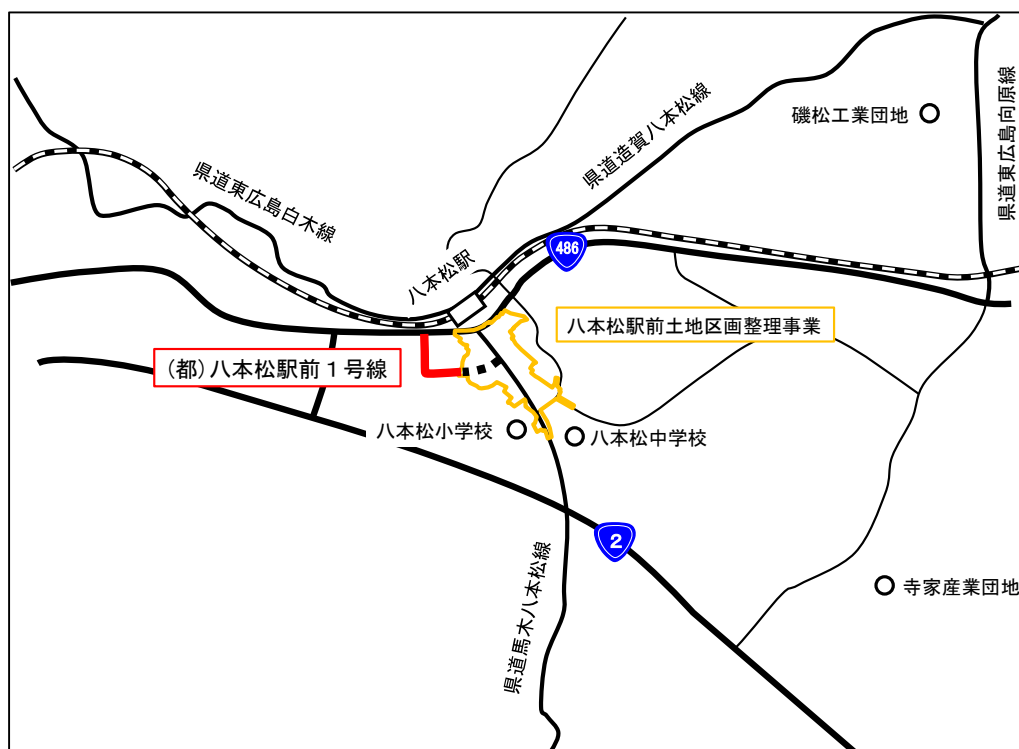
1 路線の概要

都市計画道路八本松駅前1号線は、国道486号と県道馬木八本松線を連絡する都市計画道路です。本事業は、現在施行中の八本松駅前土地区画整理事業との一体的な整備により、八本松駅前地区の幹線道路ネットワークの機能強化を図るとともに、土地区画整理事業と併せた良好な住環境の形成及び歩道整備による歩行者の安全性の向上を目的としています。

2 事業の概要

項目	内容
工種	道路新設、道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市八本松町飯田～八本松町飯田
延長、幅員	延長：約0.31km、幅員：14m
道路構成	2車線、両側歩道
道路規格	第4種第3級
事業着手年度	平成28年度
完成予定年度	令和13年度以降

3 位置図（広域図）



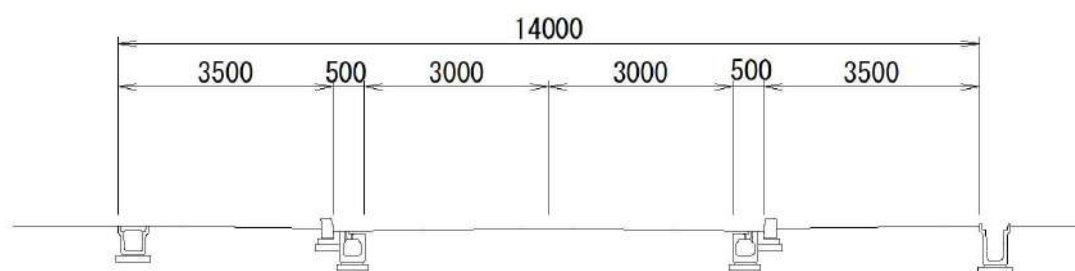
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】都市計画道路西高屋駅南北線

1 事業の目的

都市計画道路西高屋駅南北線は、西高屋駅の南北駅前広場を連絡する歩行者専用道路の都市計画道路です。

本事業は、西高屋駅の再編計画（駅舎の橋上化、南側駅前広場の設置、北側駅前広場の拡張）に併せて南北の駅前広場を連絡する自由通路を設置することで、交通結節点機能の向上、歩行者の移動円滑化及び南北の回遊性の向上による駅周辺の賑わい創出を図ることを目的としています。

2 事業の概要

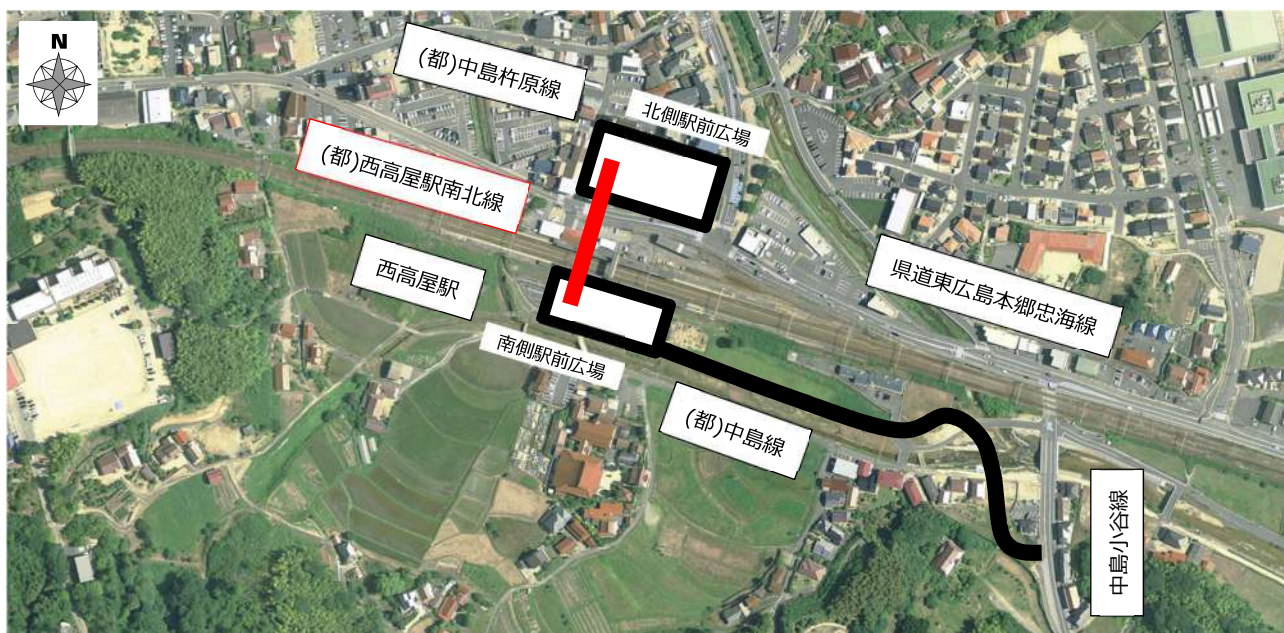
項目	内容
工種	自由通路新設
所在地（起終点）	東広島市高屋町中島～高屋町中島
延長、幅員	延長：約 0.11 km、幅員：4 m
道路構成	自由通路
道路規格	歩行者専用道路
事業着手年度	令和元年度
完成予定年度	令和7年度

3 位置図（広域図）

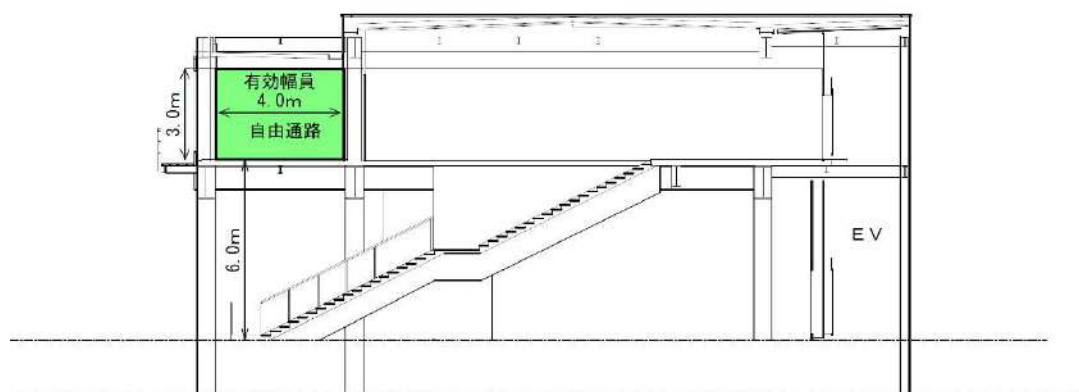


4 事業計画

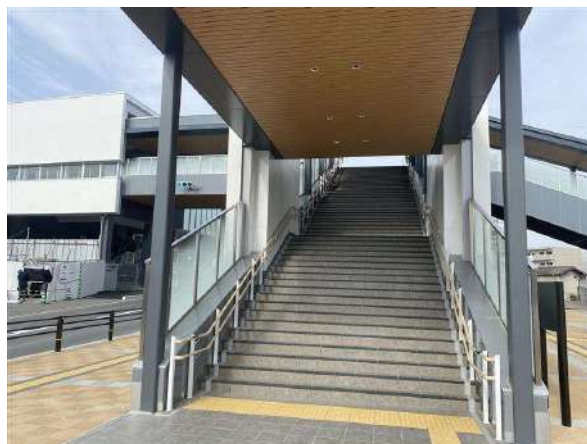
《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】 都市計画道路中島線

1 事業の目的

都市計画道路中島線は、中島小谷線と西高屋駅南北線（自由通路）を連絡し、西高屋駅南側駅前広場を含む都市計画道路です。

本事業は、西高屋駅の再編計画（駅舎の橋上化、自由通路の設置、北側駅前広場の拡張）に併せて南側駅前広場と北側駅前広場に連絡する道路を設置することで、西高屋駅周辺における交通混雑の解消や歩行者の安全性の確保を図るとともに、鉄道駅としての交通結節点機能の向上を図ることを目的としています。

2 事業の概要

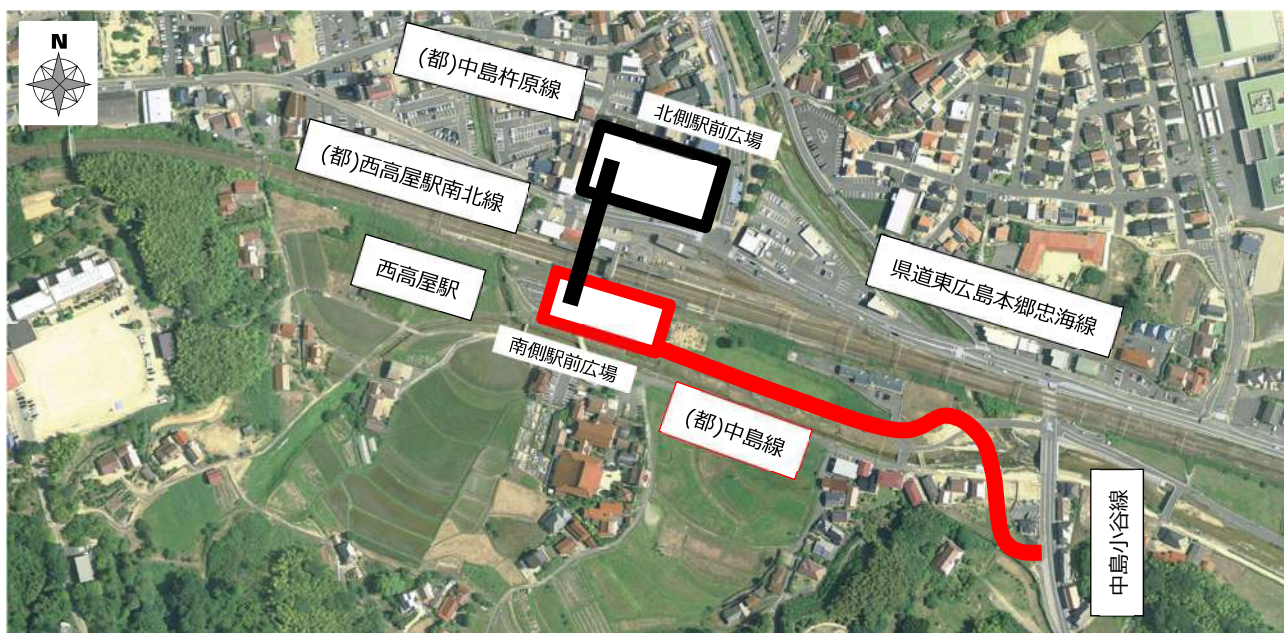
項目	内容
工種	道路新設、歩道新設、駅前広場新設
所在地（起終点）	東広島市高屋町中島～高屋町中島
延長、幅員	延長：約 0.35 k m、幅員：9.25m
道路構成	2車線、片側歩道
道路規格	第3種第4級
事業着手年度	令和元年度
完成予定年度	令和7年度

3 位置図（広域図）



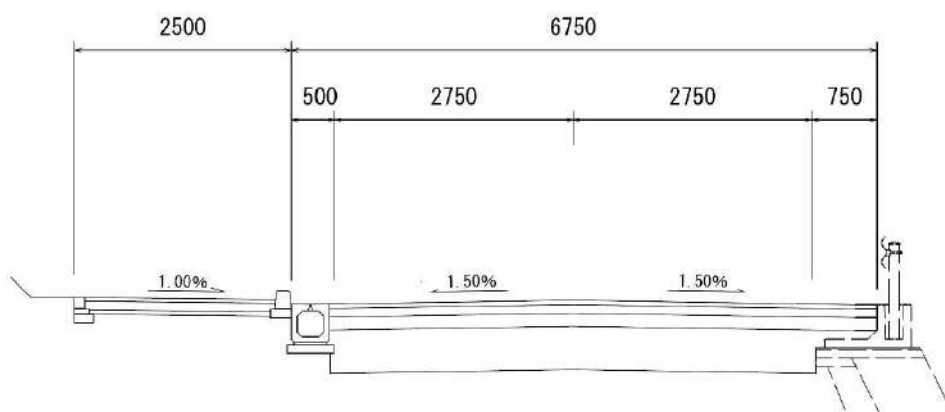
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】都市計画道路中島杵原線

1 事業の目的

都市計画道路中島杵原線は、県道東広島本郷忠海線と国道375号を連絡し、西高屋駅北側駅前広場を含む都市計画道路です。

本事業は、西高屋駅の再編計画（駅舎の橋上化、自由通路の設置、南側駅前広場の設置）に併せて既存の北側駅前広場を拡張することで、西高屋駅周辺における交通混雑の解消や歩行者の安全性の確保を図るとともに、鉄道駅としての交通結節点機能の向上を図ることを目的としています。

2 事業の概要

項目	内容
工種	駅前広場拡張
所在地（起終点）	東広島市高屋町中島
面積	面積：約 4,200 m ²
道路構成	駅前広場
事業着手年度	令和2年度
完成予定年度	令和7年度

3 位置図（広域図）



北側駅前広場

(都)中島杵原線

(都)西高屋駅南北線

西高屋駅

南側駅前広場

(都)中島線

県道東広島本郷忠海線

中島小谷線

An aerial view of a modern transportation hub. A large, multi-story terminal building with a glass facade is connected to a train platform by a covered walkway. Several train tracks with passenger trains are visible. In the foreground, there is a large parking lot with several cars parked. The surrounding area includes green spaces and other buildings.



【主な取組施策】都市計画道路丸山檜原線

1 事業の目的

都市計画道路丸山檜原線は、国道375号から乃美尾兼広線を連絡する都市計画道路です。

本事業は、市街地内の幹線道路ネットワークの機能強化により、都市基盤が未整備のまま宅地開発が進む地域における良好な住環境を形成するとともに、市街地内の交通の分散による渋滞緩和や歩道整備による歩行者の安全性の向上を目的としています。

2 事業の概要

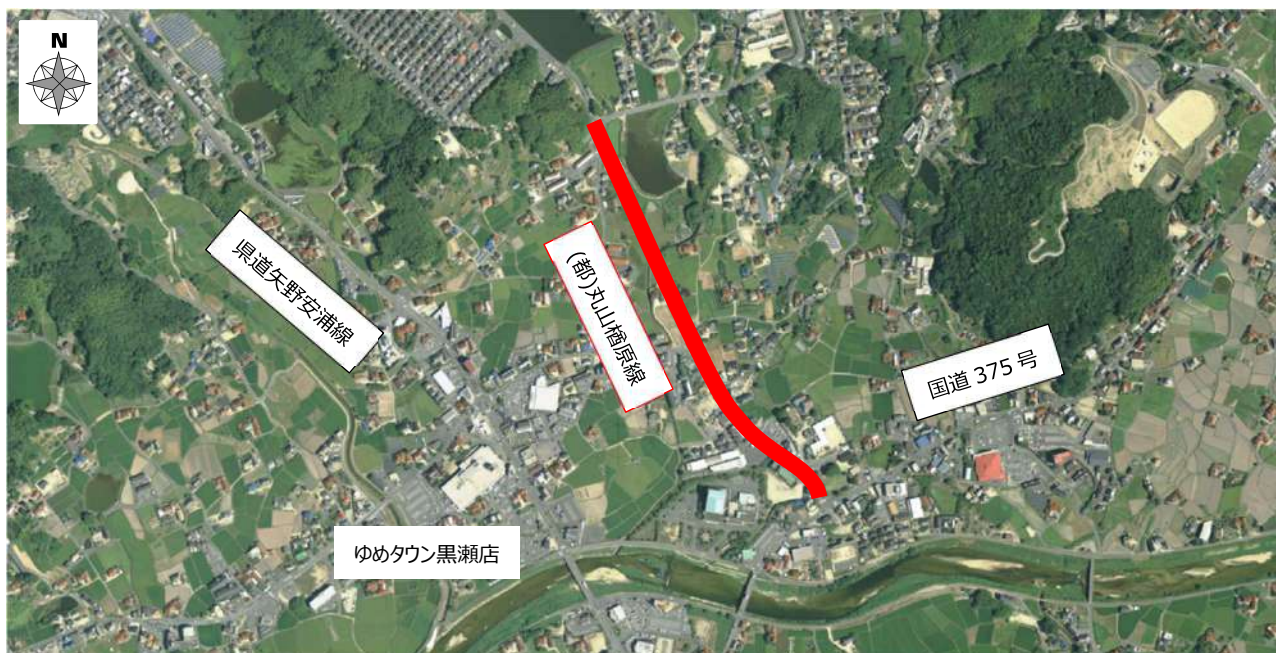
項目	内容
工種	道路新設、道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市黒瀬町丸山～黒瀬町檜原
延長、幅員	延長：約0.76km、幅員：16m
道路構成	2車線、両側歩道
道路規格	第4種第2級
事業着手年度	平成28年度
完成予定年度	令和7年度

3 位置図（広域図）



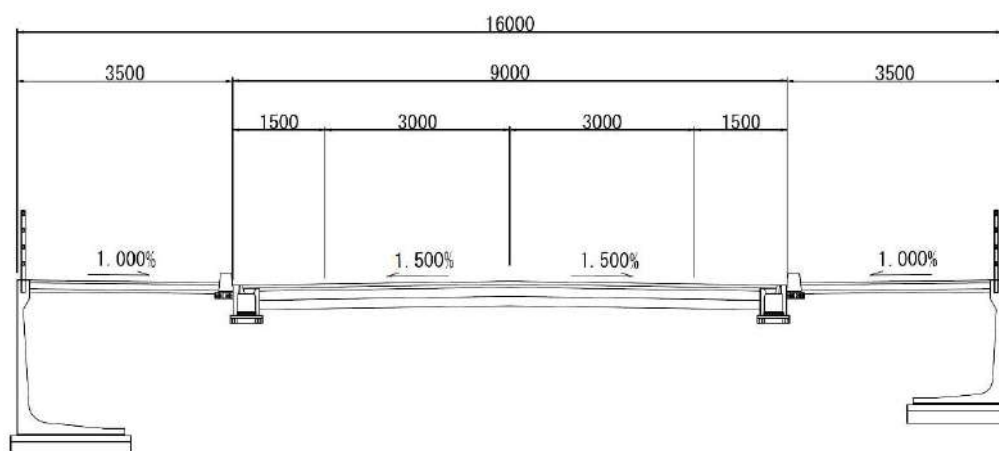
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



2-2 幹線市道

1 概要

幹線市道整備事業は、都市計画道路（街路）を除く幹線市道（主に1級・2級市道）の整備を行う事業であり、国道・県道や都市計画道路を補完する地域の骨格道路として「地域間の連携・交流の促進等のまちづくり」、「交通渋滞の解消等の交通円滑化」及び「通学路の安全確保等の安全安心」等に寄与することを目的としています。

本市の幹線市道整備では、主に道路の新設・改良、歩道整備及び交差点改良等を行っています。

2 市道の現状

（1）認定市道の整備状況

本市の市道は、令和7年3月末現在において、4,592路線が市道認定されており、認定市道の整備状況は、次のとおりです。

表 区分別の整備状況

区分	路線数	延長（km）			改良率（%）
		総延長	実延長	改良延長	
1級市道	105	285	273	245	89.7
2級市道	155	240	236	159	67.4
その他市道	4,332	1,747	1,720	907	52.7
合計	4,592	2,272	2,229	1,311	58.8

表 地域別の整備状況

地域	路線数	延長（km）			改良率（%）
		総延長	実延長	改良延長	
旧市	2,692	1,250	1,224	765	62.5
黒瀬町	457	276	272	183	67.3
福富町	358	140	139	75	54.0
豊栄町	308	170	162	106	65.4
河内町	513	263	261	133	51.0
安芸津町	264	173	171	49	28.7
合計	4,592	2,272	2,229	1,311	58.8

第3章 分野別の取組方針及び取組施策

(2) 事業中の幹線市道事業

本市では、次のとおり幹線市道の整備を実施しています。（都市計画道路（街路）を除く）

表 事業中の幹線市道

町名	路線名		延長	幅員	完了予定年度
西条町	中央巡回線		約 0.35km	16m	R9
	一町田吉行線		交差点 2 か所		R13 以降
	助実 12 号線		約 0.3km	12m	R13 以降
	上三永助実線（上三永工区）		約 0.75km	9.75m	R8
	大河内大沢線		約 1.06km	9.25m	R13 以降
	武士郷曽線		約 0.4km	9.25m	R7
八本松町	（仮称）正力西 1 号線		約 0.4km	9.75m	R8
	正力飯田線ほか 4 路線		約 1.8km	4.0～7.0m	R8
	飯田工業団地線		約 0.17km	2.5m（歩道）	R9
志和町	栴坂志和西線	1 工区	約 1.1km	9.75m	R10
		2 工区	約 1.1km	9.75m	R13 以降
		3 工区	約 0.5km	9.75m	R13 以降
黒瀬町	乃美尾兼広線（1 工区）		約 1.05km	16m	R13 以降
	黒瀬川 1 号線		約 0.09km	9.25m	R8
安芸津町	赤崎海岸線（現道拡幅工区）		約 0.34km	9.25m	R10
	駅前蓮光寺線ほか 6 路線		約 0.49km	4.0～6.5m	R9

※完了予定年度は、現在事業中の延長に対するものです。

3 幹線市道の取組方針

(1) 目指す姿

- ・重要物流道路の機能強化及び人やモノの円滑な移動を促進し、都市全体の発展を目指します。
- ・頻発化・激甚化する自然災害に備え、安全・安心な道路ネットワークや機能の構築を目指します。
- ・誰もが快適かつ円滑に移動できる道路空間の創出を目指します。

(2) 施策の展開方針

- ・国道・県道及び都市計画道路へのアクセス機能の向上により、市民の日常生活や経済活動を支える幹線市道ネットワークを形成します。
- ・リダンダンシーの確保、避難行動や支援物資輸送の経路の確保等の視点から、災害に強い幹線市道ネットワークを形成します。
- ・児童・生徒及び未就学児童等が日常的に利用する通学路等の安全確保に向けて、歩道整備や自転車通行帯の整備等の交通安全対策を推進します。
- ・主要な渋滞箇所における交通の円滑化に向けて、右折レーンの整備等によるボトルネックの解消に資する事業を推進します。
- ・地域の活性化や都市機能施設へのアクセス性の向上等に向けて、狭隘道路の解消等の良好な市街地形成に資する事業を推進します。



図 幹線市道の整備事例（左：下横野5号線、右：上三永助実線）

【主な取組施策】中央巡回線

1 事業の目的

中央巡回線は、県道吉川西条線や国道375号等の主要な幹線道路とのネットワークを形成する環状道路（1級市道）です。

本路線は、沿道に行政施設や大型商業施設等の都市施設が立地するため、歩行者・自転車・自動車の交通量が多い中、歩行者・自転車の通行空間が十分でないため交通事故が多く、また、大型商業施設の周辺では店舗利用者等による交通渋滞が慢性的に発生しています。

そのため、道路空間の再編を行うことで、歩行者・自転車の安全・安心の確保と自動車交通の円滑化を図ることを目的としています。

2 事業の概要

項目	内容
工種	道路空間再編（歩道・自転車の通行空間の整備）
所在地（起終点）	東広島市西条土与丸一丁目～西条上市町
延長、幅員	延長：約0.35km、幅員：16m
道路構成	2車線、両側歩道
道路規格	第4種第2級
事業着手年度	令和6年度
完成予定年度	令和9年度

3 位置図（広域図）



4 事業計画

《事業箇所》



《標準断面図》

現在検討中

5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】一町田吉行線

1 事業の目的

一町田吉行線は、国道486号と県道吉行飯田線を接続する市道（1級市道）です。

本路線は、沿道に行政施設や大型商業施設等の都市施設が立地するため、朝夕の通勤帰宅時間帯の交通集中により慢性的な交通渋滞が発生しています。

そのため、主要渋滞交差点におけるボトルネックの解消に向けた対策を進めることで、交通の円滑化を図ることを目的としています。

2 事業の概要

項目	内容
工種	交差点改良
所在地（起終点）	市役所西交差点、大坪交差点
道路構成	2車線、一部両側歩道・一部片側歩道・一部歩道なし
道路規格	第4種第2級
事業着手年度	令和6年度
完成予定年度	令和13年度以降

3 位置図（広域図）



4 事業計画

《事業箇所》



《標準断面図》

現在検討中

5 現況写真（令和7年3月現在）



市役所西交差点



大坪交差点

【主な取組施策】助実 12 号線

1 事業の目的

助実 12 号線は、国道 375 号と東広島保険医療センターや総合福祉センターを連絡する市道（その他市道）です。

本路線は、通学路に指定されていますが、周辺には医療・福祉施設や大型商業施設が立地するため自動車の交通量が多い中、現況の道路幅員は約 4m で、歩道未整備の 1 車線道路であるため、児童等の歩行者にとって危険な状況にあります。

そのため、道路拡幅及び歩道整備を行うことで、歩行者・自転車の安全・安心の確保と自動車交通の円滑化を図ることを目的としています。

2 事業の概要

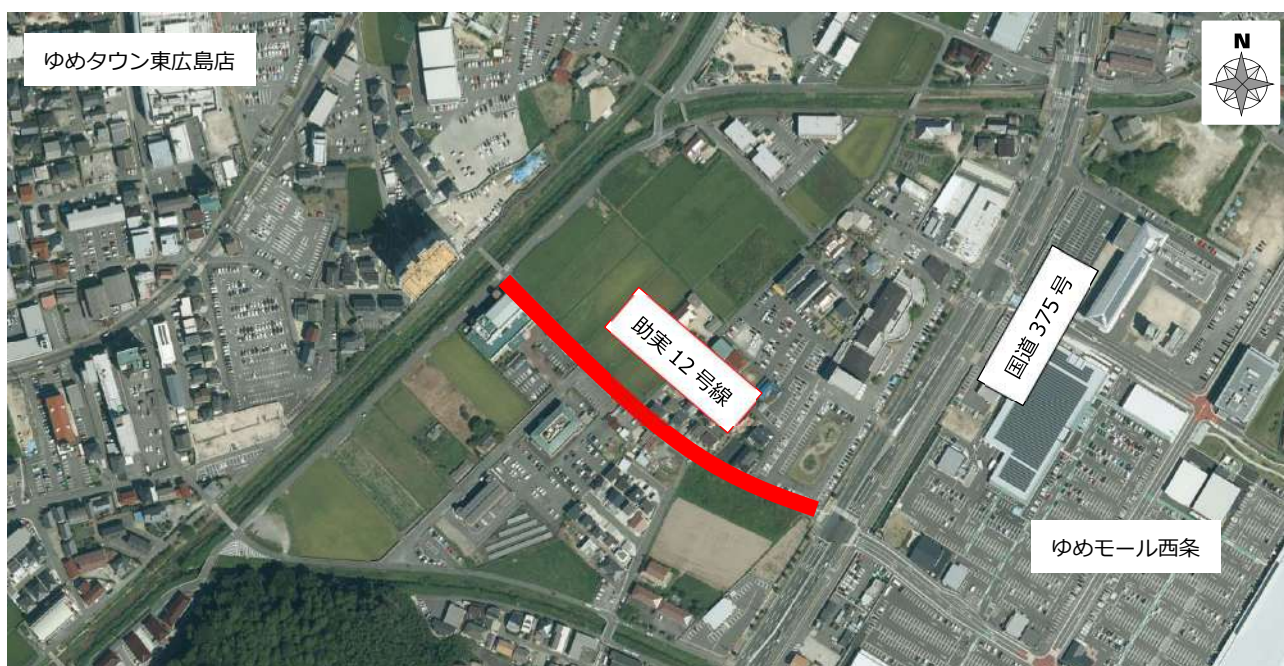
項目	内容
工種	道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市西条町助実～西条町土与丸
延長、幅員	延長：約 0.3 km、幅員：12m
道路構成	2 車線、両側歩道
道路規格	第 4 種第 3 級
事業着手年度	令和 4 年度
完成予定年度	令和 13 年度以降

3 位置図（広域図）



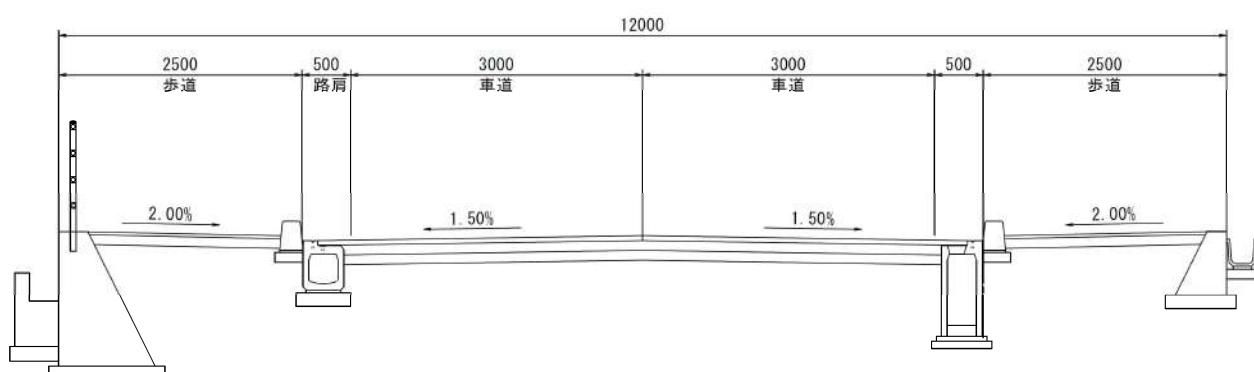
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】上三永助実線（上三永工区）

1 事業の目的

上三永助実線は、国道2号と中央巡回線を連絡する市道（1級市道）です。

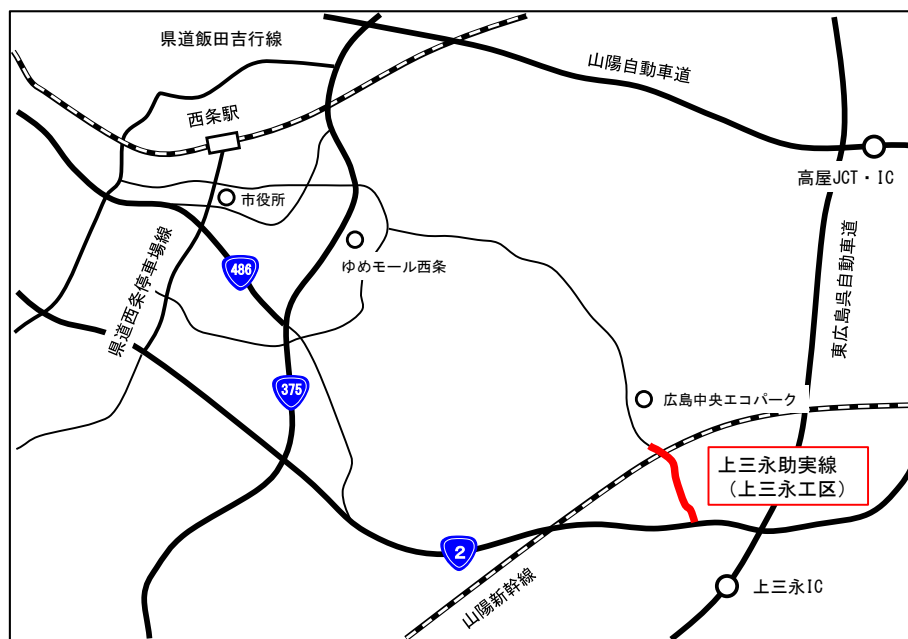
本路線は、道路幅員が約3.5mの離合が困難な狭隘な道路であるため、ごみ処理場（旧賀茂環境衛生センター）への通行に支障を及ぼしています。また、令和3年度に新たなごみ処理場（広島中央エコパーク）が建設され、ごみ収拾車両が増加していることから、新施設の立地に併せた道路整備が求められています。

そのため、道路拡幅及び歩道整備を行うことで、ごみ処理場へのアクセス性の向上を図るとともに、国道2号と中心市街地を連絡する幹線道路ネットワークの機能強化を図ることを目的としています。

2 事業の概要

項目	内容
工種	道路新設、道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市西条町上三永
延長、幅員	延長：約0.75km、幅員：9.75m
道路構成	2車線、片側歩道
道路規格	第3種第3級
事業着手年度	令和5年度
完成予定年度	令和8年度

3 位置図（広域図）



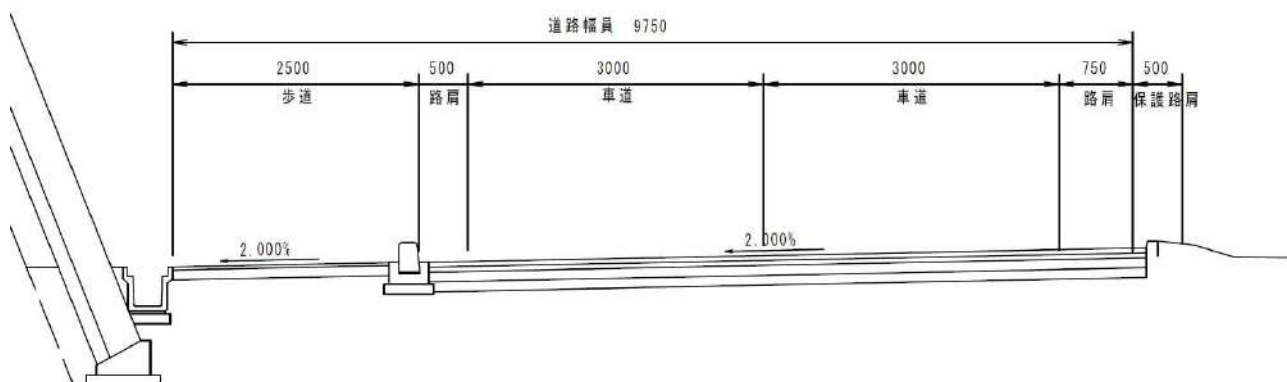
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】大河内大沢線

1 事業の目的

大河内大沢線は、国道 375 号と県道馬木八本松線を連絡する市道（2 級市道）です。

本路線は、現在、国道 375 号からテクノタウン東広島までの区間が整備済みであるため、国道 375 号へのアクセス性は確保されていますが、県道馬木八本松線へのアクセスは、離合が困難な郷曾 56 号線のみとなっています。

そのため、新たにバイパス道路を整備することで、テクノタウンをはじめ吉川工業団地等の産業団地から広域幹線道路へ連絡する幹線道路ネットワークの機能強化を図ることを目的としています。

2 事業の概要

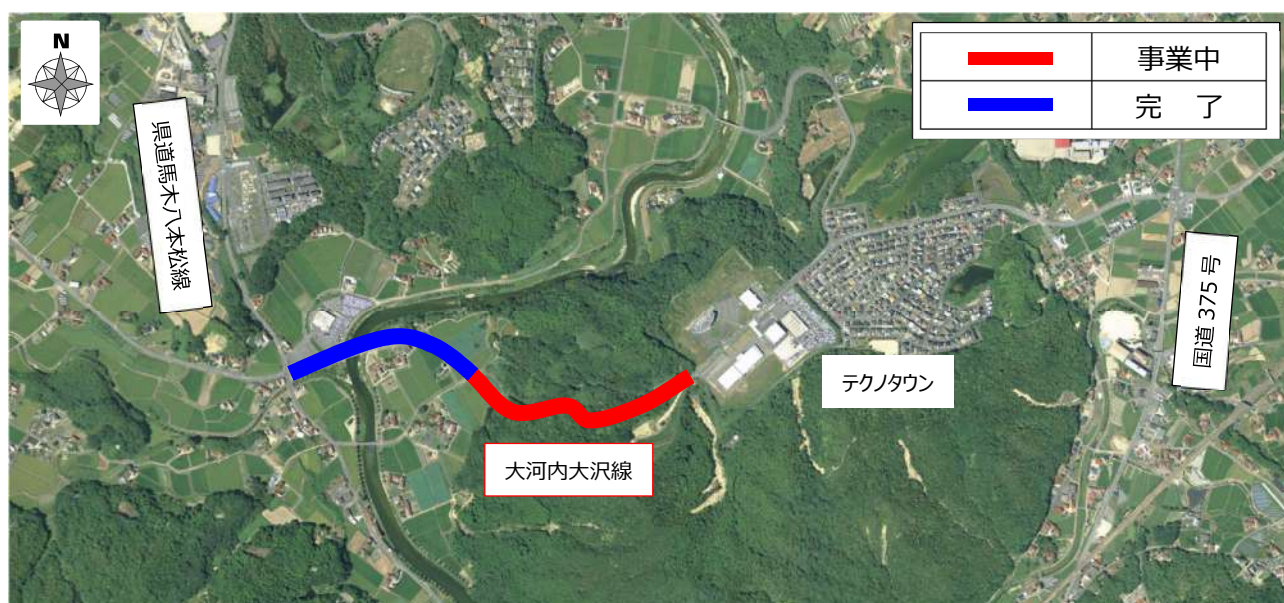
項目	内容
工種	道路新設、道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市西条町郷曾～西条町郷曾
延長、幅員	延長：約 1.06 k m、幅員：9.25m
道路構成	2 車線、片側歩道
道路規格	第 3 種第 4 級
事業着手年度	平成 20 年度
完成予定年度	令和 13 年度以降

3 位置図（広域図）



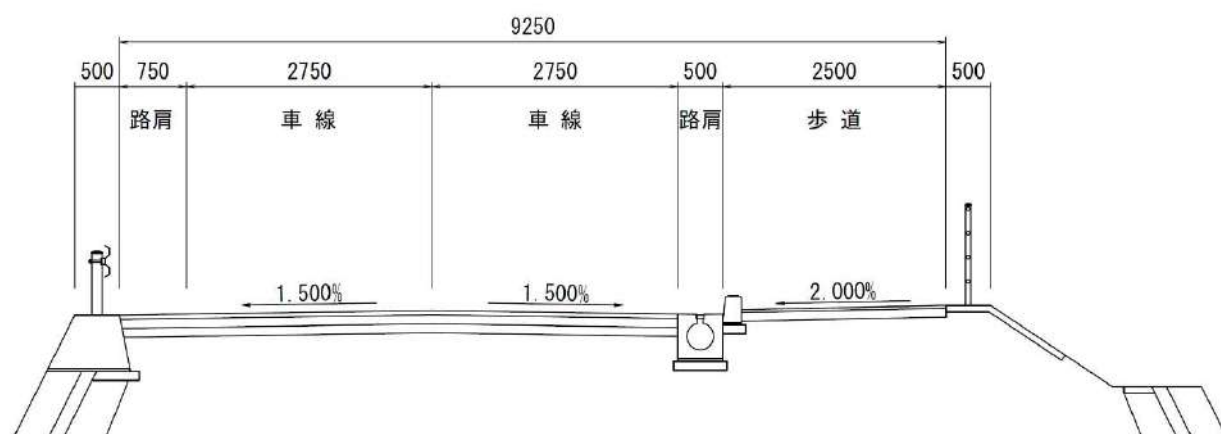
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】 武士郷曾線

1 事業の目的

武士郷曾線は、県道下三永吉川線と県道吉川大多田線を連絡する市道（2級市道）です。

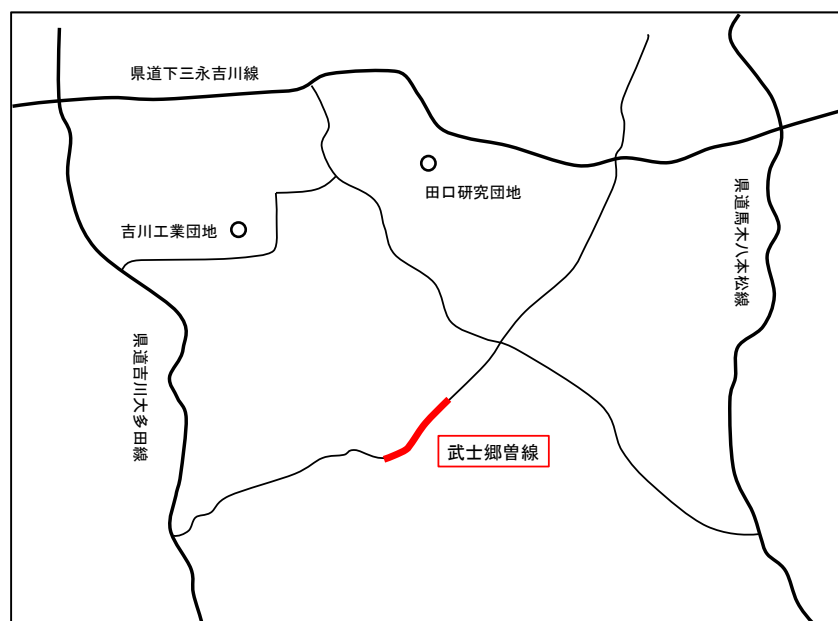
本路線は、中心市街地や広島大学等と黒瀬方面を連絡する幹線道路であり、また、周辺にはマイクロンメモリジャパン等が立地する産業団地が存在するため、自動車の交通量が多い路線です。一方、本路線は、通学路に指定されていますが、現況の道路幅員は 6mで、歩道未整備の1車線道路であるため、児童等の歩行者にとって危険な状況にあります。

そのため、道路拡幅及び歩道整備を行うことで、歩行者・自転車の安全・安心の確保と自動車交通の円滑化を図ることを目的としています。

2 事業の概要

項目	内容
工種	道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市西条町郷曾～西条町郷曾
延長、幅員	延長：約 0.4 k m、幅員：9.25m
道路構成	2車線、片側歩道
道路規格	第3種第4級
事業着手年度	平成 28 年度
完成予定年度	令和 7 年度

3 位置図（広域図）



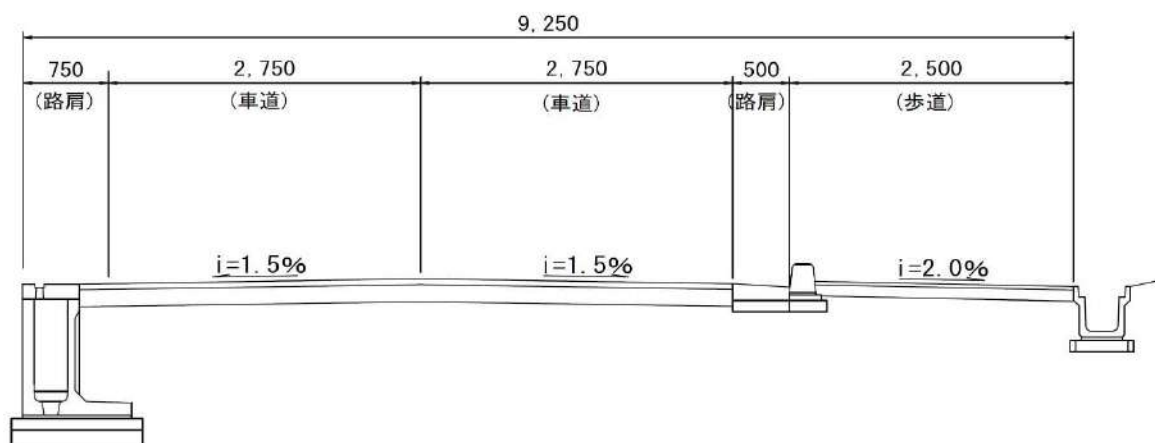
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】（仮称）正力西1号線

1 事業の目的

（仮称）正力西1号線は、（仮称）八本松スマートインターチェンジへ接続する市道です。

本路線は、山陽自動車道へ新たに整備されるスマートインターチェンジへのアクセス道路として整備を行うことを目的としています。

2 事業の概要

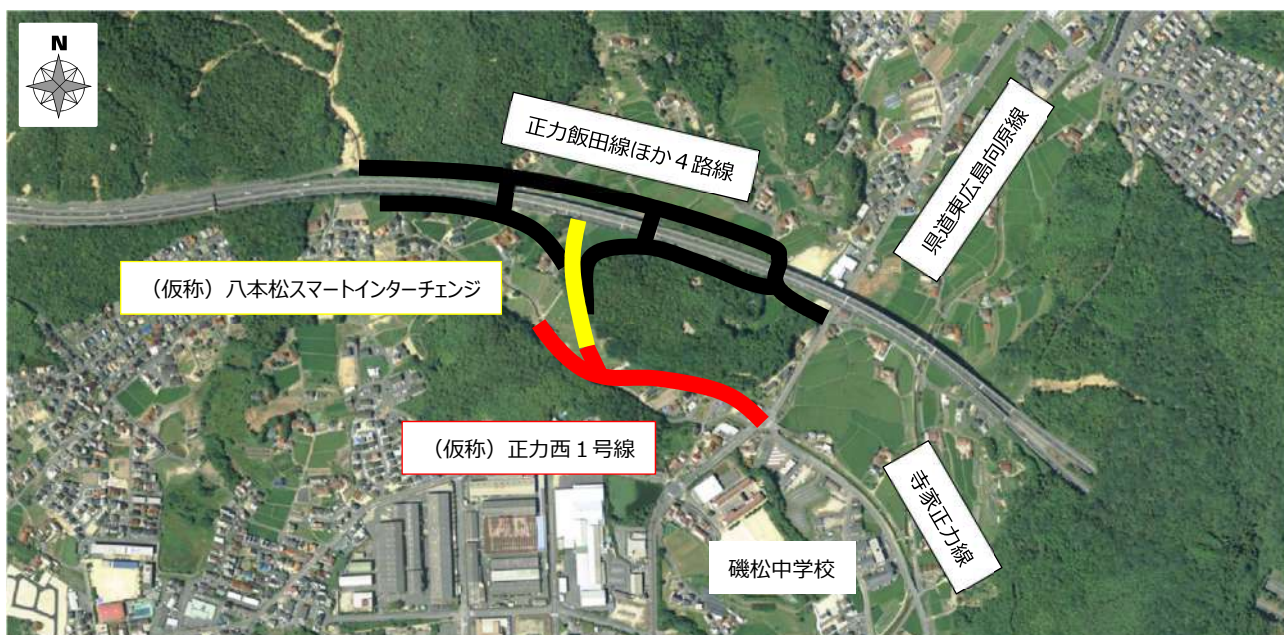
項目	内容
工種	道路新設、道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市八本松町正力～八本松町正力
延長、幅員	延長：約0.4km、幅員：9.75m
道路構成	2車線、片側歩道
道路規格	第3種第3級
事業着手年度	令和3年度
完成予定年度	令和8年度

3 位置図（広域図）



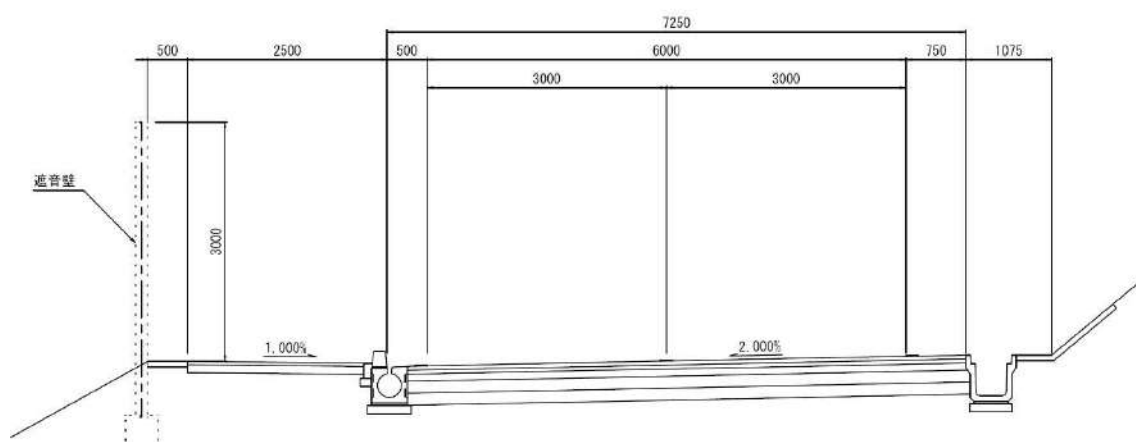
4 事業計画

≪事業箇所（詳細図）≫



≪標準断面図≫

（単位：mm）



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】正力飯田線ほか4路線

1 事業の目的

正力飯田線ほか4路線は、山陽自動車道へ新たに整備される（仮称）八本松スマートインターチェンジの周辺市道（2級市道、その他市道）です。

本路線は、スマートインターチェンジの整備に伴い、市道の付替え（位置や線形の変更等）を行う必要があるため、スマートインターチェンジの事業計画に合わせて整備を行うことを目的としています。

2 事業の概要

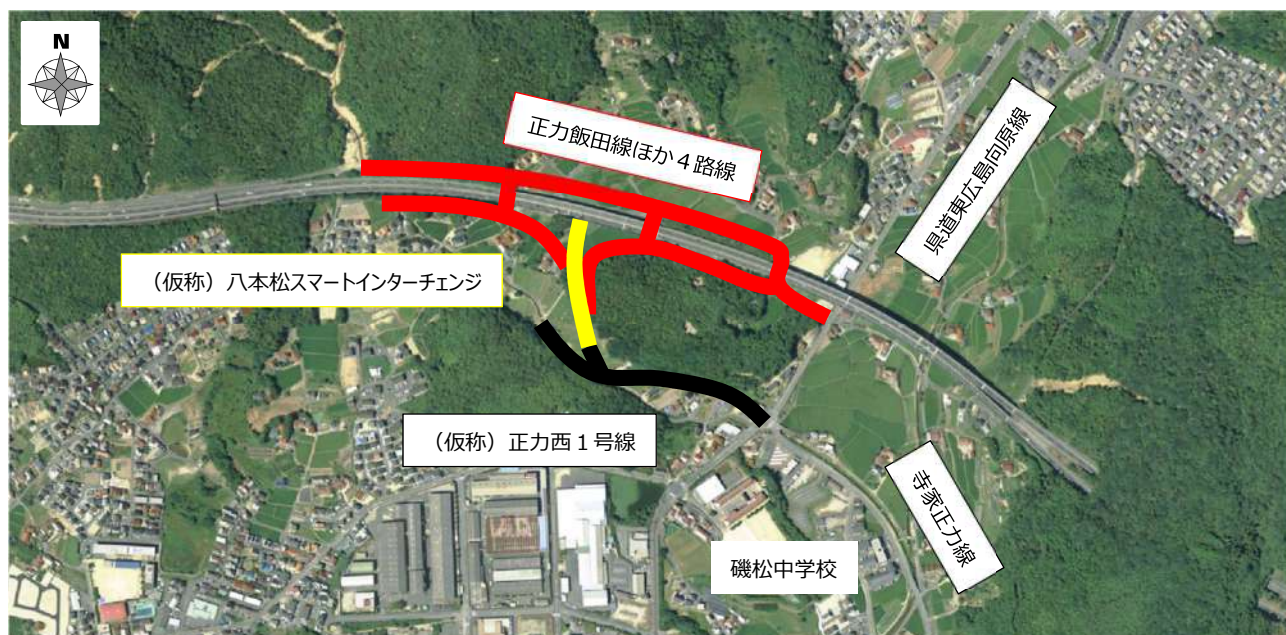
項目	内容
工種	道路新設、道路拡幅
所在地（起終点）	東広島市八本松町正力～八本松町正力
延長、幅員	延長：約 1.8 km、幅員：4.0～7.0m
道路構成	1～2車線
道路規格	第3種第4級、5級
事業着手年度	令和3年度
完成予定年度	令和8年度

3 位置図（広域図）



4 事業計画

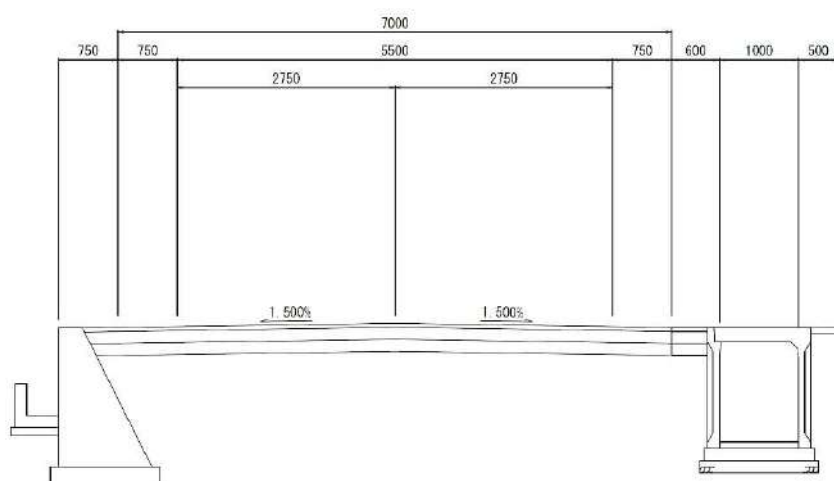
≪事業箇所（詳細図）≫



≪標準断面図≫

(単位：mm)

(正力飯田線)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】飯田工業団地線

1 事業の目的

飯田工業団地線は、国道486号と前谷磯松線を連絡する市道（1級市道）です。

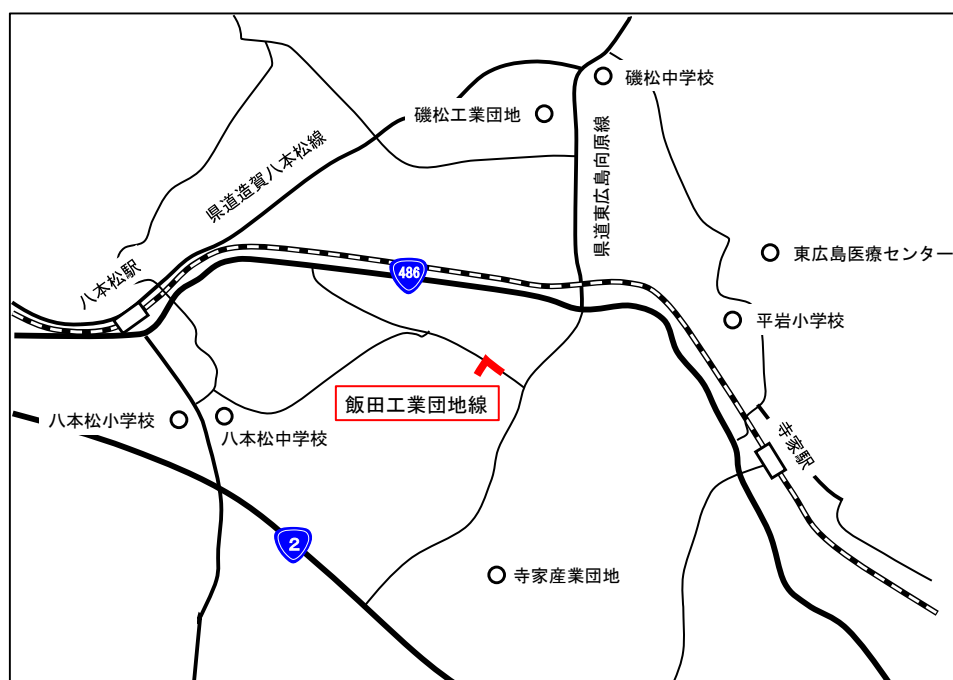
本路線は、通学路に指定されていますが、国道2号、国道486号及び八本松駅等を連絡する幹線道路であるため自動車の交通量が多い中、歩道が未整備のため、児童等の歩行者にとって危険な状況にあります。

そのため、歩道整備を行うことで、歩行者・自転車の安全・安心の確保を図ることを目的としています。

2 事業の概要

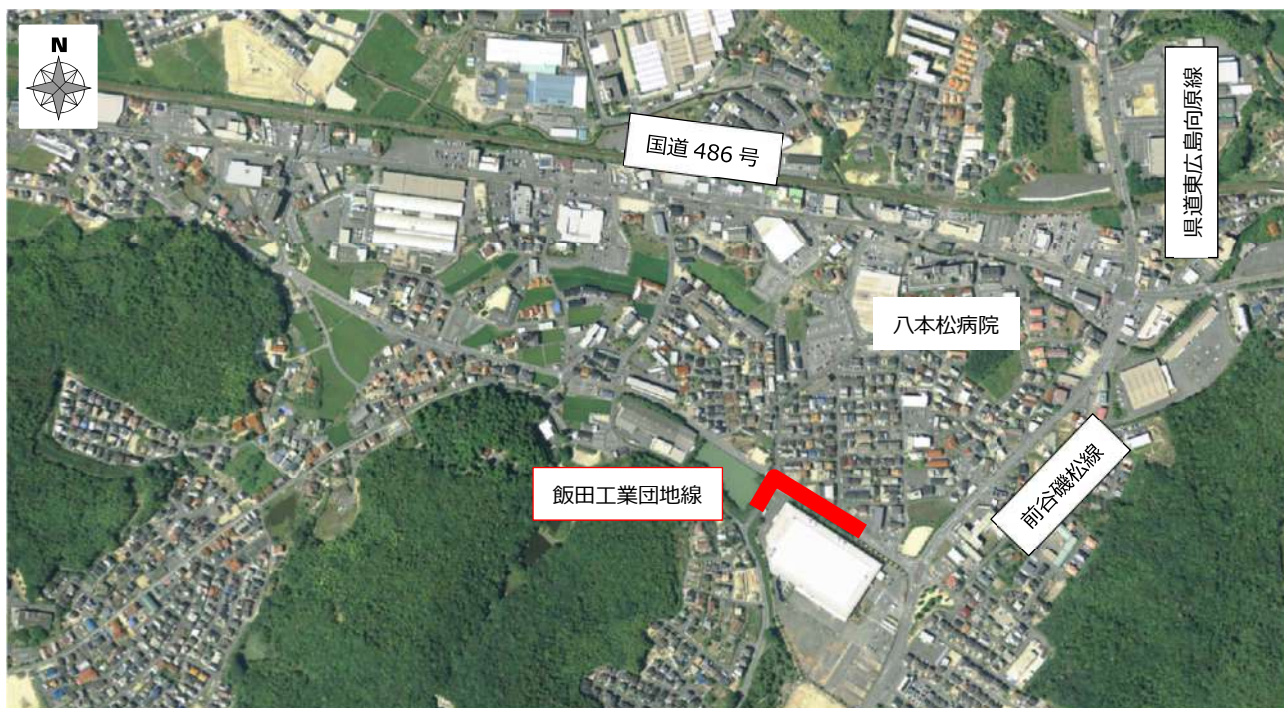
項目	内容
工種	歩道新設
所在地（起終点）	東広島市八本松東4丁目～八本松東4丁目
延長、幅員	延長：約0.17km、幅員（歩道）：2.5m
道路構成	2車線、片側歩道
道路規格	第3種第4級
事業着手年度	令和4年度
完成予定年度	令和9年度

3 位置図（広域図）



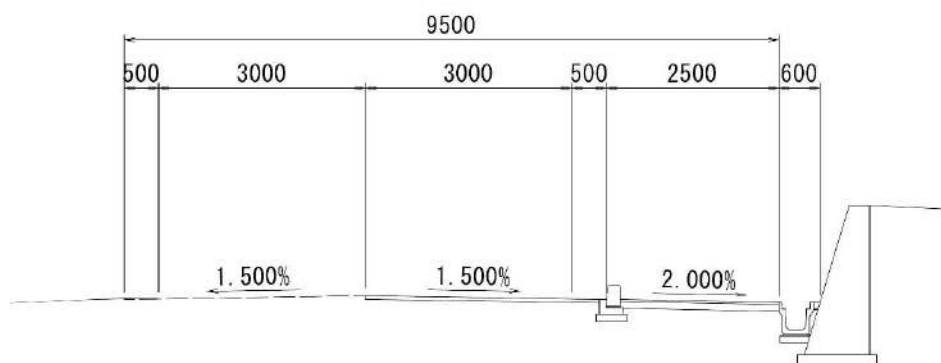
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】 栴坂志和西線（1工区、2工区、3工区）

1 事業の目的

栴坂志和西線は、県道東広島白木線と県道瀬野川福富本郷線を連絡する市道（1級市道）です。

本路線は、志和西地域と八本松地域、志和インターチェンジ及び志和流通団地等へ連絡する幹線道路であり、通学路に指定されていますが、現況の道路幅員は約5～6mで、歩道未整備の1車線道路であるため、児童等の歩行者にとって危険な状況にあります。

そのため、道路拡幅及び歩道整備を行うことで、歩行者・自転車の安全・安心の確保と自動車交通の円滑化を図ることを目的としています。また、本路線の整備は、志和町と八本松町を連絡する県道（志和インター線、東広島白木線）を補完する幹線道路として、災害時等における代替道路としての機能の強化にも繋がります。

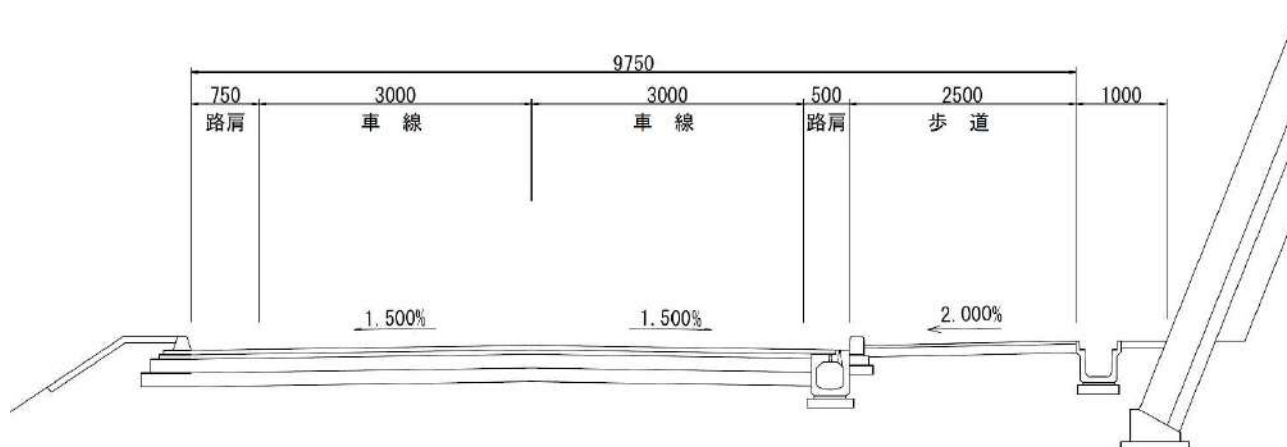
2 事業の概要

項目	内容
工種	道路新設、道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市志和町七条栴坂～志和町志和西
延長、幅員	延長：約2.7km、幅員：9.75m
道路構成	2車線、片側歩道
道路規格	第3種第3級
事業着手年度	令和3年度
完成予定年度	令和13年度以降

3 位置図（広域図）



(単位: mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】乃美尾兼広線（1工区）

1 事業の目的

乃美尾兼広線は、国道375号と県道矢野安浦線を連絡する市道（1級市道）です。

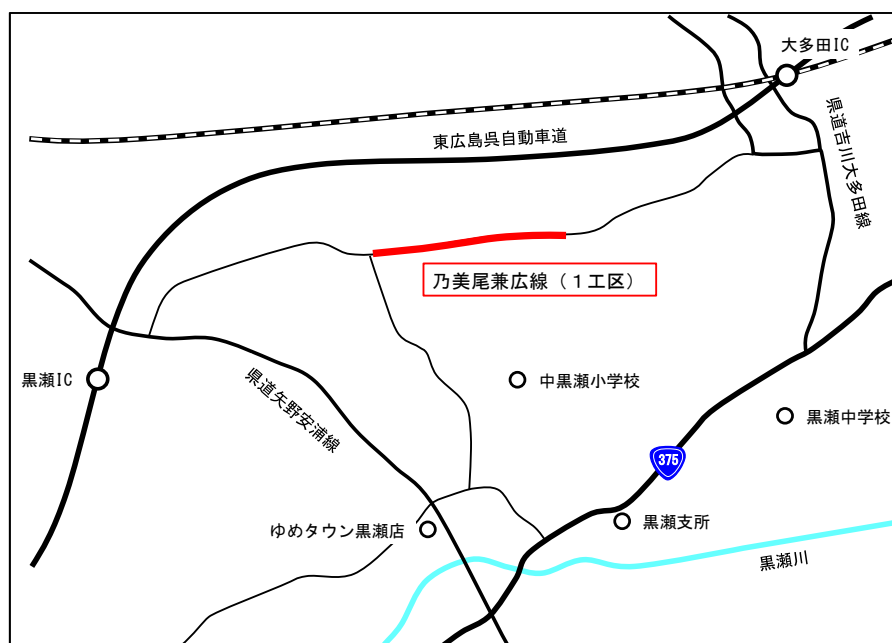
本路線は、通学路に指定されていますが、東広島呉自動車道の黒瀬インターチェンジや大多田インターチェンジへのアクセス道路であるため自動車の交通量が多い中、歩道が未整備のため、児童等の歩行者にとって危険な状況にあります。

そのため、歩道整備を行うことで、歩行者・自転車の安全・安心の確保と自動車交通の円滑化を図るとともに、一部区間の縦断線形の見直しを行うことで、自動車交通の安全性の確保を図ることを目的としています。

2 事業の概要

項目	内容
工種	道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市黒瀬檜原東二丁目～黒瀬町丸山
延長、幅員	延長：約 1.05 km、幅員：16m
道路構成	2車線、両側歩道
道路規格	第4種第2級
事業着手年度	平成19年度
完成予定年度	令和13年度以降

3 位置図（広域図）



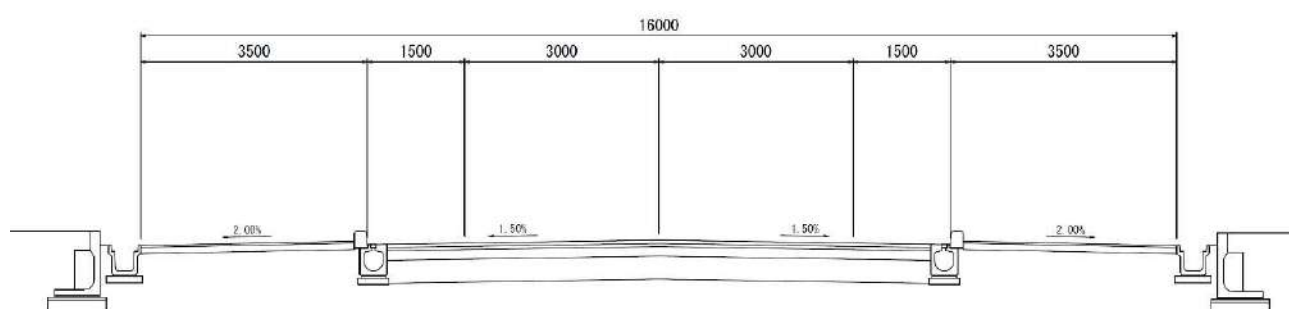
4 事業計画

≪事業箇所（詳細図）≫



≪標準断面図≫

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】黒瀬川1号線

1 事業の目的

黒瀬川1号線は、国道375号と県道矢野安浦線を連絡する市道（その他市道）です。

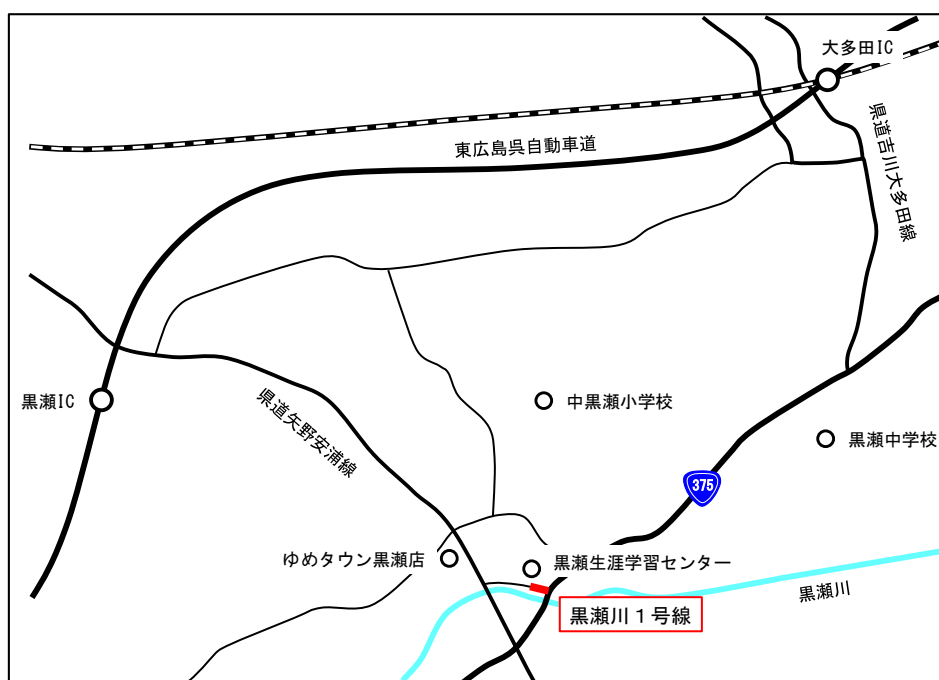
本路線は、黒瀬生涯学習センターへのアクセス道路であり、通学路にも指定されているため、主に地域住民による自動車や歩行者の交通に利用されていますが、一部区間において車道及び歩道が未整備のため、児童等の歩行者にとって危険な状況にあります。

そのため、道路拡幅及び歩道整備を行うことで、歩行者・自転車の安全・安心の確保と自動車交通の円滑化を図ることを目的としています。

2 事業の概要

項目	内容
工種	道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市黒瀬町菅田～黒瀬町菅田
延長、幅員	延長：約0.09km、幅員：9.25m
道路構成	2車線、片側歩道
道路規格	第3種第4級
事業着手年度	令和3年度
完成予定年度	令和8年度

3 位置図（広域図）



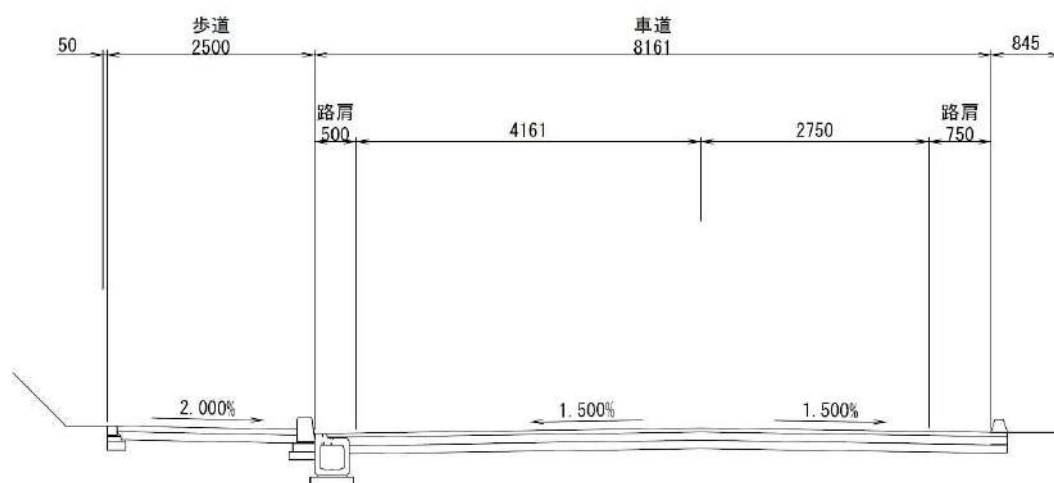
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

(単位：mm)



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】赤崎海岸線（現道拡幅工区）

1 事業の目的

赤崎海岸線は、国道185号と安芸津町木谷地区を連絡する市道（1級市道）です。

木谷小学校周辺は、現況の道路幅員が約4mで道路線形も悪いため、離合が困難又は不可能であるとともに、通学路に指定されていますが、歩道が未整備のため、児童等の歩行者にとって危険な状況にあります。

そのため、道路拡幅及び歩道整備を行うことで、歩行者・自転車の安全・安心の確保と自動車交通の円滑化を図ることを目的としています。

2 事業の概要

項目	内容
工種	道路拡幅、歩道新設
所在地（起終点）	東広島市安芸津町木谷～安芸津町木谷
延長、幅員	延長：約0.34km、幅員：9.25m
道路構成	2車線、片側歩道
道路規格	第3種第4級
事業着手年度	平成26年度
完成予定年度	令和10年度

3 位置図（広域図）



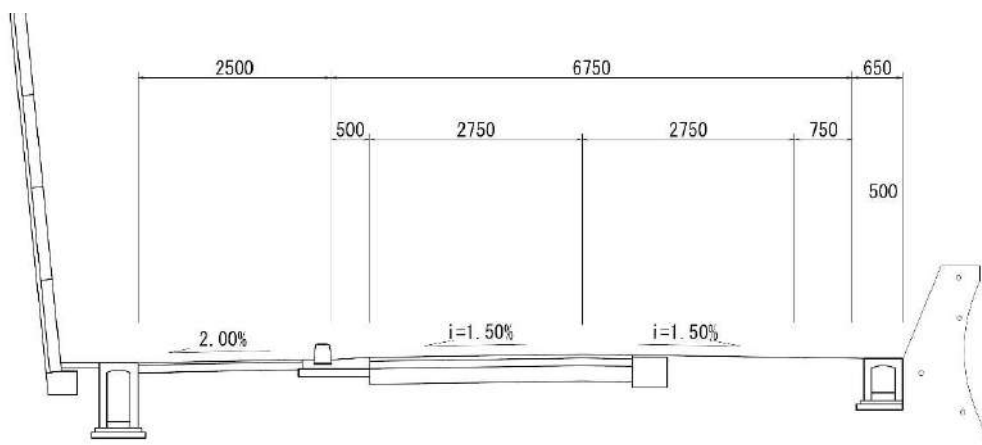
4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》

（単位：mm）



5 現況写真（令和7年3月現在）



【主な取組施策】駅前蓮光寺線ほか6路線

1 事業の目的

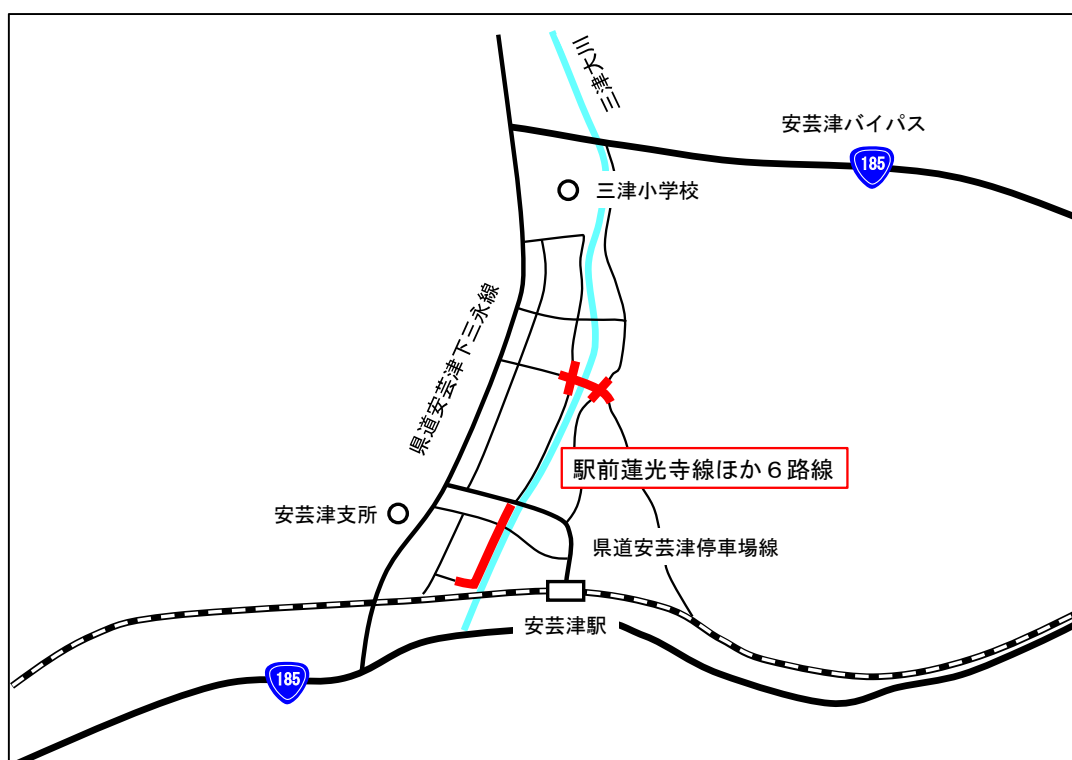
駅前蓮光寺線ほか6路線（三津賀永線、三津朝日町4号線、中河原小学校線、榊山駅前線、不認定道路2路線）は、安芸津町三津地区内の市道（その他市道、不認定道路）です。

本路線は、広島県による平成30（2018）年豪雨災害の災害復旧事業に伴い、市道の付替え（位置や線形等の変更）を行う必要があるため、災害復旧事業の計画に合わせて整備を行うことを目的としています。

2 事業の概要

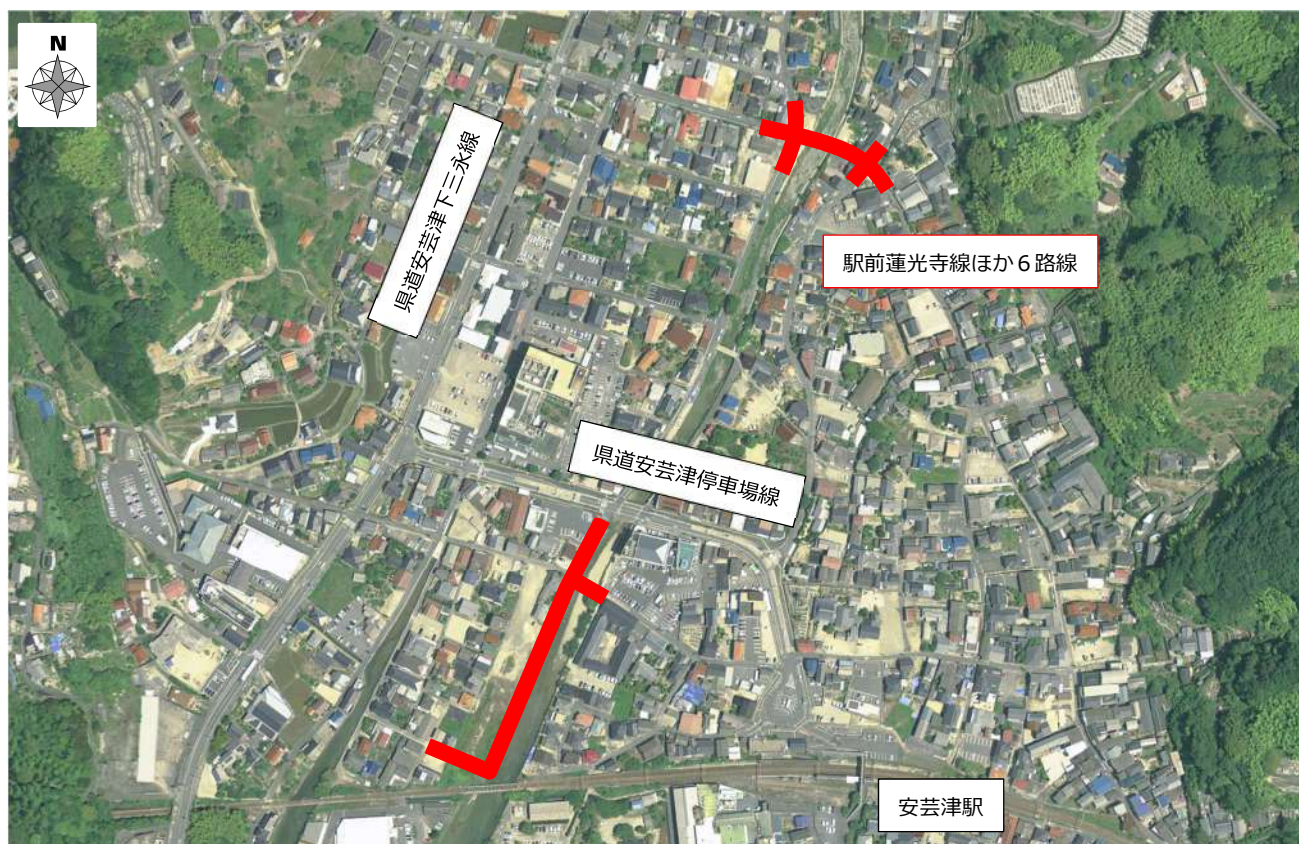
項目	内容
工種	道路新設、道路拡幅
所在地（起終点）	東広島市安芸津町三津～安芸津町三津
延長、幅員	延長：約0.49km、幅員：4.0～6.5m
道路構成	1車線（歩道なし）
道路規格	第4種第4級
事業着手年度	令和5年度
完成予定年度	令和9年度

3 位置図（広域図）

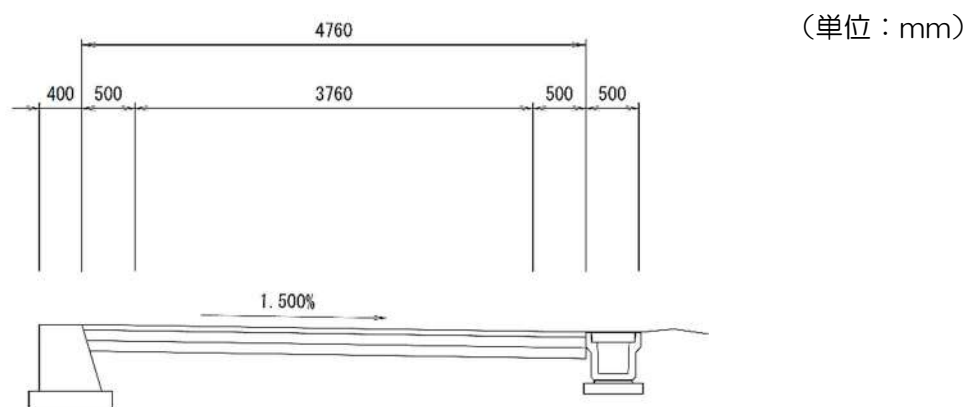


4 事業計画

《事業箇所（詳細図）》



《標準断面図》



5 現況写真（令和7年3月現在）



2-3 生活道路

1 概要

生活市道整備事業は、地域住民からの要望及び用地提供等の協力に基づき、市が生活道路の整備を行う事業であり、円滑な交通の確保等の地域の交通課題の解決を図り、安心して安全な住みよいまちづくりに寄与することを目的としています。

本市の生活市道整備では、主に地域住民の利用を主とする幅員が狭い市道を対象に、道路拡幅や待避所の設置等を行っています。

2 生活道路の現状

(1) 生活市道整備事業の取組状況

本市の生活道路の取組状況は、令和7年3月末現在において、次のとおりです。

生活道路は、事業化数より要望件数の方が多いため、未着手が多く残っている状況にあります。

表 取組状況

	完成	着手済	未着手
生活道路	13 件	18 件	44 件

※着手済：用地取得、測量設計又は工事に着手している路線

(2) 事業中の生活市道整備事業

本市では、次のとおり生活市道整備事業を実施しています。

表 事業中の生活市道整備事業の町別件数

町名	件数
西条町	2 件
八本松町	2 件
志和町	4 件
高屋町	4 件
河内町	4 件
福富町	1 件
安芸津町	1 件
計	18 件

3 生活道路の取組方針

(1) 目指す姿

- ・従来の画一的な道路整備ではなく、限られた予算の中で、真に必要なかつ整備効果の高い路線への選択と集中及び最適な事業手法の検討により、計画的な事業展開を目指します。
- ・コンパクト・プラス・ネットワークによる集約型都市構造の実現に向けて、集落から幹線道路へ円滑に移動できる道路環境への改善を目指します。
- ・誰もが快適かつ円滑に移動できる道路空間の創出を目指します。
- ・無秩序な開発等によって生活道路が十分に整備されていない市街地において、幹線市道整備事業と併せて地域内交通の改善を目指します。

(2) 施策の展開方針

- ・地域の生活利便性の向上に向けて、幹線道路（国道・県道・1級・2級市道）へのアクセス機能の向上に資する道路整備を推進します。
- ・離合が困難な狭隘な道路が多い地域において、交通の円滑化や通行の安全性の向上に資する道路整備を推進します。
- ・児童・生徒及び未就学児童等が日常的に利用する通学路の安全確保に向けて、交通安全対策を推進します。
- ・要望の受付基準や採択基準の見直しを行い、地域の交通課題の解決に資する効果的な道路整備への選択と集中を推進します。（基準見直し前に受付済みの事業は、地域の現状や課題、地域の意向等を踏まえた上で、事業計画を再検討し、限られた財源の中で必要性の高い事業の整備促進に努めます。）



生活道路の整備イメージ（左：整備前、右：整備後）

2-4 農道・林道

1 概要

農道は、農地からの農産物の搬出・出荷や市場への輸送、農業機械や肥料等の搬入等の農業利用を主目的に整備される道路です。また、林道は、森林の適切な管理や間伐等の森林整備を行う基盤として森林の整備・保全を目的に整備される道路です。

本市の農道・林道の整備事業は、地域からの要望及び用地提供等の協力に基づき、市が道路整備を行っています。なお、本市では、各町に農道・林道が存在しており、整備及び維持管理を行っています。

2 農道・林道の現状

(1) 農道・林道の整備状況

市内の農道・林道の整備状況は、令和7年3月末現在において、次のとおりです。

表 農道・林道の整備状況

町名	農道		林道	
	路線数	総延長 (km)	路線数	総延長 (km)
旧市	1,047	156,266	47	57,337
黒瀬町	392	65,779	8	5,914
福富町	209	35,645	19	40,172
豊栄町	447	68,685	10	18,892
河内町	245	34,014	12	24,361
安芸津町	35	24,832	14	18,739
合計	2,375	385,221	110	165,415

(2) 事業中の農道・林道事業

本市では、次のとおり農道・林道の整備を実施しています。

表 事業中の農道・林道の町別件数

種別	町名	路線数
農道	志和町	1 路線
	高屋町	1 路線
	計	2 路線

3 農道・林道の取組方針

(1) 目指す姿

- ・農業・林業を取り巻く厳しい経営環境の中、良好な生産・生活基盤が維持されるとともに、意欲ある担い手が夢を持って営農が継続できる環境づくりを目指します。

(2) 施策の展開方針

- ・営農基盤の保全・整備と農地利用の最適化の促進に向けて、農地整備や農林業関連施設の整備と関連した農業・林業の振興に資する事業を推進します。



農道の整備イメージ（左：整備前、右：整備後）

2-5 長寿命化計画（橋梁・トンネル・横断歩道橋）

1 概要

本市の橋梁・トンネル・横断歩道橋は、高度経済成長期からバブル期にかけて集中的に建設されており、今後、これらの施設の老朽化が進むことで、事故や致命的な損傷の発生リスクが高まることや、維持管理・更新に係る費用の増加が懸念されています。一方、財政状況は厳しさを増しており、予算確保が困難等の理由により修繕が先送りされると、通行不能等により地域交通網に多大な損害を与える恐れがあります。

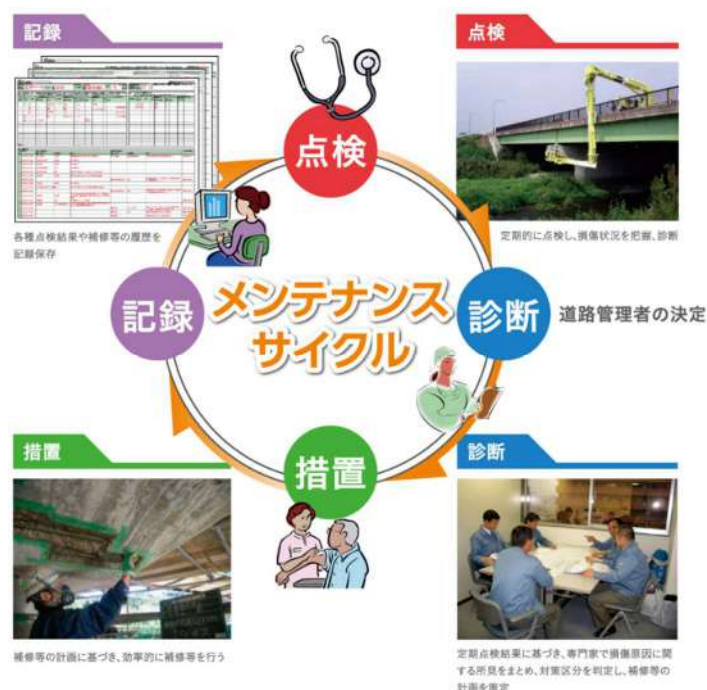
このような背景を踏まえ、本市では、これらの道路構造物を戦略的に保守・管理することで、「道路利用者の安全・安心を確保」とするとともに、「中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化」を図ることを目的として、長寿命化計画を策定しています。

2 長寿命化計画の基本的な考え方

（1）メンテナンスサイクルの構築

橋梁・トンネル・横断歩道橋等の道路構造物は、利用状況や自然環境等に応じて劣化や損傷の進行が施設毎に異なり、その状態は刻々と変化しているため、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

そのため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル（「点検」⇒「診断」⇒「措置」⇒「記録」）」を構築し、継続的に実施します。



出典：国土交通省 HP

図 メンテナンスサイクルのイメージ

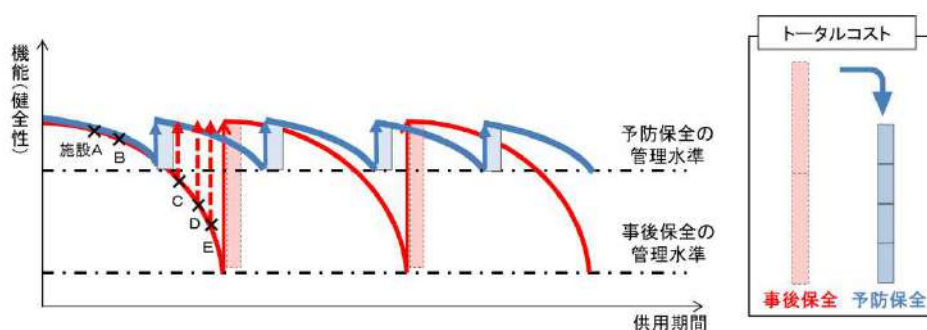
(2) アセットマネジメントの導入

厳しい財政状況下で必要な機能を維持していくためには、的確に維持管理・更新等を行うことで中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化していくことが重要となります。

そのため、「従来の施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じる事後保全型の維持管理」から「損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理」への転換を図ることで、施設の補修・更新に要する費用の縮減や予算の平準化を推進します。

《アセットマネジメント》

アセットマネジメントとは、「道路を資産として捉え、道路構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状況を予測（劣化予測）するとともに、予算的制約の中でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、道路構造物を計画的かつ効率的に管理する」ことです。



出典：国土交通省 HP

図 事後保全と予防保全のイメージ

(3) 新技術等の活用

厳しい財政状況や技術者不足が深刻化する中、老朽化が進む道路構造物を適切に維持管理するためには、効率的な維持管理を可能とする新技術の活用が重要となります。

そのため、国等が示す新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例を参考として、維持管理への新技術の活用を検討し、コスト縮減や維持管理の効率化を進めます。



ドローンにより写真を撮影し
画像から損傷を確認



センサーを活用した
たわみ計測



レーザー計測により、背面空洞
や内部損傷（うき）を確認

出典：国土交通省 HP

図 定期点検における新技術の活用事例

3 長寿命化計画（橋梁・トンネル・横断歩道橋）の策定状況

本市では、令和7年3月末現在において、次のとおり橋梁・トンネル・横断歩道橋に関する長寿命化計画を策定しています。

表 橋梁・トンネル・横断歩道橋に関する長寿命化計画

種別	計画名	策定年月	計画期間
市道	東広島市橋梁長寿命化修繕計画	R7.4	R7～R11
	東広島市道路附属物（横断歩道橋）長寿命化修繕計画	R7.4	R7～R11
	東広島市舗装維持修繕計画	R7.4	R7～R16
	東広島市道路トンネル長寿命化修繕計画	R3.3	R3～R8
	東広島市道路照明灯維持修繕計画	H29.3	H29～R3
農道	東広島市農道橋長寿命化計画（個別施設計画）	R3.3	R3～R9
林道	東広島市林道橋長寿命化計画（個別施設計画）	R3.3	R3～R7

4 橋梁・トンネル・横断歩道橋の現状

本市の市道・農道・林道に整備されている橋梁・トンネル・横断歩道橋の健全性等の現状は、令和7年3月末現在において、次のとおりです。

なお、本市では、点検・診断結果に基づき必要な対策を進めていますが、対策中においても経年劣化に伴い新たに健全性Ⅲの施設が増えていくため、現時点では健全性Ⅲの解消には至っていません。

表 定期点検による健全性

種別	施設	施設数	健全性					点検 実施年度
			I	II	III	IV	未実施	
市道	橋梁	1,446	815	462	132	—	37	R1～R5
	横断歩道橋	4	—	3	1	—	—	R2
	トンネル	3	—	1	2	—	—	R1、R3
農道	橋梁	43	29	13	1	—	—	R4
林道	橋梁	30	16	9	5	—	—	R2

※市道：道路法により橋梁・トンネル等の道路附属物を対象に5年に1回の定期点検が義務付け

農道・林道：法的な定期点検の義務はないが、道路法に準じて5年に1回の定期点検を実施

5 長寿命化計画に基づく維持管理の取組方針

(1) 目指す姿

(1) メンテナンスサイクルの構築

点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に実施するとともに、得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用し、継続的な発展を目指します。

(2) 予防保全型維持管理への転換

施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する予防保全型の維持管理への転換を目指します。

(3) 実情に応じた施設整備

新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用するほか、地域の実情や利用状況に応じてダウンサイジング・集約・撤去も選択肢として含めた取組を目指します。

(4) 防災・減災対策との連携

補修・修繕を行う際には、防災・耐震性能や事故に対する安全性の向上を図る等、効率的・効果的な対策の推進を目指します。

(2) 施策の展開方針

- ・維持管理に関する業務の効率化を図るため、施設情報や点検・診断等のデータをデータベース化し、一元的な管理が可能となるシステムを構築します。
- ・限られた財源及び人材で効率的な維持管理や予防保全への早期転換を図るため、長寿命化計画に基づき、長期的な視点から計画的な維持管理・更新等を推進します。
- ・健全性Ⅲと診断された施設における早期対策の実施を推進します。
- ・老朽化対策における財源負担の軽減を図るため、地域のニーズや施設の利用状況に応じて道路構造物の集約・再編（廃止・除却・機能転換等）の取組を検討し、ストックの適正化を推進します。
- ・事業の進捗管理や予算管理を適切に行うとともに、財政状況や事業の進捗状況、点検結果等に応じて、適宜、長寿命化計画の見直しを行います。



点検状況（左：柳国大橋、右：小竹上神トンネル）

2-6 道路附属施設

1 概要

建設部では、道路・公園・河川等の社会資本整備以外に、駐車場や公衆便所等の道路附属施設（カーブミラー等の小規模道路附属物を除く）の管理を行っています。

2 道路附属施設の現状

（1）道路附属施設の設置状況

建設部が管理する道路附属施設は、令和7年3月末現在において、次のとおりです。

表 道路附属施設

施設名	施設数									
	計	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津
駐車場	9	5	1						1	2
自転車駐車場	25	9	4		7	2			1	2
公衆便所	7	3	1		2					1
地下道	1	1								
エレベーター	1		1							

（2）道路附属施設の管理方法

道路附属施設の管理方法は、令和7年3月末現在において、次のとおりです。

表 管理方法

施設名	管理方法
駐車場	管理委託 市直営（西条昭和町駐車場）
自転車駐車場	有料施設：管理委託 無料施設：市直営、シルバー人材センター等（清掃）
公衆便所	市直営、シルバー人材センター（清掃）
地下道	市直営
エレベーター	市直営

3 道路附帯施設の取組方針

(1) 目指す姿

- 適切な維持管理及び適正配置により、誰もが安全で快適に利用できる環境づくりを目指します。

(2) 施策の展開方針

- 駐車場及び自転車駐車場は、民間委託等による民間の知識や技術を活用することで、施設の効率的な利用とサービス品質の向上を推進します。
- 利用者ニーズや利用実態に応じて、柔軟な料金体制の設定等の利用者目線に立った質の高いサービスを提供します。
- 計画的な補修・修繕又は更新により、施設の機能の維持・増進を図るとともに、維持管理に関するコストの縮減や平準化に努めます。
- 利用者数の少ない自転車駐車場は、利用実態・ニーズ・収納台数等を踏まえた上で、統廃合等による適正配置に努め、有料自転車駐車場の利用者数の増加や維持管理費の縮減を推進します。



寺家駅南自転車駐車場



酒蔵ポケットパーク公衆便所

3 公園

1 概要

都市公園事業とは、都市公園法に基づき、国・県・市町村が整備・管理する事業であり、都市環境の改善、こどもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動及び文化活動等の多様な活動に寄与することを目的としています。

本市では、都市公園のほか、自然公園等の都市公園と同等の機能を有する施設（類似施設）を管理しています。

2 都市公園等の現状

（１）都市公園の整備状況

本市の都市公園の整備状況は、令和6年3月末現在において、次のとおりです。

表 都市公園の整備状況

区分	種別	概要	箇所	面積（ha）
住区基幹公園	街区公園	主に街区内に居住する者の利用を目的とする公園	404	33.49
	近隣公園	主に近隣に居住する者の利用を目的とする公園	8	17.59
都市基幹公園	総合公園	住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とする公園	3	54.08
	運動公園	住民全般の運動利用を目的とする公園	1	20.62
緩衝緑地等	都市緑地	都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を目的とする緑地	6	0.78
計			422	126.56



西条中央公園（近隣公園）



東広島運動公園（運動公園）

(2) 類似施設（都市公園と同等の機能を有する施設）の整備状況

都市公園と同等の機能を有する類似施設としては、児童遊園、地域公園、自然公園、市民グラウンド、コミュニティスポーツ広場、多目的広場、農村公園及び小中学校グラウンド等があります。

本市の類似施設の整備状況は、令和6年3月末現在において、次のとおりです。

表 類似施設の整備状況

種別	箇所	面積 (ha)
住区基幹公園の類似施設（河内発祥公園 等）	88	106.2
都市基幹公園の類似施設（憩いの森公園 等）	5	121.2
計	93	227.4



河内発祥公園（農村公園）



憩いの森公園（自然公園）

(3) 事業中の公園整備事業の概要

本市では、次のとおり公園整備及び施設等の更新を実施しています。

表 事業中の公園整備等

公園名等	事業概要
東広島運動公園	第2多目的グラウンド、グラウンド・ゴルフ場、フットサルコート整備、長寿命化修繕計画に基づく体育館の改修
下見学生街地区公園	下見学生街地区地区計画で位置付けられている公園の整備
都市公園施設等の更新	長寿命化修繕計画に基づく都市公園の遊具等の公園施設の更新

3 都市公園等の取組方針

(1) 目指す姿

- ・市民の憩い・交流の場や災害時における安全・安心の場の確保に向けて、公園や広場等の整備・更新を推進し、良好な都市環境の形成を目指します。
- ・レクリエーションや防災、景観等の多様な役割を担う公園や広場、良好な自然環境を有する緑地について、保全と創出を図るとともに、地域バランスを踏まえた整備を目指します。
- ・老朽化が進む公園は、計画的な修繕・更新により長寿命化及び機能強化を図り、利用者が快適に利用できる公園づくりを目指します。

(2) 施策の展開方針

- ・都市公園等における効率的かつ効果的な整備・維持管理・管理運営に向けて、緑の基本計画に基づくアクションプランを作成し、計画的な取組を推進します。
- ・住民の身近な憩いの場、レクリエーション等の賑わいの場として、地域に身近な住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を適切に配置します。
- ・スポーツ活動の推進、レクリエーション活動の場の提供、地域コミュニティの活性化、防災活動拠点等の重要な役割を担う東広島運動公園において、既存ストックの適切な管理及び利用者ニーズの多様化に応じた施設拡張・機能増進を推進します。
- ・急激な人口増加等により公園が不足する地域においては、市民との協働による借地公園制度を活用した公園整備（街区公園）を検討します。
- ・管理運営に当たっては、Park-PFI等の民間活力の導入を検討し、民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化（サービスの向上、コストの縮減）を推進します。
- ・遊具等の公園施設は、日常的な点検や維持管理により安全性や機能性を確保するとともに、大規模な補修や施設の更新は、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に実施します。
- ・既存の公園は、老朽化した施設の改修やユニバーサルデザイン化等により、誰もが安全に安心して利用できるよう、地域のニーズを踏まえながら再整備を推進します。

【主な取組施策】東広島運動公園

1 公園の概要

東広島運動公園は、市民の運動の用に供することを目的として設置される都市計画公園（運動公園）です。

本公園は、市の中心部に位置しており、「スポーツ・屋外レクリエーション活動の場」として、市民が健康づくりや体力づくり等を目的にスポーツやレクリエーションを楽しめる施設を有しています。

また、「避難地や避難路としての防災拠点」として、災害発生時に人命を守る避難地や多様な防災活動拠点としての機能も有しています。

2 事業の概要

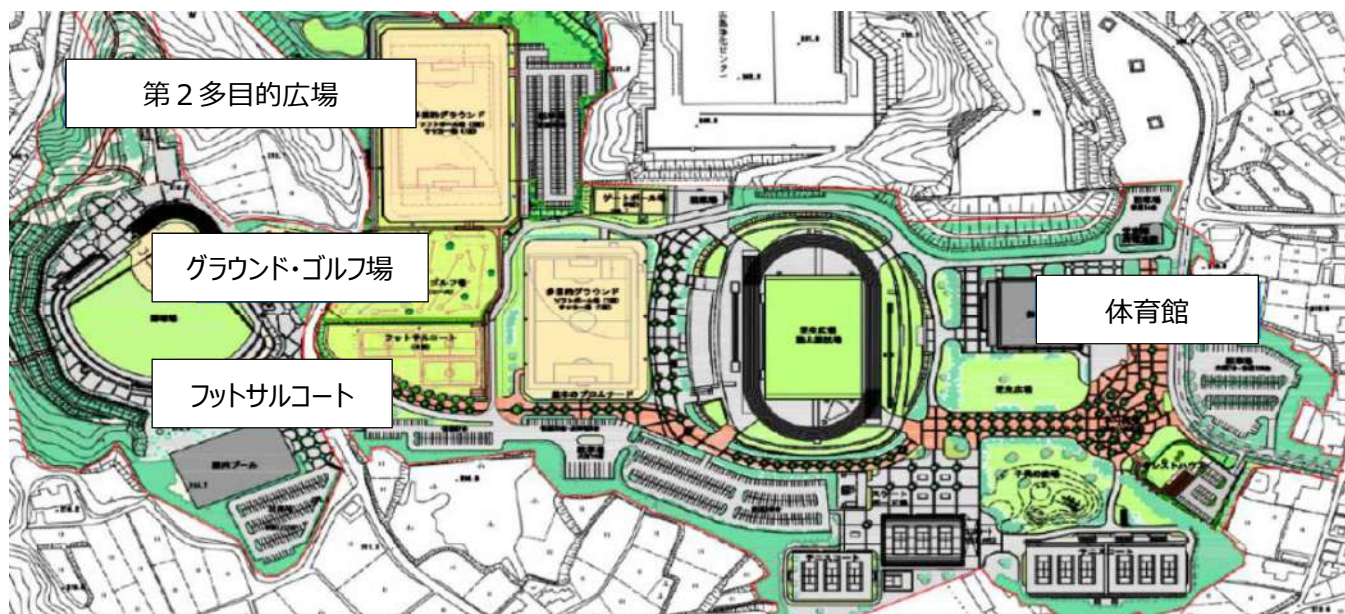
項目	内容
所在地	東広島市西条町田口 67-1
面積	約 30.9ha
主要な施設	野球場、陸上競技場、体育館、フットサルコート、グラウンド・ゴルフ場、テニスコート、多目的広場、スケートボード場

3 位置図（広域図）



4 事業計画

《全体概要》



5 現況写真（令和7年3月現在）



グラウンド・ゴルフ場



フットサルコート

4 土地区画整理

1 概要

土地区画整理事業は、道路や公園等の公共施設の整備・改善を図るとともに、宅地の区画・形状を整えることで、良好な市街地を形成することを目的としています。

幹線道路や区画道路の整備による歩行者の安全性や緊急車両の通行性の向上、上下水道や公園等の施設の一体的な整備による地域の安全性や快適性、利便性の向上が期待されます。

2 土地区画整理の現状

本市では、令和7年3月末現在において、市が事業主体となる土地区画整理事業が5地区で実施されており、そのうち1地区が施行中です。

表 市事業の土地区画整理事業の概要

事業名	施行面積 (ha)	計画決定年月日	整備状況
西条第一土地区画整理事業	112.1	昭和57年3月30日	施行済
八本松駅前土地区画整理事業	10.6	平成元年3月9日	施行中
西条駅前土地区画整理事業	7.6	平成3年12月9日	施行済
東広島駅前土地区画整理事業	42.7	平成4年9月10日	施行済
寺家地区土地区画整理事業	10.8	平成20年9月25日	施行済

3 土地区画整理の取組方針

(1) 目指す姿

- ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」の視点に基づき、地域特性に応じた適切な土地利用や機能再編が求められる拠点地区において、地域特性に応じた安全・安心で良好な都市環境の形成及び利便性の高い機能的な市街地の形成を目指します。

(2) 施策の展開方針

- ・八本松駅前地区において、土地区画整理事業により上下水道等の基盤整備及び幹線道路や生活道路の一体的な整備を推進します。

施行前	施行後
 	 

土地区画整理事業の整備事例（寺家地区土地区画整理事業）

【主な取組施策】八本松駅前土地区画整理事業

1 土地区画整理の概要

八本松駅前地区は、八本松駅に隣接しており、本市の西の玄関口であるとともに、八本松地区の中心地です。

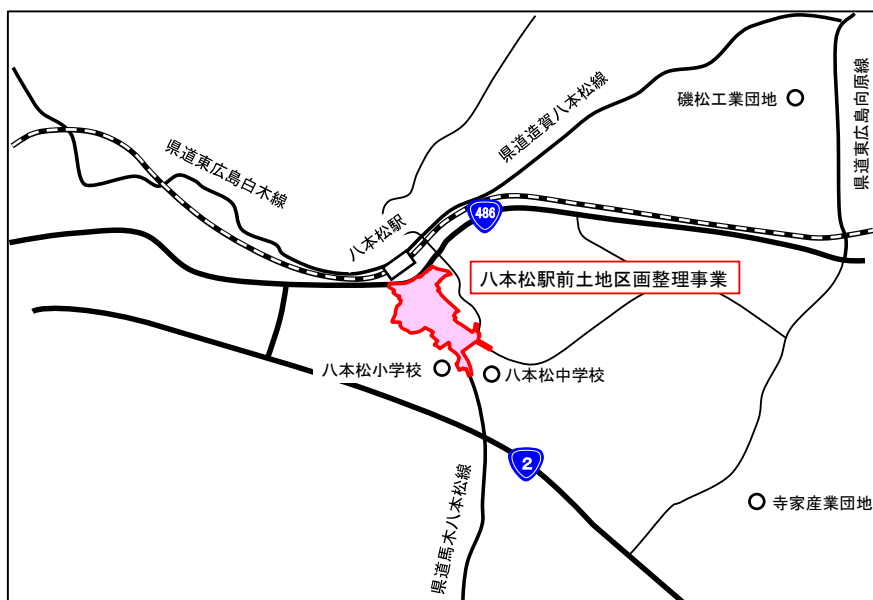
本地区は、山陽本線を利用すれば本市の中心部へは約 10 分、広島市へは約 30 分で到着できることや、山陽自動車道や国道 2 号バイパスへのアクセスも容易であること、また、市役所出張所や小学校、中学校等の公共公益施設が集積する等、市街化のポテンシャルが高い地域です。

本事業は、八本松駅の南側に隣接する区域において、国道 486 号及び県道馬木八本松線等と併せて宅地を一体的に整備することで、良好な居住環境の創出及び土地利用の増進を図ることを目的としています。

2 事業の概要

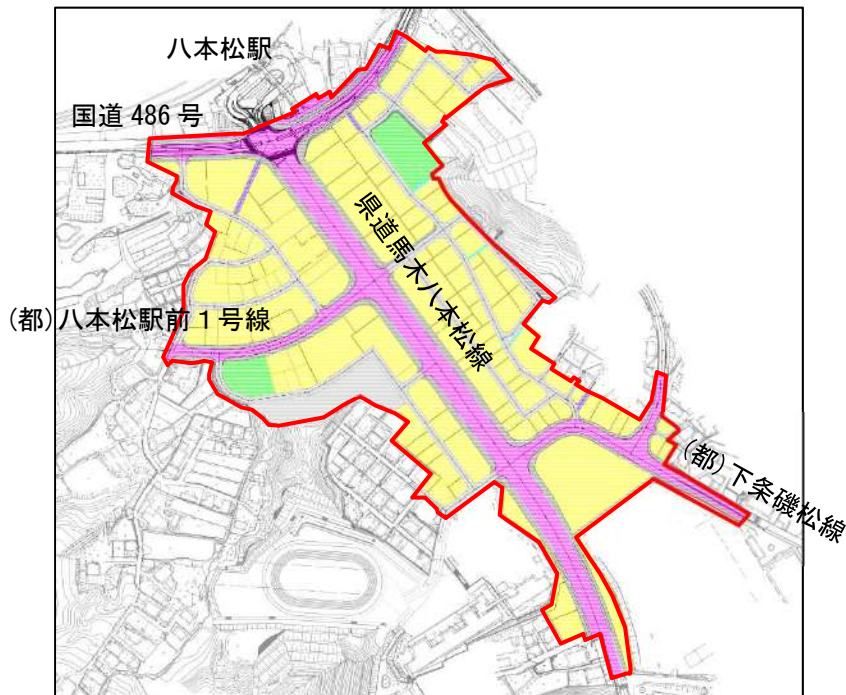
項目	内容
施行場所	東広島市八本松町飯田、原、八本松東、八本松南の各一部
施行面積	約 10.6ha
主な公共施設	都市計画道路西条八本松線（国道 486 号） 延長：278m 都市計画道路馬木八本松線（県道） 延長：558m 都市計画道路下条磯松線 延長：224m 都市計画道路八本松駅前 1 号線 延長：185m 区画道路 延長：2,009m、幅員：4～9m 公園 2 箇所（3,534.19 m ² ） 雨水排水施設、上・下水道施設
事業着手年度	平成 28 年度
完了予定年度	令和 13 年度以降

3 位置図（広域図）



4 事業計画

《事業計画図》

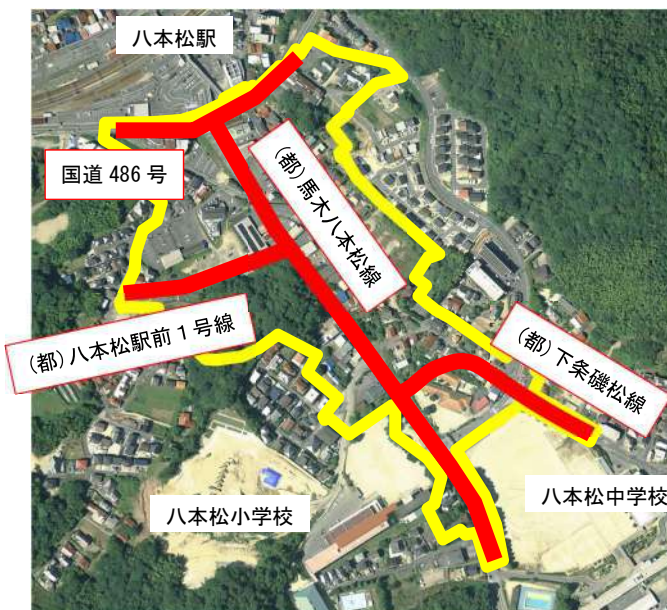


1 道路

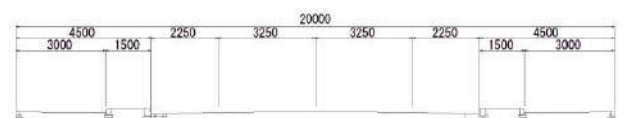
地区内の幹線道路となる都市計画道路西条八本松線（国道 486 号）及び馬木八本松線（県道馬木八本松線）、それらを補助する幹線道路として都市計画道路下条磯松線及び八本松駅前 1 号線、生活道路として区画道路を整備し、八本松駅前地区の幹線道路ネットワークの機能強化を図るとともに、土地区画整理事業と併せた良好な住環境の形成及び歩道整備による歩行者の安全性の向上を図ります。

1 都市計画道路

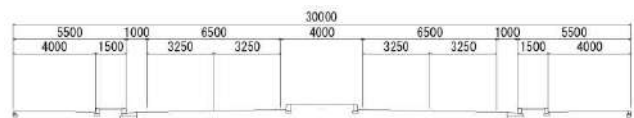
《事業箇所》



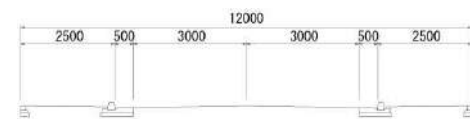
《標準断面図》



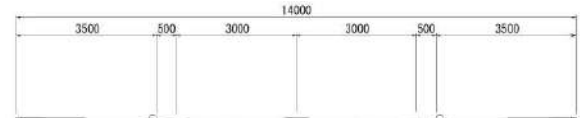
(都) 西条八本松線 (国道 486 号)



(都) 馬木八本松線



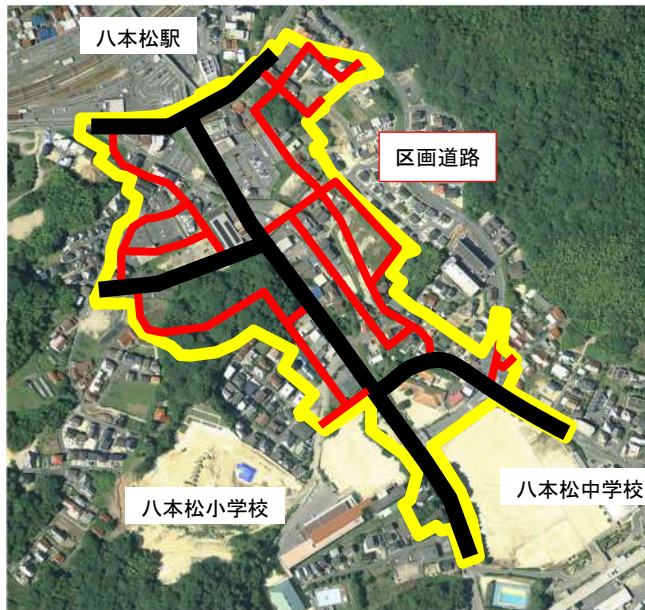
(都) 下条磯松線



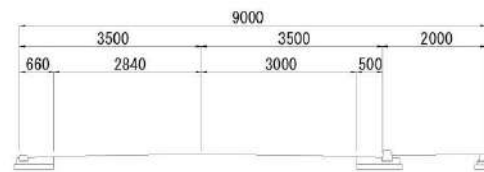
(都) 八本松駅前 1 号線

2 区画道路

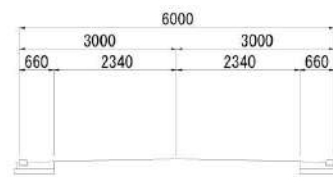
《事業箇所》



《標準断面図》



幅員 9.0m

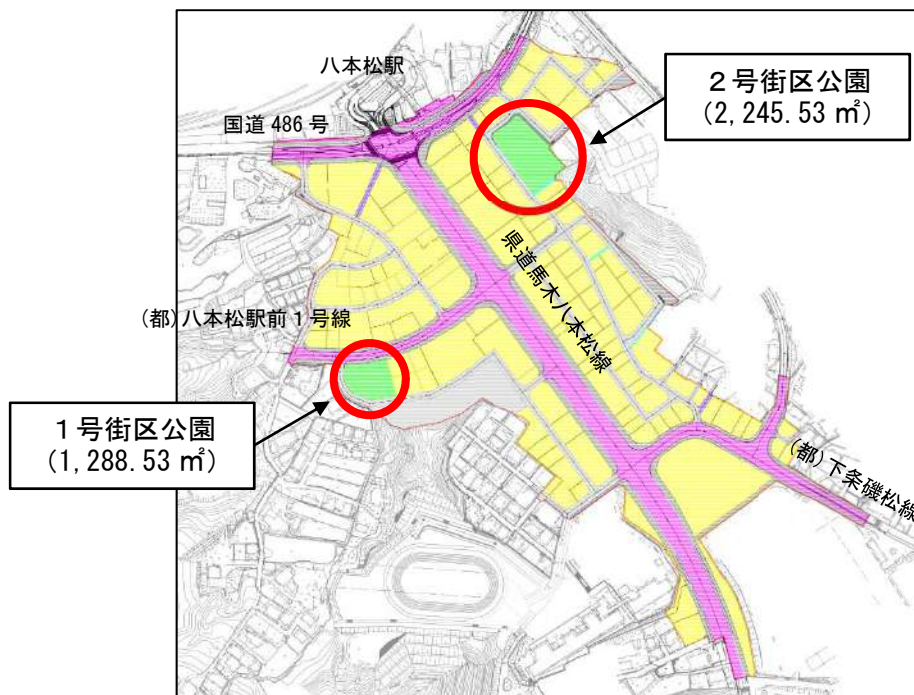


幅員 6.0m

2 公園

現在、地区内に公園がないことから、主として地区内に居住する方の利用に供することを目的とする街区公園を配置し、良好な居住環境の形成を図ります。

《事業箇所》



3 雨水排水施設、上水道・下水道施設

地区内の雨水排水は、道路側溝及び道路下に敷設する暗渠水路で調整池に導水し、流量を調整したのち、下流の河川へ放流します。また、各戸への給水及び各戸における適切な污水处理ができるよう上水道・下水道を整備し、良好な居住環境の形成を図ります。

《事業箇所》



雨水排水施設



上水道・下水道施設

5 整備状況（令和6年11月現在）



施行前



施行中

5 地区計画

1 概要

地区計画は、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、地区の課題や特徴を踏まえ、地区住民等の意向を反映しながら良好なまちづくりを行うことを目的としています。

地区計画では、計画の目標と方針を定め、必要に応じて「建築物や土地利用の制限」や「公共施設（道路・公園等）の整備計画」等のまちづくりのルールを定めることができます。

本市では、これまで西条町、八本松町、志和町、高屋町、黒瀬町、河内町において、地区計画が決定されています。

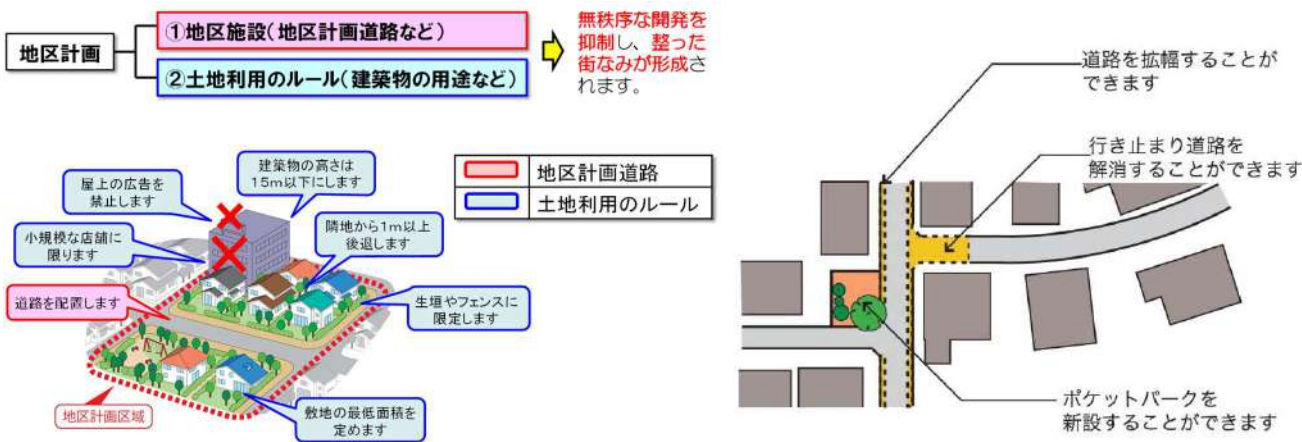


図 地区計画のイメージ

2 地区計画の現状

本市では、令和7年3月末現在において、42地区の地区計画が都市計画決定されています。

そのうち、市が事業主体となる主な地区計画事業（道路整備等を伴う地区計画事業）は3地区あり、現在、1地区が施行中です。

表 市が事業主体の主な地区計画事業（道路整備等を伴う地区計画事業）の概要

名称	面積（ha）	計画決定年月日	整備状況
下見学生街地区地区計画	50.2	平成元年8月1日	施行済
寺家地区地区計画	46.5	平成20年9月25日	施行済
西条第二地区地区計画	157.9	平成29年10月16日	施行中

3 地区計画の取組方針

(1) 目指す姿

- ・各地域における個性と特色を活かし、快適な都市生活や機能的な都市活動に繋がる土地利用を推進するとともに、健全で秩序ある市街地の形成と居住環境の充実を目指します。
- ・住居系、商業・業務系、工業・流通系の区分が持つそれぞれの役割に応じた適切な土地利用を推進することで、無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境の形成を目指します。

(2) 施策の展開方針

- ・西条第二地区において、地区計画事業により都市基盤の整備を図るとともに、地区計画で定めたルールに基づいた土地利用を誘導することで、良好な市街地の形成を推進します。
- ・インターチェンジ周辺等において、農林部局と調整を図りつつ、地区計画を活用した新たな企業立地や工場移転の受け皿となる新規工業地や流通業務地の整備を推進します。
- ・地区計画の活用により、無秩序な開発を防止し、地区の特性にふさわしい良好な環境の形成・保全を推進します。



地区計画事業の整備事例（下見学生街地区地区計画）

【主な取組施策】西条第二地区地区計画

1 地区計画の概要

西条第二地区は、西条駅と寺家駅の間部に位置する国道486号と黒瀬川に囲まれた地区です。

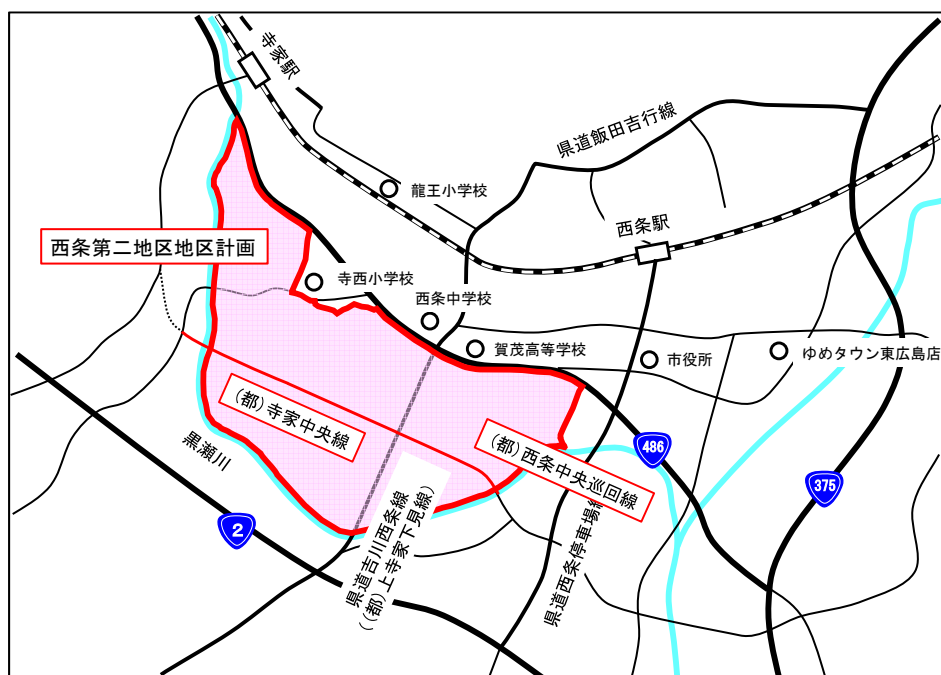
本地区は、本市の中心市街地に近接していることから、近年、急速に宅地化が進んでおり、地区内の都市計画道路の整備が進むと更に市街化が促進されることが予測されます。一方、地区内の道路は離合が困難な狭隘な道路が多く、農地からの宅地転用により大雨時には浸水被害の恐れも高まっています。

そのため、生活利便性及び安全性の向上に資する都市基盤の整備を進めるとともに、地区計画で定めたルールに基づいた土地利用を誘導することで、良好な市街地形成を図ることを目的としています。

2 事業の概要

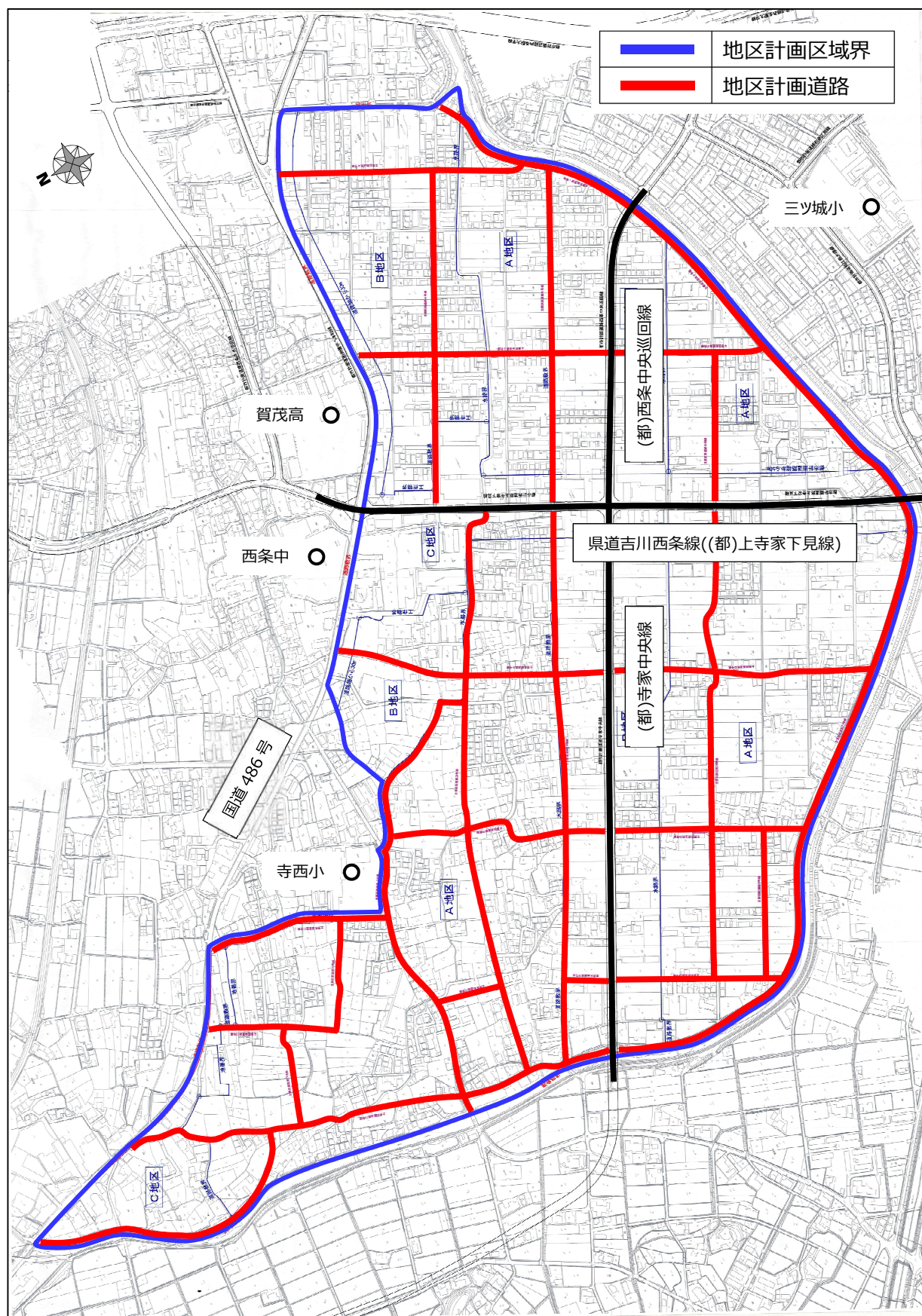
項目	内容
施行場所	東広島市西条町西条東、西条町下見、西条町寺家
施行面積	約 157.9ha
主な公共施設	都市計画道路上寺家下見線（県道吉川西条線） 延長：4.36 km 都市計画道路西条中央巡回線 延長：6.87 km 都市計画道路寺家中央線 延長：2.48 km 地区区画道路 延長：約 13.65 km
事業着手年度	平成 29 年度
完了予定年度	令和 13 年度以降

3 位置図（広域図）



4 事業計画

《事業計画図》



≪地区計画道路の整備イメージ≫



5 整備状況（令和7年3月現在）



地区計画道路 12 号線



地区計画道路 26 号線

6 下水道（污水）

1 概要

下水道（污水）事業は、都市計画法及び下水道法に基づき県又は市町村が整備・管理する事業です。本事業は、家庭の台所・水洗トイレ・風呂や工場・事業所から出る污水を適切に処理することにより、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的としています。

本市の下水道（污水）事業は、東広島市污水適正処理構想に基づき事業を展開しています。また、下水道事業経営を取り巻く状況は、施設の老朽化に伴う更新費用の増大や人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれる等、厳しさを増しつつあります。

このような中、将来にわたり安定的に下水道サービスを提供していくために、平成29年度から地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行し、中長期的視点に立った計画的な運営を行うことにより、経営の効率化と健全化を推進し、安定的な事業経営を行うこととしております。

2 下水道の種類

下水道は、下水道法で定める下水道と下水道の類似施設とに大きく分かれています。

本市の下水道（污水）事業では、「公共下水道」、「特定環境保全公共下水道」、「農業集落排水施設」の3つの事業を行っています。

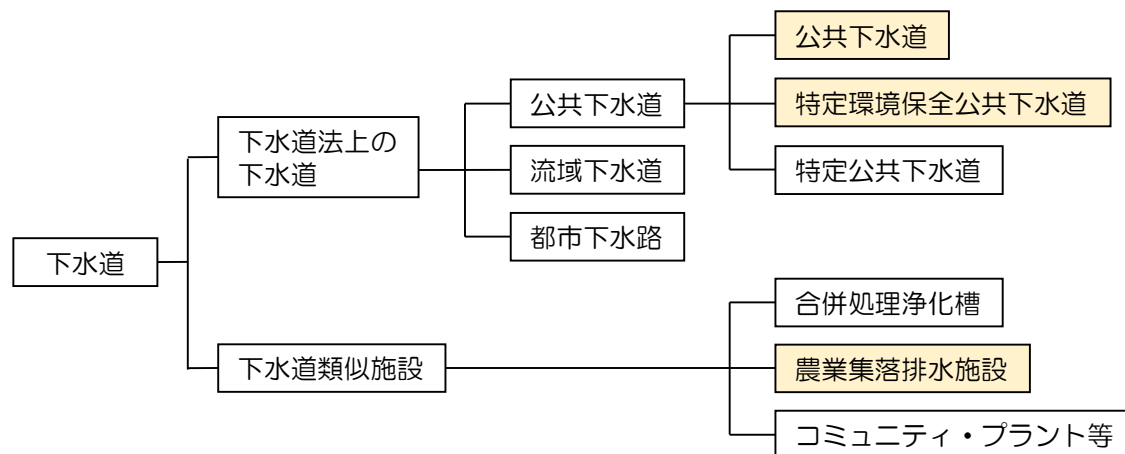


図 下水道の種類

《下水道の種類・役割》

- ・公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、処理するために設置する下水道です。
- ・特定環境保全公共下水道とは、公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道です。
- ・農業集落排水とは、主として農業振興地域内の農業集落における污水を処理する施設です。

第3章 分野別の取組方針及び取組施策

本市の各処理区の区域は、次のとおりです。

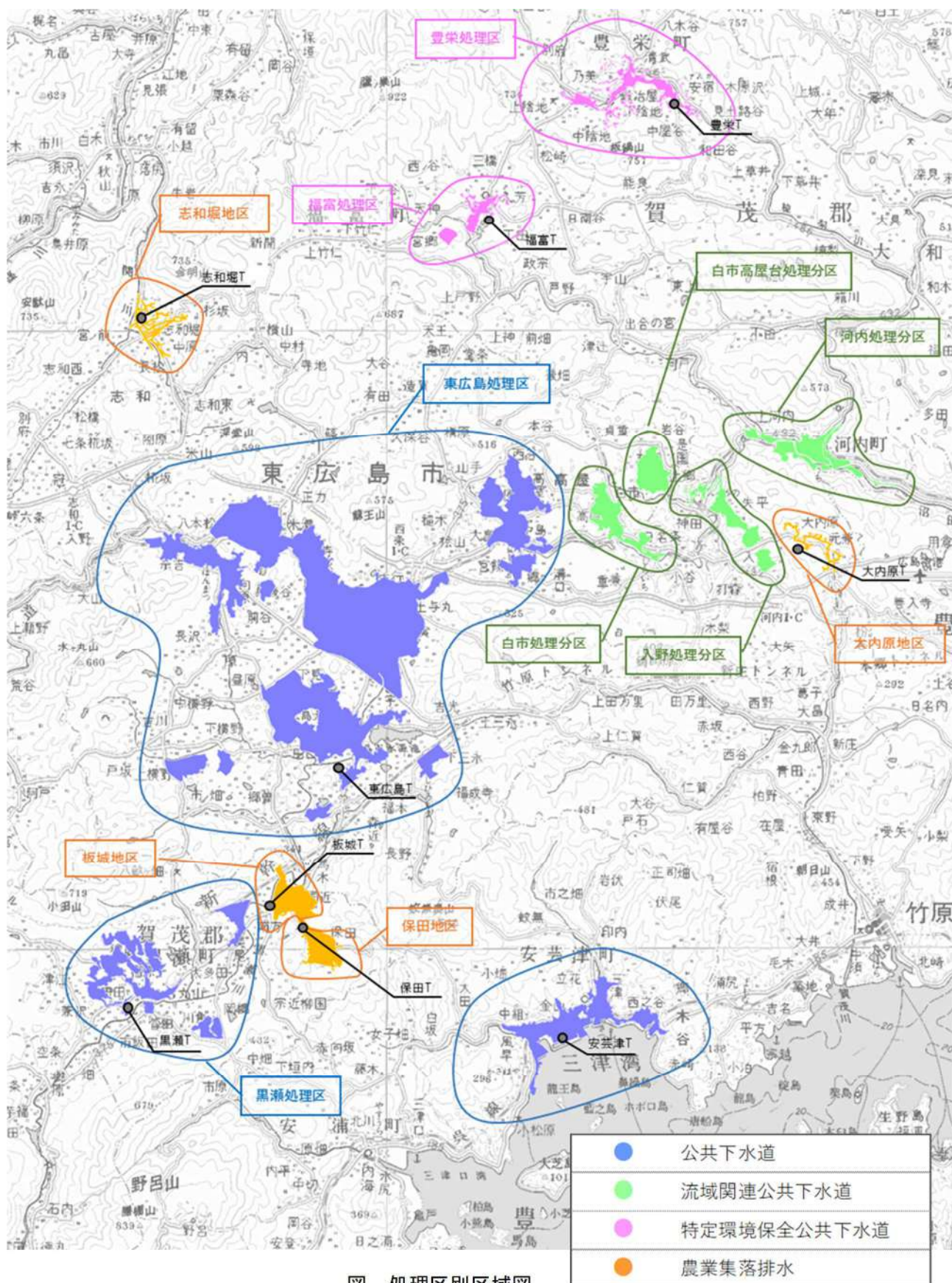


図 処理区別区域図

3 下水道の現状

(1) 下水道人口普及率

都市計画区域外を含む市全体の汚水処理人口普及率（行政人口に占める下水道、農業集落排水、合併浄化槽を利用できる人口の割合）は、令和5（2023）年度末の時点で88.9%となっています。

このうち、下水道人口普及率（特定環境保全公共下水道、農業集落排水を含む。）は、令和17（2035）年度の目標値65.9%に対して、令和5（2023）年度末で48.3%となっています。

また、下水道事業計画区域内における人口普及率（特定環境保全公共下水道、農業集落排水を含む。）は、令和5（2023）年度末時点で72.6%となっています。

本市の各処理区別の整備状況は、令和6年3月末現在において、次のとおりです。

表 処理区別の整備状況

区分	処理区	人口（人）			人口普及率（%）	参考普及率（%）	備考	
		計画区域	供用開始	未供用				
公共下水道	東広島	97,795	71,967	25,828	38.0	73.6		
	黒瀬	12,699	8,361	4,338	4.4	65.8		
	安芸津	5,418	2,900	2,518	1.5	53.5		
	流域関連 公共下水道	白市	3,717	2,273	1,444	1.2	61.2	
		河内	2,712	2,311	401	1.2	85.2	概成
		公共 計	122,341	87,812	34,529	46.3	71.8	
特定環境保全 公共下水道		入野	272	263	9	0.1	96.7	概成
	福富	373	359	14	0.2	96.2	概成	
	豊栄	788	764	24	0.4	97.0	概成	
	特環 計	1,433	1,386	47	0.7	96.7		
下水道 計		123,774	89,198	34,576	47.1	72.1		
農業集落排水施設	志和堀	669	669	0	0.4	100.0	概成	
	板城	1,073	1,073	0	0.6	100.0	概成	
	保田	585	585	0	0.3	100.0	概成	
	大内原	101	101	0	0.1	100.0	概成	
農業集落排水 計		2,428	2,428	0	1.3	100.0		
合 計		126,202	91,626	34,576	48.3	72.6		

※人口普及率＝供用開始人口／行政人口（189,550人）

※参考普及率＝供用開始人口／計画区域人口

※白市高屋台処理分区は白市処理分区に含む

4 下水道（污水）の取組方針

（１）目指す姿

- ・生活環境の改善や水質の保全等、快適な都市活動を支える上で必要な下水道について、計画的な污水管渠の整備により普及率の向上を図るとともに、適切な施設の維持管理により持続的で安定的な下水道サービスの提供を目指します。
- ・災害時においても下水道の機能が損なわれないよう施設の耐震化を進め、災害に強い安全・安心な下水道の整備を目指します。

（２）施策の展開方針

- ・東広島市污水適正処理構想及び下水道未普及解消整備計画に基づき、計画的な污水管渠の整備を推進します。
- ・ストックマネジメント計画に基づき、効率的な下水道施設の改築・更新を推進します。
- ・東広島市上下水道耐震化計画に基づき、段階的な下水道施設の耐震性能向上を推進します。



污水管渠の整備工法（左：開削工法、右：推進工法）



污水管渠の整備事例

（左：老朽化した污水管渠、右：リフレッシュした污水管渠（管更生工法））

【主な取組施策】汚水管渠の整備

1 概要

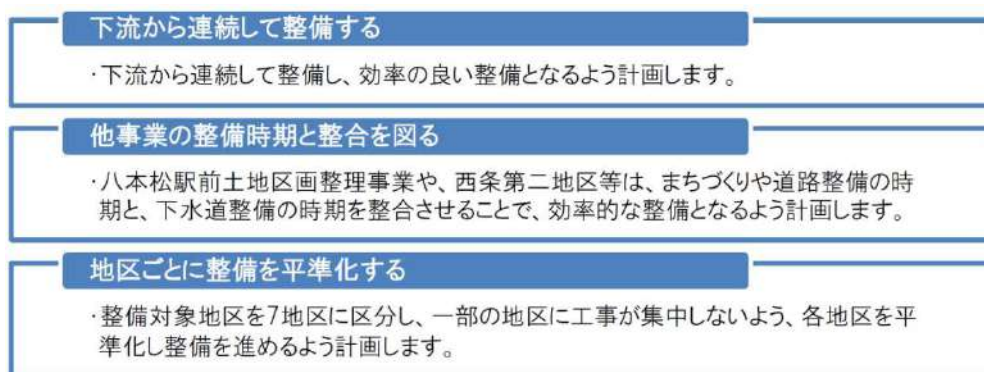
本市の下水道処理人口普及率は、令和17（2035）年度の目標値65.9%に対して、令和5（2023）年度末現在で48.3%であり、国や広島県の普及率と比べて低い水準にあります。

本市では、汚水処理施設の整備に関して、令和5（2023）年7月に「東広島市下水道未普及解消整備計画」を改定し、各汚水処理施設の有する特性や経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的な整備手法を選定したうえで、整備区域、整備方法、整備スケジュール等を設定し、早期の未普及地域の解消に向けて整備を推進しています。

2 下水道未普及解消計画の概要

（1）基本方針

本計画では、より効率的な整備により下水道汚水処理施設の早期概成を達成するため、次のとおり基本方針を定め、事業を展開することとしています。



（2）対象処理区

東広島市下水道未普及解消整備計画で対象としている各処理区の整備状況は、次のとおりです。本計画では、未整備区域がある次の処理区を、未普及対策を行う対象としています。

表 対象処理区

処理区	面積（ha）		
	整備対象区域	整備済	未整備
東広島処理区	2,227.0	1,712.7	514.3
黒瀬処理区	274.7	168.0	106.7
安芸津処理区	302.4	110.2	192.2
白市処理分区	108.7	50.4	58.3
合計	2,912.8	2,041.3	871.5

※数値は令和3年度末現在を示す。

【主な取組施策】施設の改築・更新

1 概要

本市では、今後、施設の老朽化の進行に伴う維持管理費・改築費の増大が予想されることから、令和6（2024）年度にストックマネジメント計画（第2期）を策定し、計画的な維持管理を推進し、併せて災害に強い施設への改築を行っています。

2 スtockマネジメント計画の概要

（1）ストックマネジメントとは・・・

下水道事業におけるストックマネジメントは、目標とする明確なサービス水準を定め、下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、修繕・改築までの一連の作業を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理するものです。

ストックマネジメントの導入により期待される効果は、次のとおりです。

《期待される効果》

- ・施設の安全性を確保し、良好な状態を維持できます。
- ・施設全体のライフサイクルコストを低減できます。
- ・リスク評価による優先順位を考慮した対策により、適正かつ合理的な施設管理を実施できます。
- ・施設状況や機能維持に関する情報を市民等に分かりやすく説明することができます。

（2）施設の改築計画

1 計画期間

計画期間（第2期）：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

2 管路施設

表 管路施設の改築対象

処理区・排水区名	合流・汚水・雨水の別	改築の対象施設	布設年度	供用年数	対象箇所
東広島	分流汚水	人孔蓋 管渠	昭和47年 (1972年) ～ 平成元年 (1989年)	37～53	150箇所 3,207m

3 処理場・ポンプ場施設

表 処理場・ポンプ場施設の改築対象

施設名	合流・汚水・雨水の別	改築の対象施設	設置年度	供用年数	施設能力
風早雨水ポンプ場	雨水	ゲート設備、雨水ポンプ設備	平成 14 年 (2002 年)	23	270m ³ /分
高屋中継ポンプ場	汚水	受変電設備	平成 7 年 (1995 年)	30	
大沢中継ポンプ場	汚水	ポンプ設備、監視制御設備、自家発電設備、受変電設備、負荷設備、土木付帯設備、電気設備	平成 10 年 (1998 年)	27	1.2 m ³ /分
マンホールポンプ所	汚水	ポンプ設備、監視制御設備、負荷設備、計測設備、受変電設備	平成 3 年 (1991 年)	34	
東広島浄化センター	汚水	沈砂池設備、ポンプ設備、水処理設備、汚泥濃縮設備、脱臭設備、監視制御設備、土木付帯設備、内部防食、建築付帯設備、電気設備	昭和 60 年 (1985 年)	40	67,000m ³ /日
黒瀬水質管理センター	汚水	汚泥濃縮設備、汚泥脱水設備、監視制御設備、土木付帯設備、内部防食、建築付帯設備、電気設備	平成 10 年 (1998 年)	27	4,900 m ³ /日
豊栄浄化センター	汚水	受変電設備	平成 11 年 (1999 年)	26	450 m ³ /日

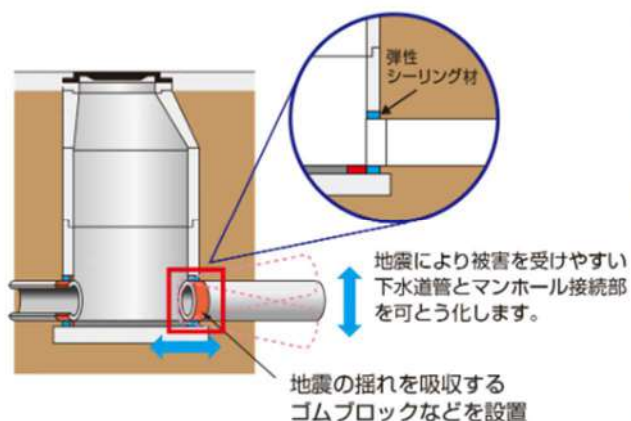
3 施設の耐震対策

下水道施設が被災した場合、公衆衛生問題や交通障害等が発生するばかりか、トイレの使用が不可能となる等、市民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。

本市には現在の耐震基準を満足していない施設があるため、東広島市上下水道耐震化計画に基づき、ストックマネジメント計画による施設の改築更新と調整しながら、施設の耐震化を行っています。

また、耐震基準を満足しているか不明な施設の耐震診断も並行して実施をしています。

《耐震化イメージ》



7 防災・減災

1 概要

本市では、平成 30（2018）年7月豪雨災害において、土石流や河川の氾濫の発生により宅地・農地・ため池等に土砂や流木が流れ込み、数多くの住宅が損壊や浸水の被害を受けたほか、幹線道路や生活道路、鉄道等が寸断されたことにより、市民生活や企業活動へ甚大な被害を受けました。

また、遠くない将来には南海トラフ地震等が発生すると予測されており、いつ起こるかわからない自然災害等への備えが喫緊の課題となっています。

このような背景を踏まえ、本市では、過去の災害から得られた経験を教訓として、災害リスクや地域の状況等に応じて、様々な自然災害に備えた事前防災及び減災等に資する事業を進めています。

2 主な過去の被災状況

- ・黒瀬川や沼田川等の市内を流れる河川の流域では、河川の増水や越水による浸水被害を懸念される地区が存在しており、平成 11（1999）年6月の豪雨災害の際には大きな被害が発生しています。
- ・市内には急傾斜地の崩壊や土石流の発生する恐れがある箇所が多数存在しており、過去には台風や梅雨時期の豪雨により被害が発生しています。特に、平成 30（2018）年7月豪雨災害の際には、甚大な被害を受けました。
- ・平成 13（2001）年に発生した芸予地震では、建物が損壊する等の被害が発生しています。
- ・安芸津地域では、津波による被害はないものの、高潮による浸水被害を受けています。



出典：東広島市平成 30 年 7 月豪雨災害記録誌

被災状況（左：土砂被害、右：浸水被害）

3 災害リスク

- ・本市の最も発生頻度の高い災害は、「台風による暴風、豪雨、高潮」、「梅雨末期の集中豪雨による河川の氾濫、がけ崩れ、谷川の土石流の流出」等が挙げられます。特に、近年では、局地的・突発的な集中豪雨により激甚な洪水・土砂災害が発生しています。
- ・地盤が比較的低く、排水能力が十分でない市街地では、都市化の進展に伴い内水氾濫による浸水被害が懸念されています。
- ・沿岸部では、波浪や高潮による浸水が挙げられます。なお、津波においては、過去に大きな被害が生じたことはないものの、南海トラフ地震等が発生した場合には、地震による揺れと合わせ、被害が甚大となることが想定されています。

表 平成 30（2018）年 7 月豪雨災害による被害状況

施設名	件数	施設名	件数
道路	399	下水	28
河川	652	林道	127
橋梁	17	農道	87
港湾	2	水路	197
公園	4	ため池	176

出典：東広島市地域強靱化計画

4 防災・減災の取組方針

（１）目指す姿

- ・平成 30（2018）年 7 月豪雨災害等を踏まえ、災害に強い地域づくりや行政、関係機関及び地域が連携した防災・減災対策に取り組むことで、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、安全・安心な市民生活を送れるまちの実現を目指します。

（２）施策の展開方針

- ・広島県と連携して流域治水推進計画を策定し、河川や防災重点ため池の整備・維持管理、灌漑機能が不要となったため池の有効活用、民間による流域貯留施設の確保等の総合的な治水対策の取組を推進します。
- ・市街地における浸水被害の軽減に向けて、下水道事業による内水浸水対策を推進します。
- ・広島県と連携して急傾斜地崩壊対策事業や小規模崩壊地復旧事業の取組を推進します。
- ・高潮による浸水被害の軽減に向けて、港湾・漁港の護岸整備や排水機場の整備を推進します。

【主な取組施策】防災・減災に関する取組

1 概要

近年、全国各地で水災害や地震災害等の自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しており、今後も気候変動の影響によって更なる頻発化・激甚化が懸念される中、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、安全な生活を確保するためには、防災・減災対策を積極的に進めていく必要があります。

本市では、これまでの災害を教訓とし、地域の災害リスクや状況等に応じて、護岸や雨水排水施設、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備、河川や港湾施設等の適切な維持管理等のハード対策と、気候変動の影響を反映した治水計画等への見直し、命のみならずネットワークの形成に向けた防災訓練の実施等のソフト対策を適切に組み合わせることで、災害に強い地域づくりを推進しています。

2 防災・減災に係る主な取組施策

取組施策	主な事業内容
治水対策事業	流域治水、高潮対策、河川整備、ため池の治水利用
下水道事業	市街地における浸水対策（雨水排水施設の整備）
河川維持修繕事業	河川の維持修繕（護岸の修繕、浚渫等）
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊対策整備及び施設の適正な維持管理
小規模崩壊地復旧事業	小規模崩壊地の復旧及び治山堰堤下流の水路整備
港湾施設長期保全事業 港湾・漁港管理事業	港湾・漁港施設の整備、点検及び維持管理

3 取組施策の概要

（1）治水対策事業

1 流域治水

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生等の対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。
- 流域治水の対策は、河川の整備に加え、雨水を一時的に貯める取組等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、浸水しやすい場所からの移転を誘導する等の「被害対象を減少させるための対策」、避難体制を強化する等の「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」があり、河川区域、集水域、氾濫域のあらゆる場所で対策を実施します。
- 本市では、広島県と連携して流域治水事業を推進しており、令和7（2025）年度に「流域治水推進計画」を策定する予定としています。併せて、広島大学との共同研究により、浸水メカニズム等の各種現象の解明について取組を進めます。

第3章 分野別の取組方針及び取組施策



出典：国土交通省 HP

図 流域治水の施策イメージ

2 高潮対策

- ・高潮対策とは、高潮、波浪又は津波等の海水による災害を防除するため、海岸保全施設の新設又は改良を行う事業です。
- ・安芸津町の沿岸地域では、高潮による浸水被害が発生していることから、低い護岸の改修やゲートの設置等を行うとともに、内水を排出する排水機場の整備等を行う必要があります。
- ・本市では、被害の規模や費用対効果の高い地区から順に整備を行うこととしており、現在、風早地区において「ゲート（排水機場）の設置や護岸整備」を実施しています。



排水機場整備状況（R7年1月現在）



事業中の高潮対策事業（風早地区排水機場整備工事）

3 河川整備

- ・河川整備事業とは、比較的発生頻度の高い洪水に対して施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、「洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して堤防を安全な構造とするための護岸整備」や「洪水を一時的に貯留し、河道への流下量を減らす洪水調節施設の整備」等を行う事業です。
- ・本市では、水路や河川等の排水能力を超えた地域や下流河川への排水が追い付かない地域において内水氾濫による浸水被害が発生していることから、1級・2級河川や砂防河川等の整備や貯留施設等の整備を推進していく必要があります。
- ・本市では、現在、「志和町、黒瀬町、安芸津町」において河川整備を実施しています。
- ・現在、広島県と連携して「流域治水推進計画」の策定を進めており、計画策定後は、流域対策と一体となった河川整備を進めます。

表 事業中の河川整備

事業箇所	主な整備内容
杉坂上川（志和町）	河川断面の拡幅・護岸整備
洗川（黒瀬町）	河川断面の拡幅・護岸整備
昭和川（黒瀬町）	河川断面の拡幅・護岸整備
宮崎川（安芸津町）	バイパス放水路の整備

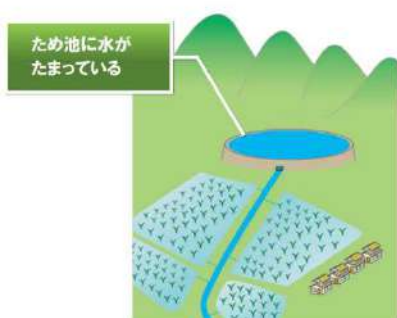


事業中の河川状況

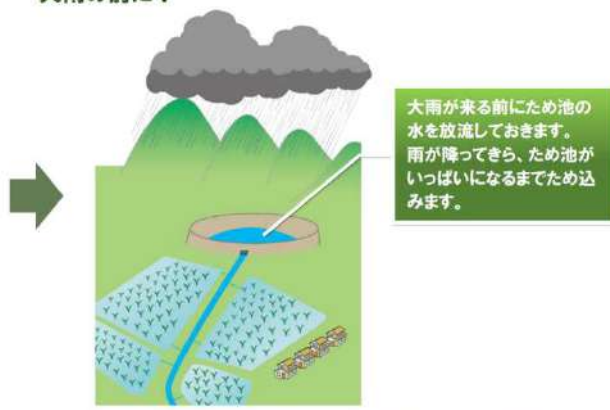
4 ため池の治水利用

- ため池とは、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域等で、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。
- ため池は、灌漑という本来の機能のほかに、降った雨を貯留し、下流の農地や農業用施設等への被害を軽減する洪水調節機能も有しているため、ため池の水を利用しない時期に低水位管理を行うことで、大雨の際に雨水を一時的に貯留し、下流域の洪水・浸水被害の軽減が期待できます。
- 本市には、約3,700箇所のため池が存在しており、現在、広島県と連携して策定を進めている「流域治水推進計画」において、治水対策の一つとしてため池を活用した雨水貯留の取組の検討を進めます。
- 本市では、現在、灌漑機能が不要となった「大地面池（西条町）」を調整池へ改築する整備を実施しています。

普段のため池



大雨の前に！



大雨の前に、ため池の事前放流を行って水位を下げておくことで、雨水を貯める容量を確保します。
ため池の決壊を防ぐとともに、地域の浸水被害を軽減します。

出典：国土交通省 HP

図 ため池の治水利用のイメージ



事業中のため池の治水対策事業（大地面池）

(2) 下水道事業（雨水：浸水対策）

- 都市の浸水には、河川から溢れて発生する「外水氾濫」と降った雨が河川等に排水できずに発生する「内水氾濫」があります。
- 下水道事業における浸水対策とは、“内水”を排除する役割を担っており、河川等に放流するための雨水管やポンプ場、貯留施設等の整備を行う事業です。
- 本市では、都市化（宅地開発）の進展に伴い雨水が地中に浸透する区域が減少したこと等により雨水の流出量が増え、河川や下水道にかかる負担が増加していることに加え、気候変動の影響等により大雨等が頻発し、内水氾濫の発生リスクが増大しているため、一部の地域で浸水被害が発生しています。
- 本市では、現在、「西条第二地区」をはじめ、「西条町や八本松町の市街地」において雨水排水施設整備を進めています。

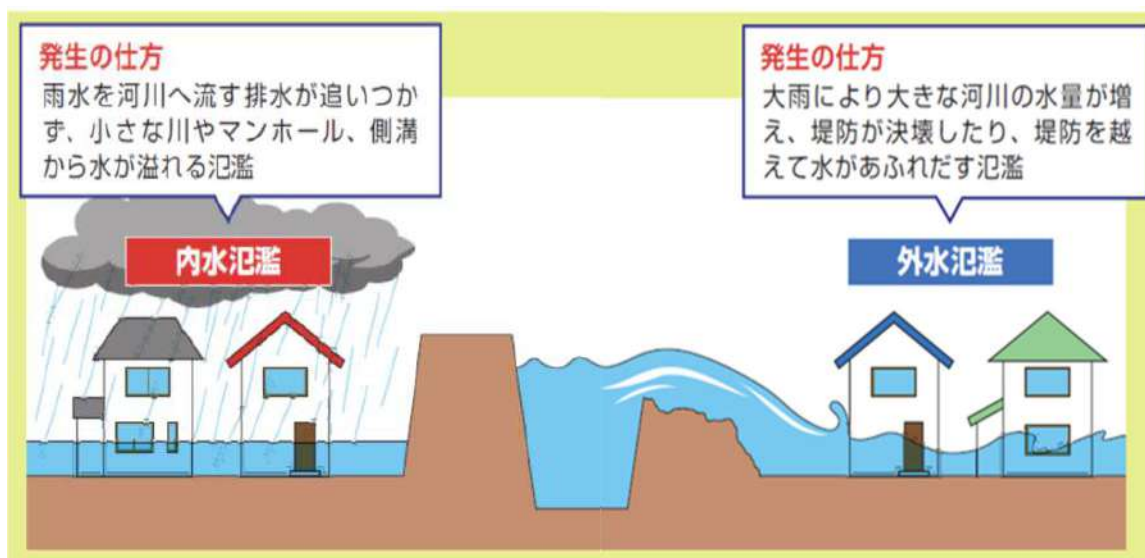


図 浸水のイメージ

表 事業中の浸水対策事業

事業名	主な整備内容
寺家排水区 (西条第二地区)	市街地内における浸水対策のための雨水排水施設（雨水渠等）整備
西条排水区他	西条1号雨水幹線の上流域及び排水区内の浸水被害を軽減するための雨水排水施設整備（ポンプ施設等）
七ツ池排水区	八本松駅前土地区画整理事業と関連した排水区内の雨水排水施設（雨水渠等）整備

第3章 分野別の取組方針及び取組施策

下水道で実施する雨水浸水対策は、「雨水管理総合計画」に基づき実施しています。

この計画では、限られた財源と人材の中で効率的に治水レベルを向上させるために、選択と集中の観点から過去の浸水被害の発生状況や人口、公共施設等の集積状況等を勘案して優先的・重点的に整備を実施すべき地域を重点地区として定め、段階的に雨水浸水対策施設の建設を行っています。

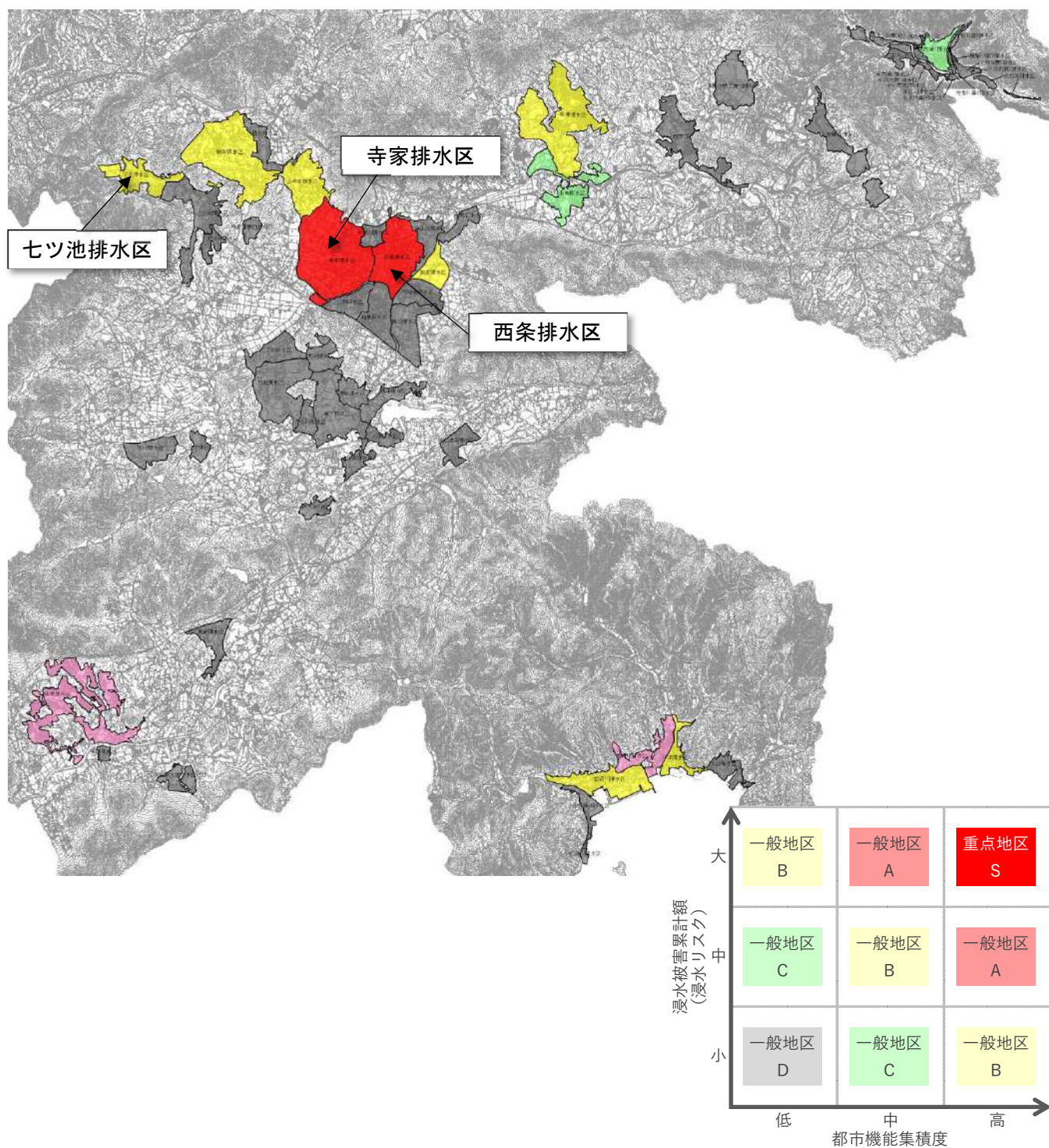


図 雨水管理総合計画マップ

(3) 河川維持修繕事業

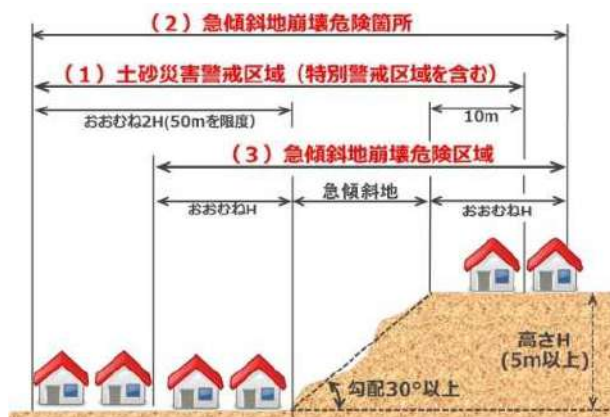
- ・河川維持修繕事業とは、河川の機能を常に良好な状態に保持するため、損傷箇所の早期補修等により、地域住民の安全と河川環境の保全を図る事業です。
- ・近年、台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、河川護岸の崩壊や越水による被害も多数発生しているため、河川内に堆積した土砂で断面が不足している箇所は浚渫による河道の確保を行う等、維持管理の強化を図るとともに、計画的な河川の維持・修繕を行う必要があります。
- ・本市では、適時、「除草や浚渫」を実施するとともに、「堤防や護岸、調整池等の河川管理施設」の適切な維持管理に努めています。



事業中の河川維持修繕事業（左：三永川、右：戸石川）

(4) 急傾斜地崩壊対策事業

- ・急傾斜地崩壊対策事業とは、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定した急傾斜地崩壊危険区域において、法枠工やアンカー工等の崩壊防止工事を行う事業です。
- ・急傾斜地崩壊防止工事（がけ崩れ防止工事）は、土地を所有する人や被害の恐れがある人が行うのが原則ですが、対策には多額の費用と高度な技術が必要となるため、要望により土地所有者等に代わり広島県及び市において急傾斜地崩壊防止工事を実施しています。そのため、急傾斜地崩壊対策事業においては、県と連携し、対策工事を推進します。



出典：東京都 HP

図 急傾斜地に関する区域の違い



出典：国土交通省 HP

図 がけ崩れ対策のイメージ

表 事業中の急傾斜地崩壊対策事業

事業箇所	主な整備内容
郷6地区（高屋町）	植生基材吹付工、吹付砕工、落石防護柵工
吉土実地区（西条町）	吹付砕工、モルタル吹付工、ブロック積工



事業中の急傾斜地崩壊対策事業

(5) 小規模崩壊地復旧事業

- ・小規模崩壊地復旧事業とは、人家裏等の小規模な荒廃林地の復旧や荒廃の恐れのある林地の予防を行う事業であり、急傾斜地崩壊対策事業のように宅地や人命保護を目的としたものではなく、林地の復旧保護を目的とした事業です。
- ・本市では、小規模崩壊地の復旧のほか、治山事業に関連して、国営及び県営事業で進めている治山堰堤下流の水路整備を実施しています。

表 事業予定の小規模崩壊地復旧事業

事業箇所	主な整備内容
小谷地区	小規模崩壊地の復旧
原地区、南城山地区、奥屋地区	治山堰堤下流の水路整備



事業予定の小規模崩壊地復旧事業（左：小谷地区、右：奥屋地区）

(6) 港湾施設長期保全事業、港湾・漁港管理事業

1 港湾施設長期保全事業

- ・港湾施設長期保全事業とは、維持管理計画（長寿命化計画）を基に、事後保全的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進するため、計画的かつ適切な維持管理を行う事業です。
- ・本市では、平成 26（2014）年度に「安芸津港港湾施設維持管理計画」を策定し、従来の事後保全的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を進めています。

2 港湾・漁港管理事業

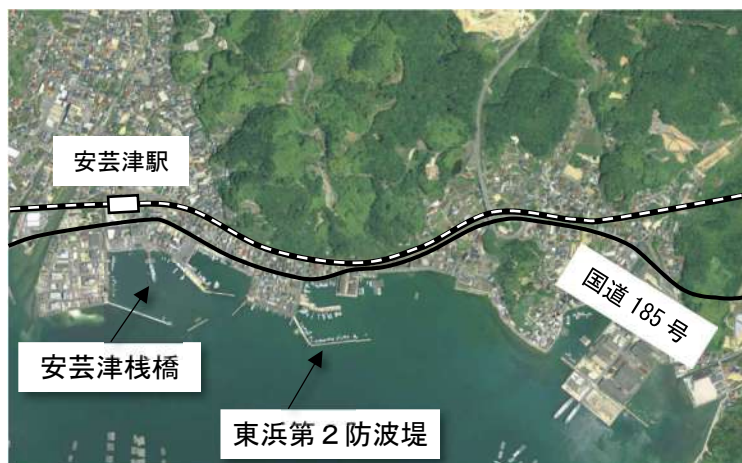
- ・港湾・漁港管理事業とは、施設の利用者の安全・安心を確保しつつ、利便性の高い施設を保持するため、定期的な点検により損傷箇所を早期発見し、修繕等を行う事業です。
- ・本市の港湾・漁港施設は、「港湾施設」が安芸津港港湾区域内に、「漁港施設」が大芝北漁港区域及び大芝南漁港区域内に、「海岸保全施設」が港湾区域内及び漁港区域内に設置されています。
- ・本市では、「安芸津港港湾施設及び大芝北・大芝南漁港施設」について、定期的な施設点検を継続するとともに、老朽化が進む施設の修繕等を実施しています。また、「海岸保全施設」について、安芸津港海岸及び大芝北・大芝南漁港海岸の背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、利便性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、定期的な点検及び老朽化施設の補修・改良を実施しています。

＜施設の役割＞

- ・港湾施設とは、水陸交通の結節点で物流や旅客輸送等を円滑に行うための施設です。
- ・漁港施設とは、漁船が停泊して出漁準備や漁獲物を陸揚げするための施設です。
- ・海岸保全施設とは、背後地の人命や財産を津波や高潮等の災害から防護するための施設です。

表 事業中の港湾施設長期保全事業、港湾・漁港管理事業

事業名	事業箇所
港湾施設長期保全事業	安芸津栈橋、東浜第2防波堤
港湾・漁港管理事業	大芝南漁港海岸（消波ブロック）



安芸津栈橋

8 主な取組施策の事業箇所

8-1 主な取組施策の一覧

第3章で紹介している主な取組施策（事業中の主要な社会資本整備事業）は、次のとおりです。

1 道路

区分	町名	事業名	事業内容
都市計画道路（街路）	西条町	寺家中央線（1工区・2工区）	道路新設、歩道新設
		西条中央巡回線（寺家工区）	道路新設、歩道新設
		吉行泉線（2工区）	道路拡幅、歩道新設
	八本松町	八本松駅前1号線	道路新設、道路拡幅、歩道新設
	高屋町	西高屋駅南北線	自由通路新設
		中島線	道路新設、歩道新設、駅前広場新設
		中島杵原線	駅前広場拡張
	黒瀬町	丸山樫原線	道路新設、道路拡幅、歩道新設
幹線市道	西条町	中央巡回線	道路空間再編
		一町田吉行線	交差点改良
		助実12号線	道路拡幅、歩道新設
		上三永助実線（上三永工区）	道路新設、道路拡幅、歩道新設
		大河内大沢線	道路新設、道路拡幅、歩道新設
		武士郷曾線	道路拡幅、歩道新設
	八本松町	（仮称）正力西1号線	道路新設、道路拡幅、歩道新設
		正力飯田線ほか4路線	道路新設、道路拡幅
		飯田工業団地線	歩道新設
	志和町	栴坂志和西線（1・2・3工区）	道路新設、道路拡幅、歩道新設
	黒瀬町	乃美尾兼広線（1工区）	道路拡幅、歩道新設
		黒瀬川1号線	道路拡幅、歩道新設
	安芸津町	赤崎海岸線（現道拡幅工区）	道路拡幅、歩道新設
		駅前蓮光寺線ほか6路線	道路拡幅

2 公園

町名	事業名	事業内容
西条町	東広島運動公園	施設更新、施設の増設

第3章 分野別の取組方針及び取組施策

3 土地区画整理

町名	事業名	事業内容
八本松町	八本松駅前土地区画整理事業	宅地造成、道路拡幅、公園新設、 雨水排水施設・上下水道施設の整備

4 地区計画

町名	事業名	事業内容
西条町	西条第二地区地区計画	道路拡幅

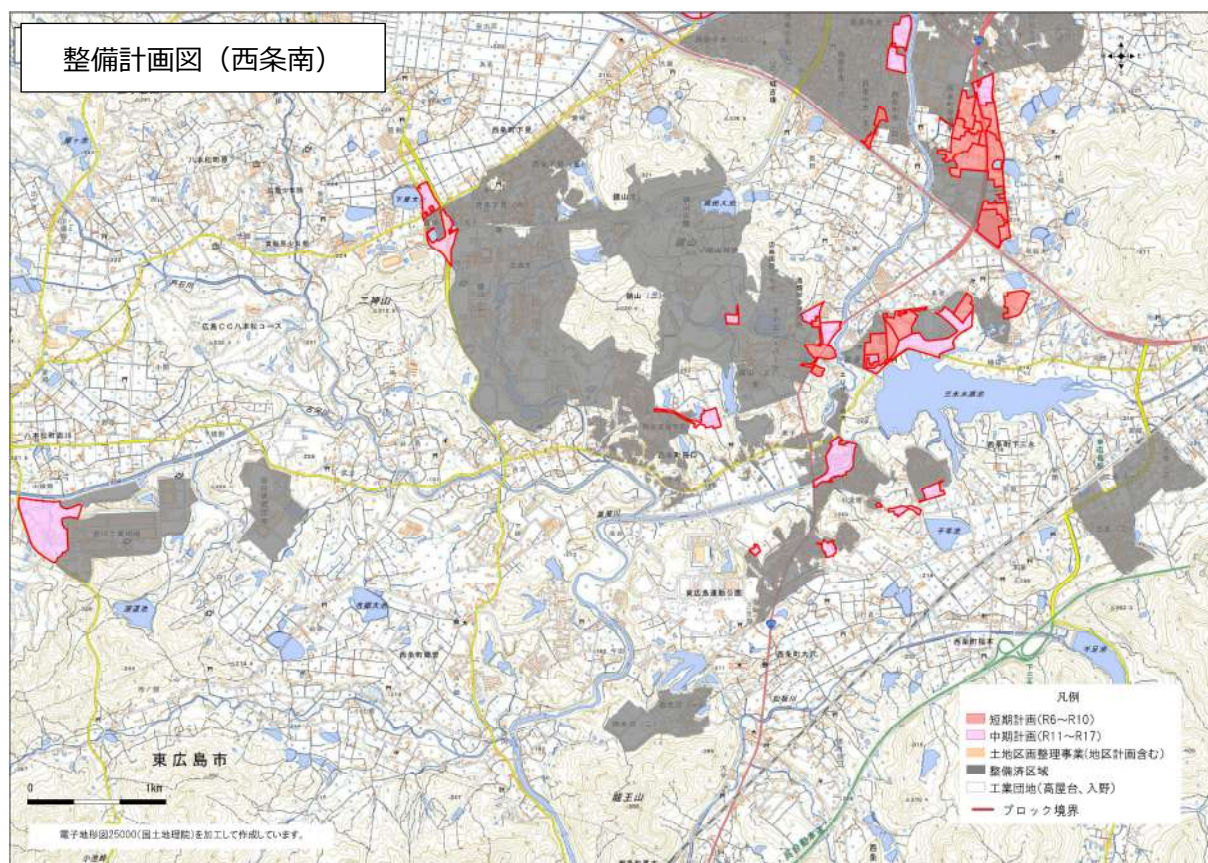
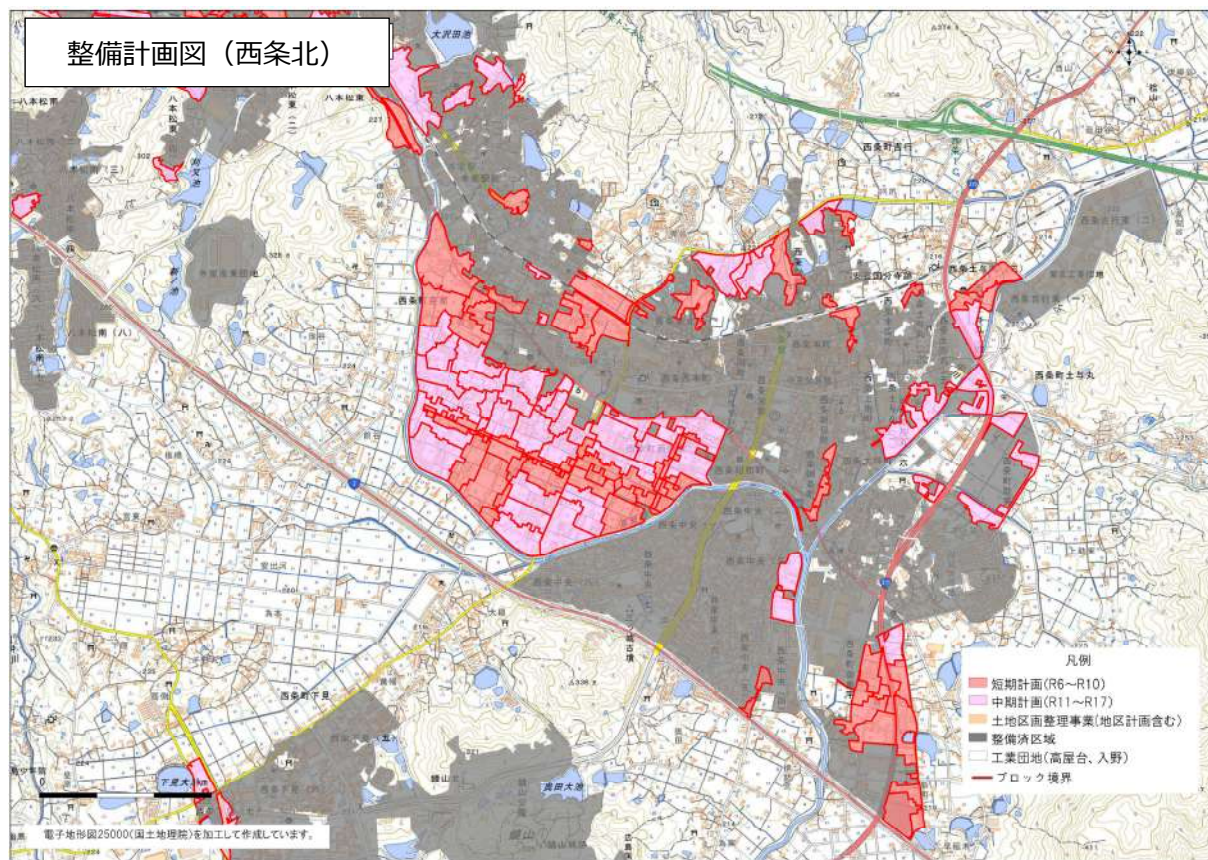
5 下水道（污水）

町名	事業名	事業内容
市内全域	東広島市下水道事業	汚水管渠の整備、施設の改築・更新

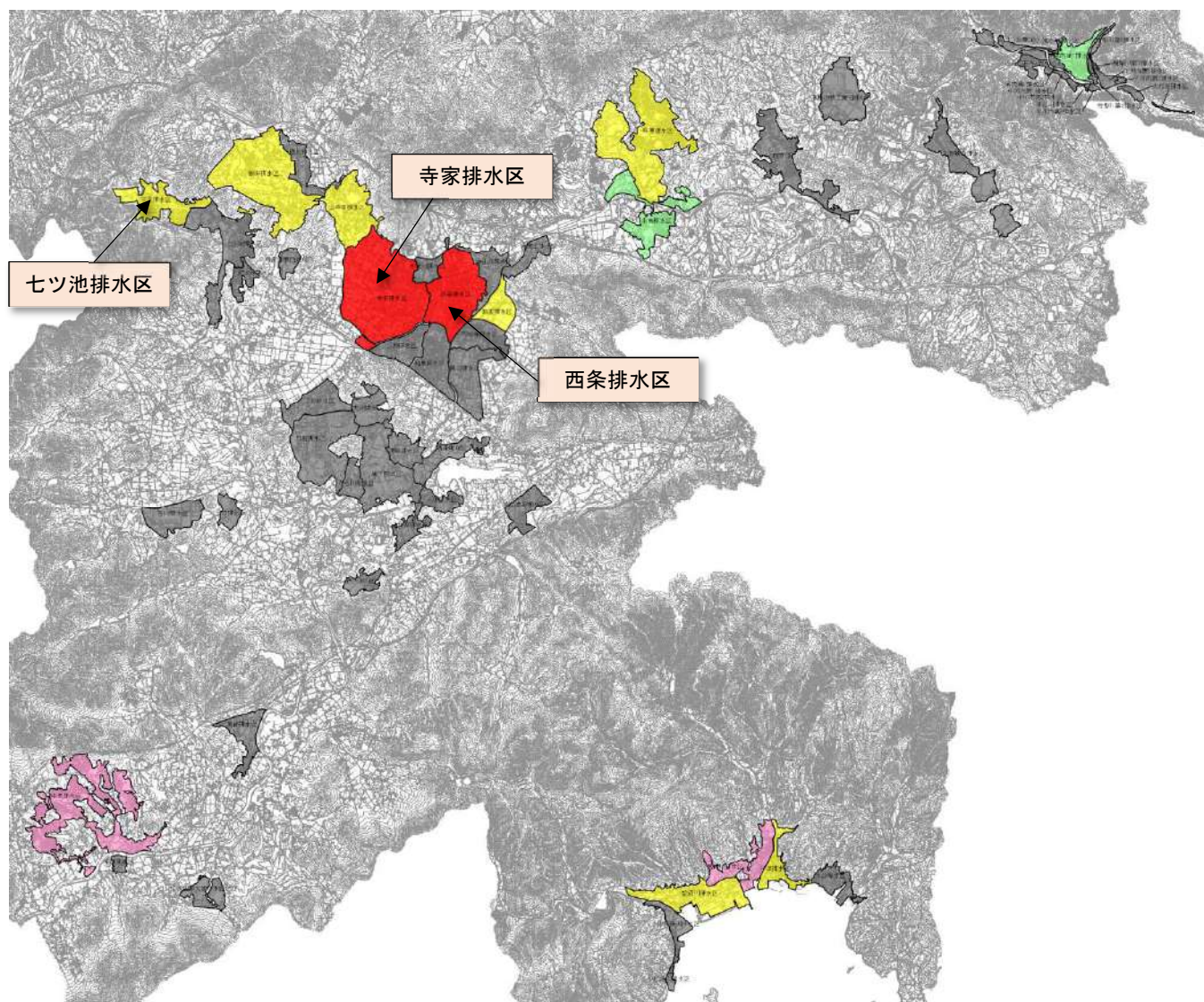
6 防災・減災

事業名	町名	事業箇所	事業内容
治水対策事業	高潮対策	安芸津町 風早地区	排水機場の設置、護岸整備
	河川整備	志和町 杉坂上川	河川断面拡幅、護岸整備
		黒瀬町 洗川 昭和川	
		安芸津町 宮崎川	バイパス放水路整備
	ため池の治水利用	西条町 大地面池	調整池整備
下水道事業（雨水）	西条町	寺家排水区 西条排水区 七ツ池排水区	雨水排水施設整備
河川維持修繕事業	西条町	三永川	河川維持（浚渫）
	八本松町	戸石川	
	志和町	奥屋川	
急傾斜地崩壊対策事業	西条町	吉土実地区	崩壊防止
	高屋町	郷6地区	
小規模崩壊地復旧事業	八本松町	原地区 南城山地区	治山堰堤下流の水路整備
	志和町	奥屋地区	
	高屋町	小谷地区	小規模崩壊地の復旧
港湾施設長期保全事業	安芸津町	安芸津栈橋	栈橋更新
		東浜第2防波堤	護岸整備
港湾・漁港管理事業	安芸津町	大芝南漁港海岸	消波ブロック

【下水道（污水）事業計画】

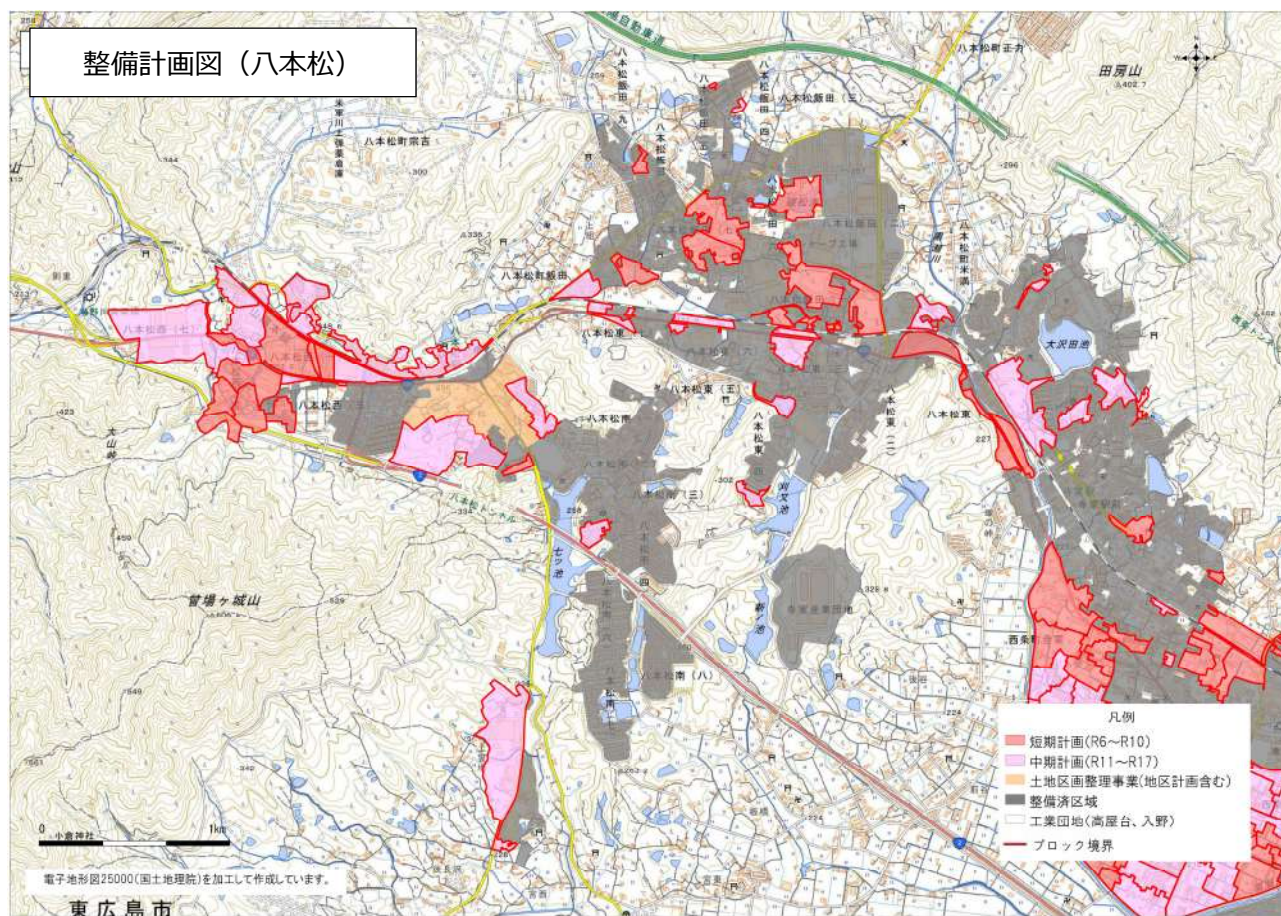


【下水道（雨水）事業計画】



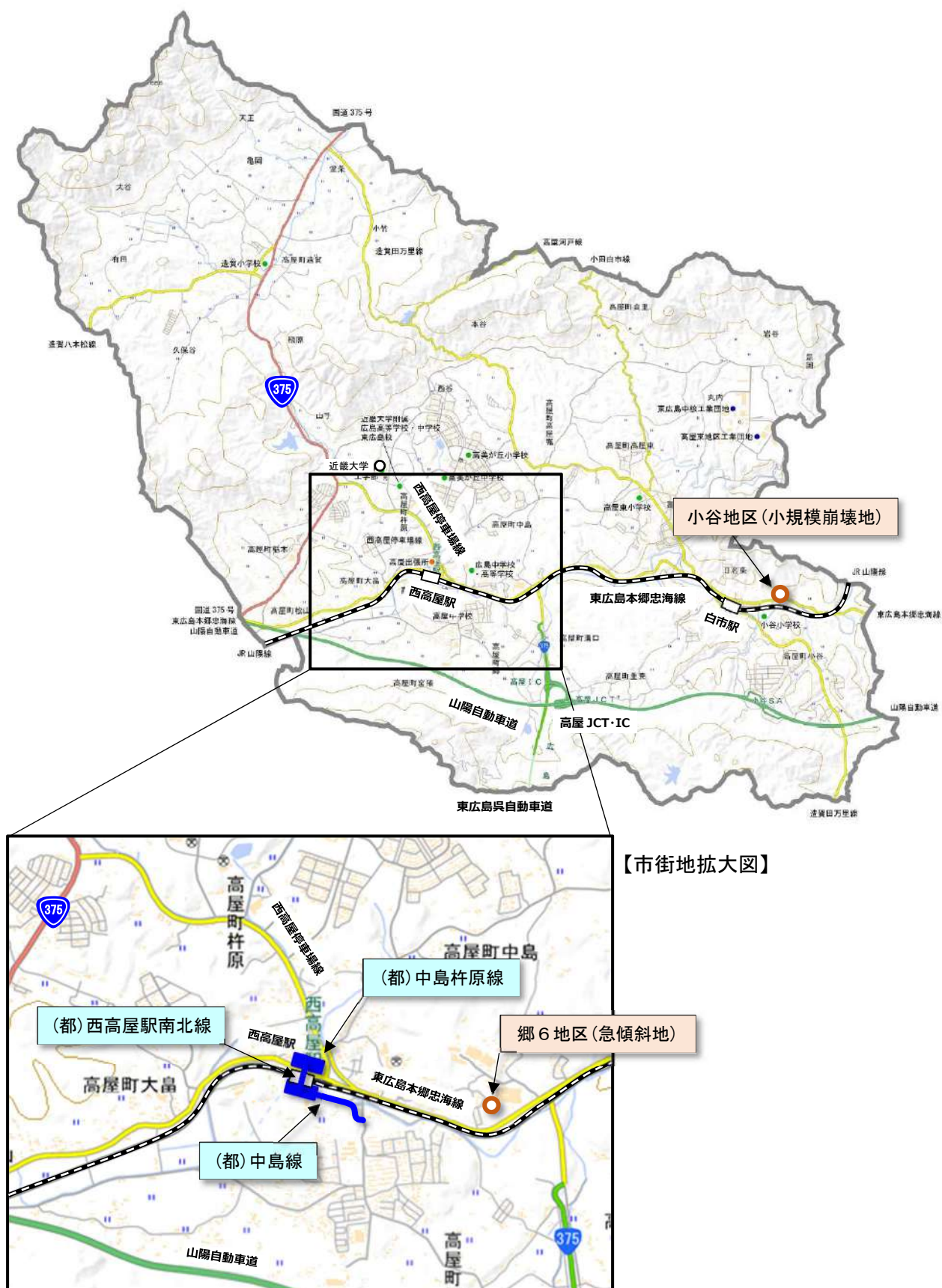


【下水道（污水）事業計画】

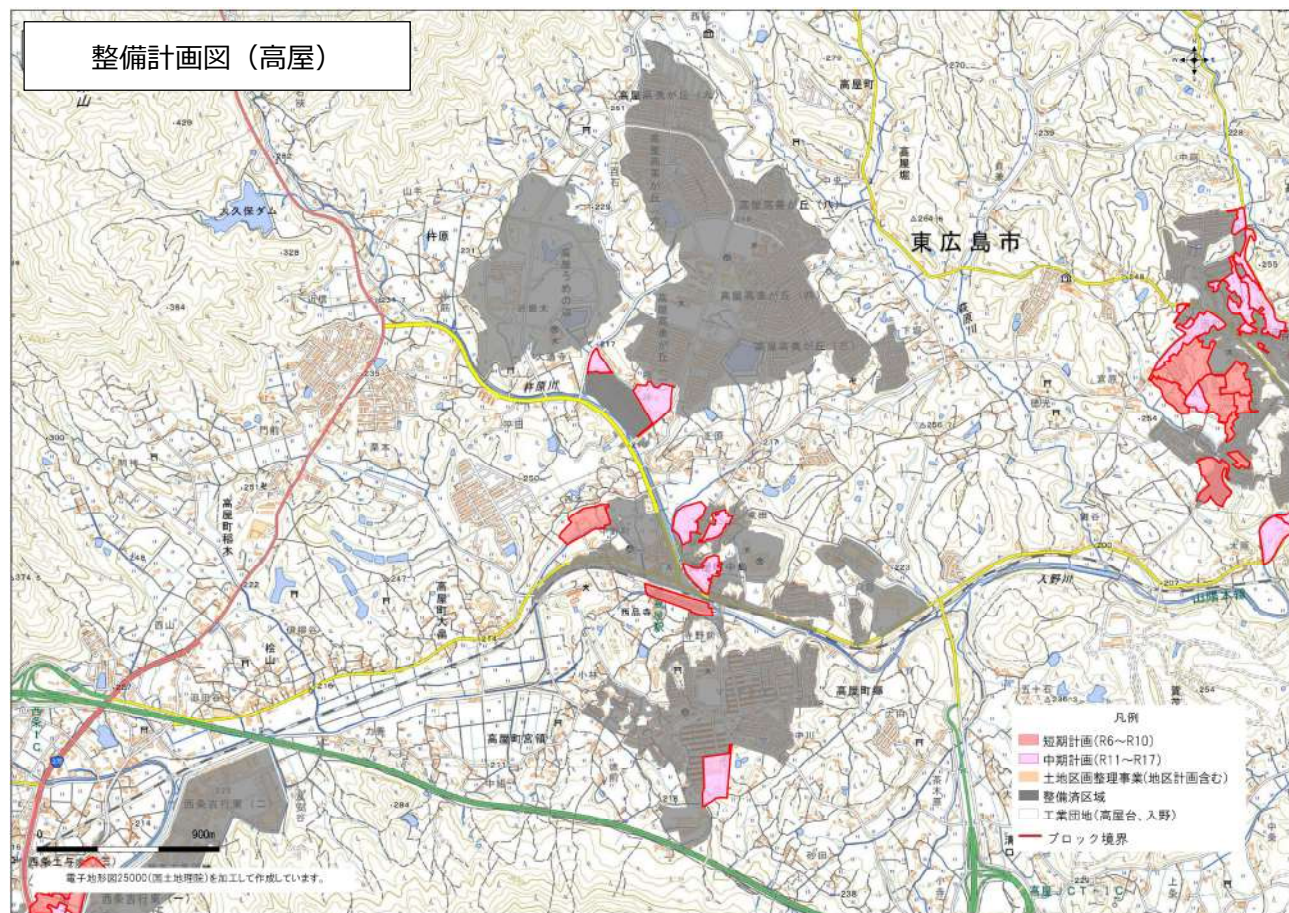




4 高屋町

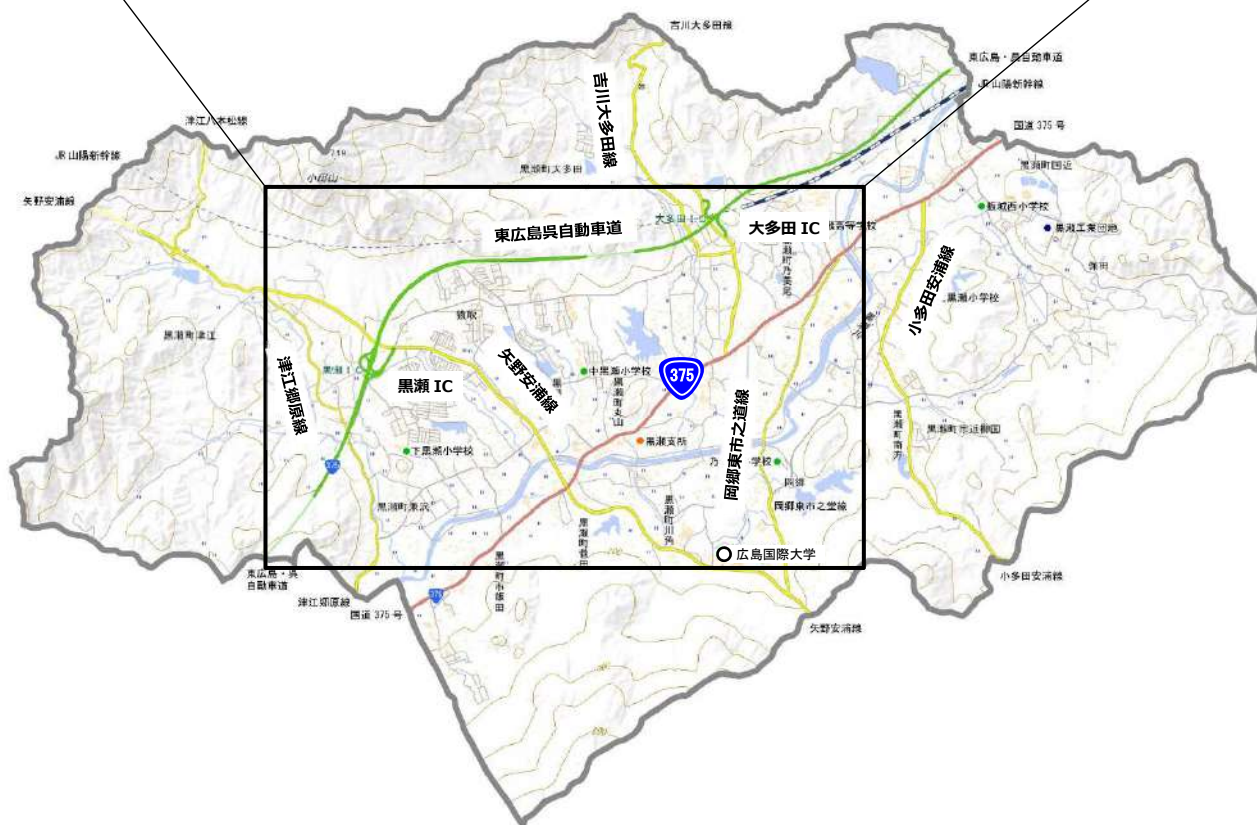


【下水道（污水）事業計画】

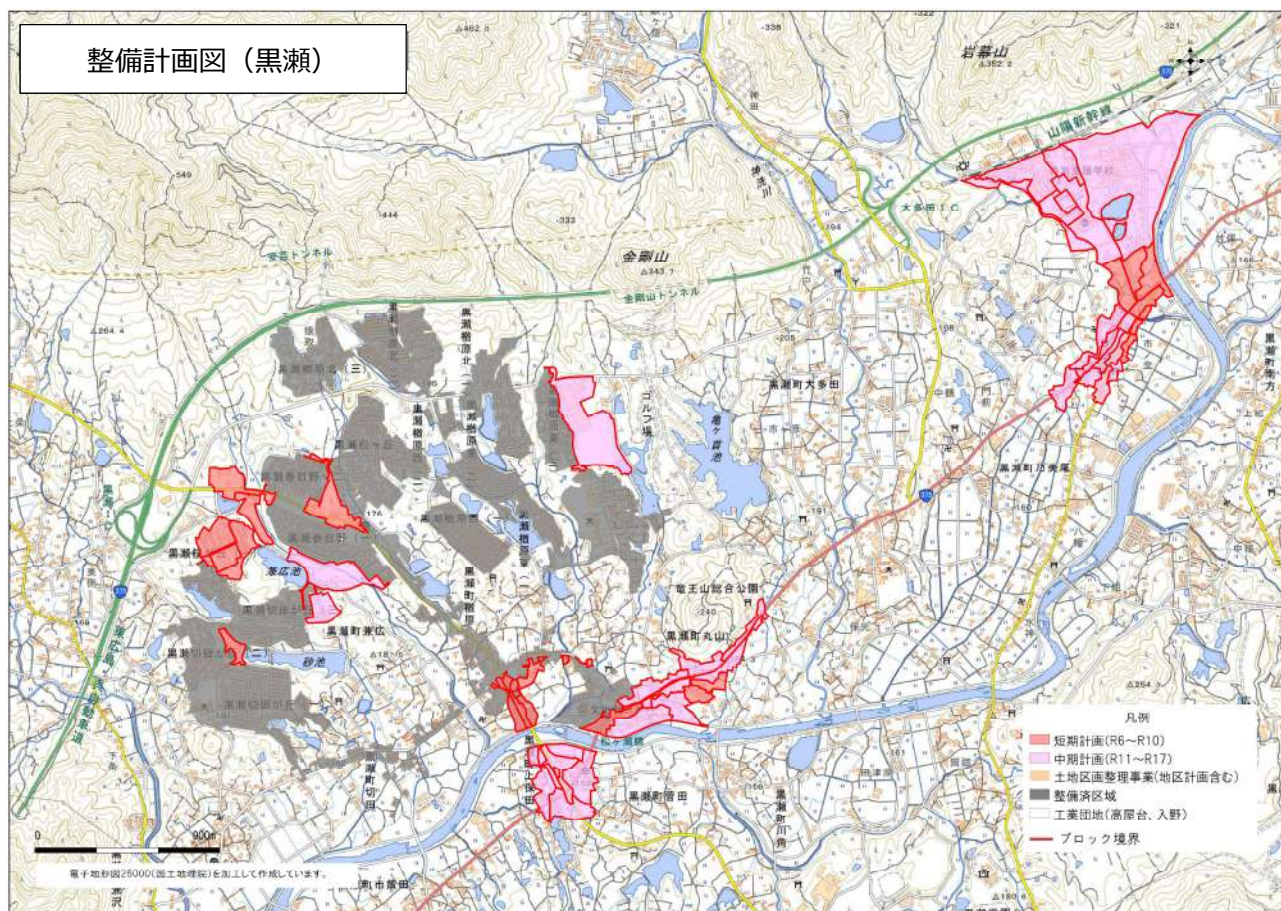


5 黒瀬町

【市街地拡大図】

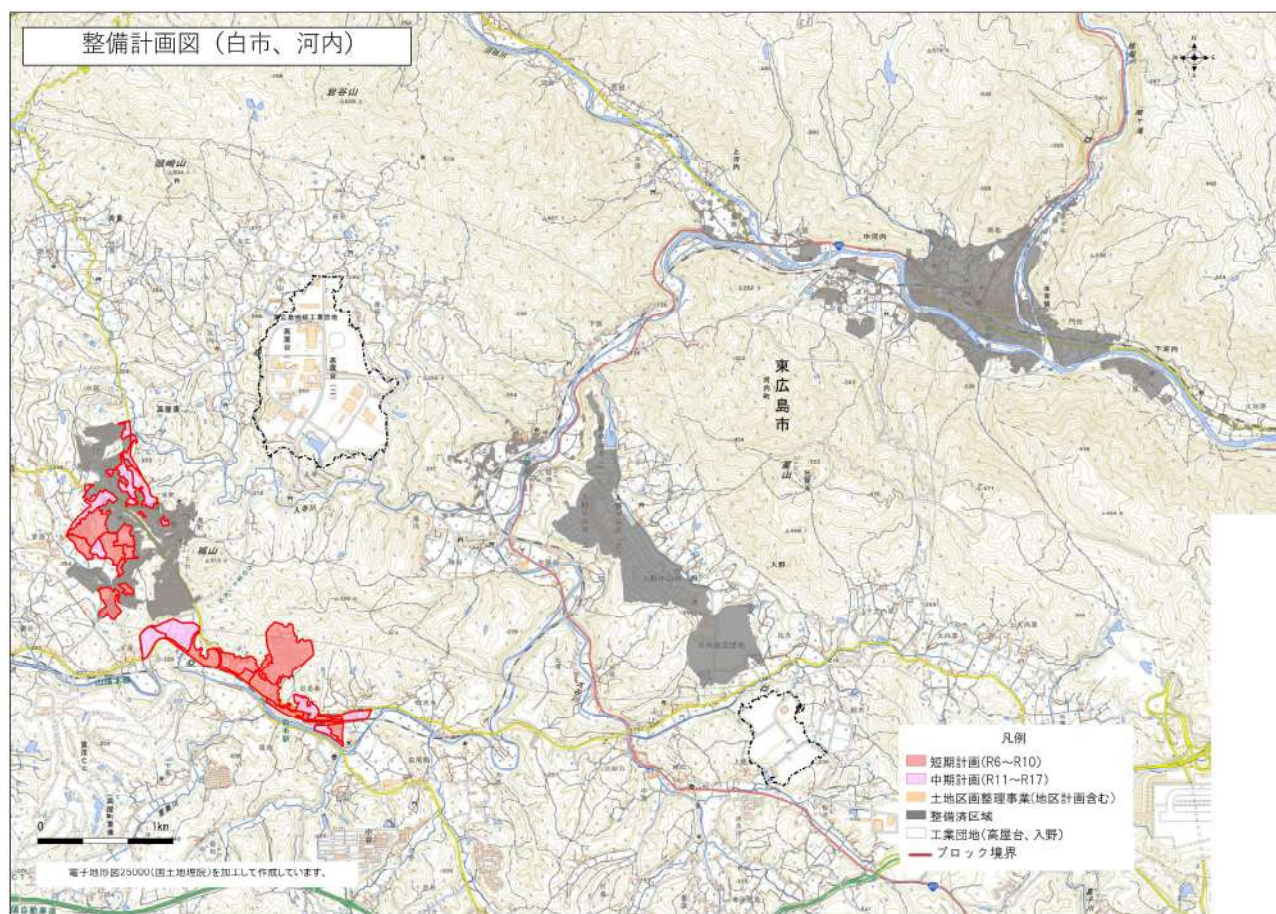


【下水道（污水）事業計画】



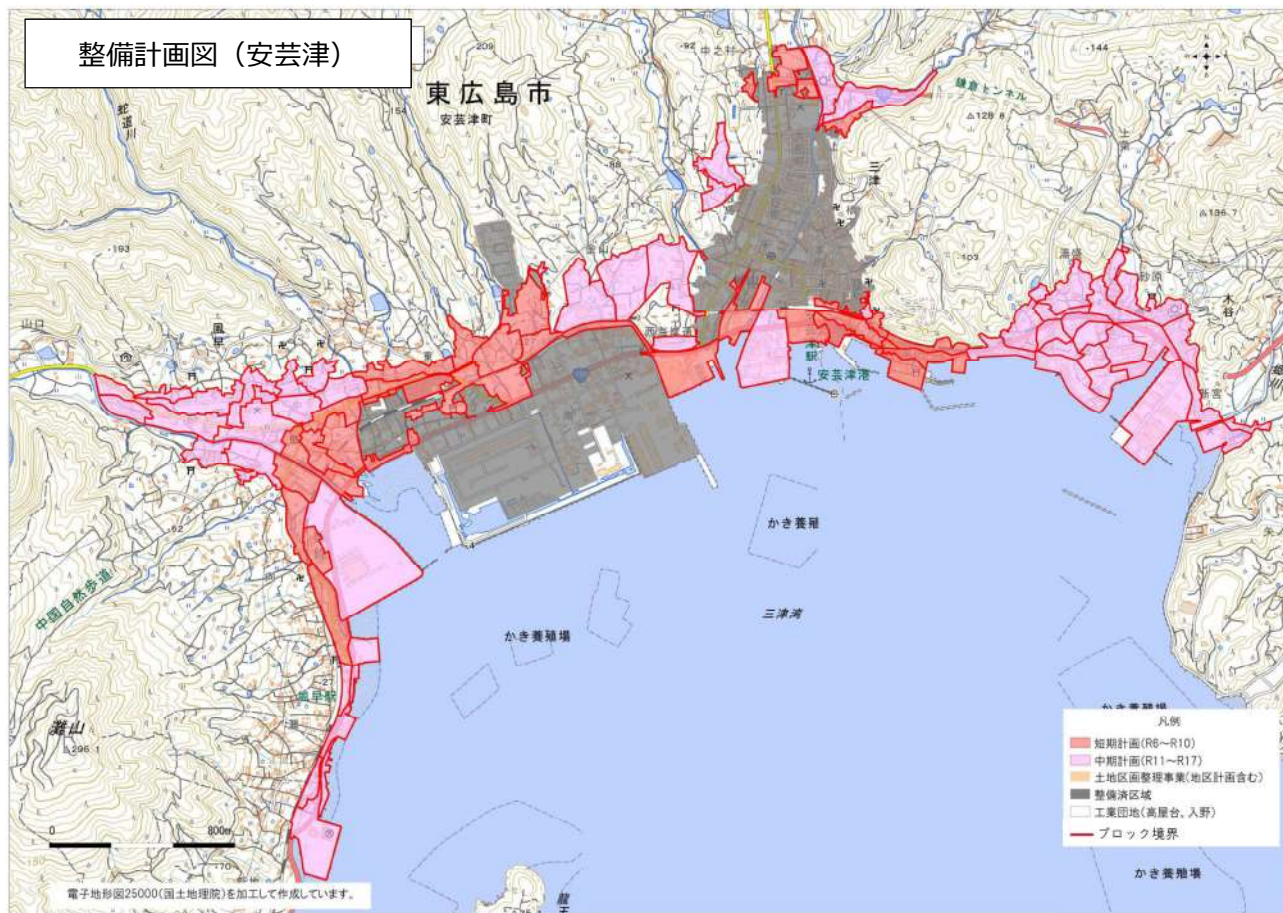
6 河内町

【下水道（污水）事業計画】





【下水道（污水）事業計画】



参考資料

用語集

	用 語	解 説
あ 行	アセットマネジメント	道路や橋梁等の社会資本を資産としてとらえ、構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに予算制約の中でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるのかを考慮して、各構造物を計画的かつ効率的に管理する考え方です。
	幹線道路	全国的、地域的あるいは都市内において、骨格的な道路網を形成する道路のことです。市道では、主に都市計画道路、1級市道及び2級市道が挙げられます。
か 行	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものです。
	交通結節点	主に異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のことで、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場等が挙げられます。
	個別施設計画	総合計画が目指す将来像の実現に向けて、各分野における取組を着実に推進していくため、具体的な事業計画や取組施策等を明らかにする個々具体の計画です。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	住宅や商業施設、医療・福祉施設等の生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩等により、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方です。
	社会資本	道路、公園・緑地、下水道、港湾、河川等の産業や生活の基盤となる施設のことです。
さ 行	借地公園制度	公園や緑地の整備において、公園管理者（市）が土地所有者との間で貸借契約（無償）を結び、土地を借り受けて公園を開設する制度です。
	ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することです。
	スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのことです。

	用 語	解 説
さ 行	生活道路	通勤・通学や買い物等の日常的に利用される道路で、主に地域に生活する人が住宅等から主要な幹線道路に出るまでに利用される道路のことです。
	総合計画	地方自治体における行政運営の最上位計画であり、目指すべき将来都市像やその実現に向け骨格となるまちづくりの基本的な方針等を掲げ、総合的かつ計画的に行政運営を推進していくための指針となるものです。
た 行	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道で、農村部の生活環境の改善、あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的としています。
	都市計画区域	都市計画法に基づき、自然的・社会的な条件や人口・土地利用等の現況及び推移を勘案した上で、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のことで、都道府県知事が指定します。
	都市計画事業	都市計画法に基づき、都道府県知事等の認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業のことです。
	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のことです。
	都市公園	地方公共団体が都市計画施設（都市計画法に基づき定められた施設）として設置する公園又は緑地、及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のことです。
	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それらを活用して道路・公園等の公共施設を整備するとともに、宅地を整形化する等、土地の区画形質を変更する事業のことです。
	地区計画	比較的小規模な地区を対象として、地区の特性に応じて公共施設の配置、建築物の用途・形態等の制限等を定め、良好な居住環境の維持・形成等を目指す都市計画法上の制度のことです。
	長寿命化計画	橋梁・トンネル・横断歩道橋等の構造物について、効率的・効果的な維持管理を行うための個別施設計画です。従来の対処療法型の維持管理から、予防保全型の維持管理に転換することで、施設の安全性を確保するとともに、将来的な維持管理コストの縮減や予算の平準化を図ることを目的としています。
な 行	認定市道	道路法に基づき、一般の交通の用に供する道であることを議決を経て認定した道路（市道）のことです。
	農業集落排水	主として農業振興地域内の農業集落における汚水を処理する施設で、生活環境の向上や農業用水の水質保全等を目的としています。

	用 語	解 説
や 行	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、身体状況等、人々が持つ様々な個性や違いにかかわらず、すべての人が利用しやすいように、建築物や製品等をデザインする考え方です。
ら 行	ライフサイクルコスト	土木構造物に対して、調査、計画から設計、建設、運用、維持管理、更新、廃棄までの一連の過程をライフサイクルと呼び、この期間に必要なすべての費用のことです。一般的に「初期建設費用（イニシャルコスト）＋維持管理・更新（廃棄）費用（ランニングコスト）」で表されます。
	リダンダンシー	自然災害等により、道路の一部区間が通行止めとなっても、交通網全体が機能不全にならないよう、交通ネットワークを多重化（迂回機能を確保）することです。
アル ファ ベ ット	AHP 法	「Analytic Hierarchy Process」の略称で、階層化意思決定法とも呼ばれます。意思決定を行う際に、複数の選択肢を評価して最適なものを選ぶための手法です。定量的な評価が難しいもの（例えば、経済効果や利便性等）を数値にして比較することができます。
	BRT	「Bus Rapid Transit」の略称で、輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせ、定時性、速達性、輸送力を向上させた高度なバスシステムのことです。
	Park-PFI	飲食店や売店等の公園施設を設置・運営し、その収益を活用して園路や広場等の整備・管理を一体的に行う者を公募により選定する公募設置管理制度のことです。
	SDGs	「Sustainable Development Goals」の略称で、日本語に直訳すると「持続可能な開発目標」という意味を表します。SDGs は、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことが誓われています。

東広島市社会資本未来プラン

令和7（2025）年4月

東広島市 建設部 技術企画課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL：082-420-0943 FAX：082-420-0967
